

# ▲イーサネット通信サービス契約約款 (平成12年経企第1103号)

実施 平成12年10月16日

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>第1章 総則</b> .....                   | 6  |
| 第1条 約款の適用                             |    |
| 第2条 約款の変更                             |    |
| 第2条の2 約款の公表                           |    |
| 第3条 用語の定義                             |    |
| <b>第2章 イーサネット通信サービスの提供区間等</b> .....   | 10 |
| 第4条 イーサネット通信サービスの提供区間等                |    |
| 第4条の2 イーサネット通信サービスの種別                 |    |
| <b>第3章 契約</b> .....                   | 11 |
| <b>第1節 第1種イーサネット通信サービスに係る契約</b> ..... | 11 |
| 第5条 第1種イーサネット通信サービスの品目                |    |
| 第6条 契約の単位                             |    |
| 第7条 契約者回線の終端                          |    |
| 第8条 第1種イーサネット通信サービス区域                 |    |
| 第9条 第1種契約申込の方法                        |    |
| 第10条 第1種契約申込の承諾                       |    |
| 第11条 最低利用期間                           |    |
| 第12条 品目の変更                            |    |
| 第13条 利用の一時中断                          |    |
| 第14条 利用権の譲渡                           |    |
| 第15条 第1種契約者が行う第1種契約の解除                |    |
| 第16条 当社が行う第1種契約の解除                    |    |
| 第16条の2 接続契約者回線に係る契約解除等に伴う第1種<br>契約の扱い |    |
| 第17条 その他の提供条件                         |    |
| <b>第2節 第2種イーサネット通信サービスに係る契約</b> ..... | 13 |
| 第17条の2 削除                             |    |
| 第17条の3 削除                             |    |
| 第17条の3の2 削除                           |    |
| 第17条の4 削除                             |    |
| 第17条の5 削除                             |    |
| 第17条の5の2 削除                           |    |
| 第17条の5の3 削除                           |    |
| 第17条の6 削除                             |    |
| 第17条の7 削除                             |    |
| 第17条の7の2 削除                           |    |
| 第17条の7の3 削除                           |    |
| 第17条の7の3の2 削除                         |    |
| 第17条の8 削除                             |    |
| 第17条の8の2 削除                           |    |
| 第17条の8の3 削除                           |    |
| 第17条の8の4 削除                           |    |
| 第17条の8の5 削除                           |    |
| 第17条の9 削除                             |    |

|            |                         |    |
|------------|-------------------------|----|
| 第17条の9の2   | 削除                      |    |
| 第17条の9の2の2 | 削除                      |    |
| 第17条の9の3   | 削除                      |    |
| 第17条の10    | 削除                      |    |
| 第17条の11    | 削除                      |    |
| 第17条の11の2  | 削除                      |    |
| 第17条の12    | 削除                      |    |
| 第3節        | 第3種イーサネット通信サービスに係る契約    | 18 |
| 第17条の13    | 第3種イーサネット通信サービスの種類等     |    |
| 第17条の14    | 契約の単位                   |    |
| 第17条の15    | 契約者回線又は加入者回線の終端         |    |
| 第17条の16    | 接続契約者回線等の収容             |    |
| 第17条の17    | 第3種契約申込の方法              |    |
| 第17条の18    | 第3種契約申込の承諾              |    |
| 第17条の19    | 最低利用期間                  |    |
| 第17条の20    | 種類等の変更                  |    |
| 第17条の21    | 加入者回線の移転                |    |
| 第17条の22    | 回線収容部の変更                |    |
| 第17条の23    | その他の契約内容の変更             |    |
| 第17条の24    | 利用権の譲渡                  |    |
| 第17条の25    | 当社が行う第3種契約の解除           |    |
| 第17条の26    | 協定事業者等の契約解除等に伴う第3種契約の扱い |    |
| 第17条の27    | 所属VPNグループの変更            |    |
| 第17条の28    | その他の提供条件                |    |
| 第4節        | 第4種イーサネット通信サービスに係る契約    | 19 |
| 第17条の29    | 第4種イーサネット通信サービスの種類等     |    |
| 第17条の30    | 契約の種別                   |    |
| 第17条の31    | 契約の単位                   |    |
| 第17条の32    | 契約者回線の終端                |    |
| 第17条の33    | 第4種契約申込の方法              |    |
| 第17条の34    | 第4種契約申込の承諾              |    |
| 第17条の35    | 種類等の変更                  |    |
| 第17条の36    | その他の提供条件                |    |
| 第5節        | 第5種イーサネット通信サービスに係る契約    | 21 |
| 第17条の37    | 削除                      |    |
| 第17条の38    | 削除                      |    |
| 第17条の39    | 削除                      |    |
| 第17条の40    | 削除                      |    |
| 第17条の41    | 削除                      |    |
| 第17条の42    | 削除                      |    |
| 第6節        | 第6種イーサネット通信サービスに係る契約    | 23 |
| 第17条の43    | 削除                      |    |
| 第17条の44    | 削除                      |    |
| 第17条の45    | 削除                      |    |
| 第17条の46    | 削除                      |    |
| 第17条の47    | 削除                      |    |
| 第17条の48    | 削除                      |    |
| 第17条の49    | 削除                      |    |
| 第17条の50    | 削除                      |    |

|             |                      |           |
|-------------|----------------------|-----------|
| 第17条の51     | 削除                   |           |
| 第17条の52     | 削除                   |           |
| 第7節         | 第7種イーサネット通信サービスに係る契約 | 24        |
| 第17条の52の2   | 削除                   |           |
| 第17条の53     | 削除                   |           |
| 第17条の54     | 削除                   |           |
| <b>第4章</b>  | <b>伝送用契約者回線群</b>     | <b>25</b> |
| 第18条        | 伝送用契約者回線群の品目         |           |
| 第19条        | 伝送用契約者回線群の新設等        |           |
| 第20条        | 代表回線の指定              |           |
| 第21条        | 伝送用契約者回線群の廃止         |           |
| 第22条        | 伝送用契約者回線群の異経路        |           |
| <b>第5章</b>  | <b>付加機能</b>          | <b>26</b> |
| 第23条        | 付加機能の提供              |           |
| 第24条        | 付加機能の利用の一時中断         |           |
| 第25条        | 付加機能の最低利用期間          |           |
| 第26条        | 付加機能の廃止              |           |
| <b>第6章</b>  | <b>回線相互接続</b>        | <b>27</b> |
| 第27条        | 当社又は他社の電気通信回線の接続     |           |
| 第27条の2      | 接続契約者回線の接続           |           |
| 第27条の3      | 同上                   |           |
| <b>第7章</b>  | <b>利用中止等</b>         | <b>27</b> |
| 第28条        | 利用中止                 |           |
| 第29条        | 利用停止                 |           |
| 第29条の2      | 接続休止                 |           |
| <b>第8章</b>  | <b>通信</b>            | <b>28</b> |
| 第30条        | 通信利用の制限              |           |
| 第30条の2      | 接続契約者回線等による制約        |           |
| 第30条の3      | 利用速度等の測定等            |           |
| <b>第9章</b>  | <b>料金等</b>           | <b>29</b> |
| 第31条        | 料金及び工事に関する費用         |           |
| 第32条        | 利用料の支払義務             |           |
| 第32条の2      | 同上                   |           |
| 第32条の3      | 同上                   |           |
| 第32条の4      | 同上                   |           |
| 第32条の5      | 同上                   |           |
| 第32条の6      | 同上                   |           |
| 第32条の7      | 同上                   |           |
| 第33条        | 手続きに関する料金の支払義務       |           |
| 第34条        | 工事費の支払義務             |           |
| 第35条        | 設備費の支払義務             |           |
| 第36条        | 料金の計算方法等             |           |
| 第37条        | 割増金                  |           |
| 第38条        | 延滞利息                 |           |
| 第38条の2      | 削除                   |           |
| <b>第10章</b> | <b>保守</b>            | <b>38</b> |
| 第39条        | イーサネット通信サービス契約者の維持責任 |           |
| 第40条        | イーサネット通信サービス契約者の切分責任 |           |
| 第41条        | 修理又は復旧の順位            |           |

|  |    |
|--|----|
| <b>第11章 損害賠償</b> .....                     | 39 |
| 第42条 責任の制限                                 |    |
| 第43条 免責                                    |    |
| <b>第12章 雑則</b> .....                       | 41 |
| 第44条 承諾の限界                                 |    |
| 第44条の2 イーサネット通信サービスの廃止                     |    |
| 第45条 利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務               |    |
| 第46条 契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所<br>の提供等       |    |
| 第47条 技術資料の閲覧                               |    |
| 第47条の2 イーサネット通信サービス契約者からの通知                |    |
| 第47条の3 イーサネット通信サービス契約者の氏名等の通<br>知          |    |
| 第47条の4 協定事業者からの通知                          |    |
| 第47条の5 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等<br>の回収代行      |    |
| 第47条の6 削除                                  |    |
| 第48条 法令に規定する事項                             |    |
| 第48条の2 個人情報の取扱い                            |    |
| 第49条 閲覧                                    |    |
| <b>第13章 附帯サービス</b> .....                   | 43 |
| 第50条 附帯サービス                                |    |
| <b>別記</b> .....                            | 44 |
| 1 イーサネット通信サービスの提供区間等                       |    |
| 1の2 イーサネット通信サービスと接続することができる電気通信サービス        |    |
| 1の3 協定事業者                                  |    |
| 1の4 削除                                     |    |
| 1の5 削除                                     |    |
| 2 イーサネット通信サービス契約者の地位の承継                    |    |
| 3 イーサネット通信サービス契約者の氏名等の変更の届出                |    |
| 4 契約者回線又は加入者回線等の設置場所の提供等                   |    |
| 5 契約者回線又は加入者回線への自営端末設備の接続                  |    |
| 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査                       |    |
| 7 契約者回線又は加入者回線への自営電気通信設備の接続                |    |
| 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査                     |    |
| 8の2 当社の維持責任                                |    |
| 9 個人情報の開示                                  |    |
| 9の2 イーサネット通信サービスに係るコネクティビティの提供             |    |
| 9の2の2 イーサネット通信サービスに係る端末機器の提供               |    |
| 9の2の3 イーサネット通信サービスに係る回線制御装置等の提供            |    |
| 9の2の4 削除                                   |    |
| 9の2の5 イーサネット通信サービスに係る遠隔監視サービスの提供           |    |
| 9の2の6 支払証明書の発行                             |    |
| 9の3 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行               |    |
| 10 新聞社等の基準                                 |    |
| 11 技術資料の項目                                 |    |
| 12 イーサネット通信サービスの提供に係る協定事業者の電気通信サービス<br>の契約 |    |

## 料金表

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 通則                      | 54  |
| 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） | 56  |
| 第1 利用料                  | 56  |
| 第2 手続きに関する料金            | 191 |
| 第2表 工事に関する費用            | 192 |
| 第1 工事費                  | 192 |
| 第2 設備費                  | 196 |
| 第3表 附帯サービスに関する料金        | 197 |
| 第1 構内設備使用料              | 197 |
| 第2 端末機器使用料              | 198 |
| 第3 回線制御装置使用料            | 200 |
| 第4 回線制御装置遠隔監視料          | 223 |
| 第5 削除                   |     |
| 料金表別表                   | 224 |
| 附則                      | 229 |

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このイーサネット通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりイーサネット通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、イーサネット通信サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

### (約款の公表)

**第2条の2** 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

### (用語の定義)

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語                | 用語の意味   |
|-------------------|---|
| 1 電気通信設備          | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備   |
| 2 電気通信サービス        | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること   |
| 3 イーサネット網         | 主としてデータ通信の用に供することを目的として、イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 4 イーサネット通信サービス    | イーサネット網を使用して行う電気通信サービス  |
| 5 イーサネット通信サービス取扱所 | (1) イーサネット通信サービスに関する業務を行う当社の事業所<br>(2) 当社の委託によりイーサネット通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所   |
| 6 第1種契約           | 当社から第1種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約   |
| 7 第3種契約           | 当社から第3種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約   |
| 8 第4種契約           | 当社から第4種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約（臨時第4種契約となるものを除きます。）   |
| 9 臨時第4種契約         | 30日以内の利用期間を指定して、当社から第4種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約   |
| 10 イーサネット         | 第1種契約、第3種契約、第4種契約又は臨時第4種契約  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 通信サービス契約           |   |
| 11 第1種契約者          | 当社と第1種契約を締結している者  |
| 12 第3種契約者          | 当社と第3種契約を締結している者  |
| 13 第4種契約者          | 当社と第4種契約を締結している者  |
| 14 臨時第4種契約者        | 当社と臨時第4種契約を締結している者  |
| 15 イーサネット通信サービス契約者 | 第1種契約者、第3種契約者、第4種契約者又は臨時第4種契約者  |
| 16 相互接続点           | 当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点   |
| 17 協定事業者           | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者   |
| 18 契約者回線           | (1) 第1種契約に基づいて第1種契約者の指定する構内（これに準ずる区域内を含みます。以下同じとします。）若しくは建物内又はイーサネット通信サービス取扱所内に設置される交換設備とその交換設備のある構内若しくは建物内又はイーサネット通信サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます。）<br>(2) イーサネット通信サービス契約（第1種契約を除きます。）に基づいてイーサネット通信サービス取扱所内に設置される交換設備とその交換設備のあるイーサネット通信サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます。） |
| 19 加入者回線           | イーサネット通信サービス契約に基づいて当社が設置する電気通信回線設備の一部であって、そのイーサネット通信サービス契約者の指定する場所又はイーサネット通信サービス取扱所とイーサネット通信サービス取扱所との間に設置するもの（契約者回線となるものを除きます。）   |
| 20 接続契約者回線         | 別記1の2に掲げる当社の提供する電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信設備であって、第1種イーサネット通信サービス若しくは第4種イーサネット通信サービスに係る契約者回線と相互に接続（第27条（当社又は他社の電気通信回線の接続）に規定する接続を除きます。）するもの又は第3種イーサネット通信サービスに係る回線収容部に收容されるもの  |

|              |   |
|--------------|---|
| 21 回線収容部     | 第3種イーサネット通信サービスに係る接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備  |
| 22 サービス接続点   | (1) 第1種イーサネット通信サービスに係る契約者回線と接続契約者回線との接続点<br>(2) 第3種イーサネット通信サービスに係る回線収容部が接続契約者回線を収容する際の接続点<br>(3) 第4種イーサネット通信サービスに係る契約者回線と接続契約者回線との接続点           |
| 23 伝送用契約者回線群 | 第1種契約に係る1以上の契約者回線が相互に通信を行うための電気通信設備   |
| 24 V P Nグループ | (1) 相互に通信を行うことのできる第3種契約に係る契約者回線、加入者回線又は回線収容部から構成されるグループ<br>(2) 相互に通信を行うことのできる第4種契約及び臨時第4種契約に係る契約者回線から構成されるグループ                                  |
| 25 通信グループ    | (2) 当社が別に定める通信により、相互に通信を行うことができる異なるゾーンのV P Nグループから構成されるグループ<br><br>(注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、料金表表第1表(料金)に定めるゾーン間中継とします。                            |
| 26 代表回線      | 伝送用契約者回線群に係る契約者回線のうち、伝送用契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表して行うもの  |
| 27 代表者       | 同じV P Nグループに属する契約者のうち、V P Nグループの設定、変更若しくは廃止の手続き又は当社が別に定める通信に係る申込み、変更若しくは廃止の手続きを代表して行う者<br><br>(注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、料金表表第1表(料金)に定めるゾーン間中継とします。 |
| 28 通信グループ代表者 | 同じ通信グループに属する代表者のうち、当社が別に定める付加機能の申込み、変更若しくは廃止の手続きを代表して行う者<br><br>(注) 本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表表第1表(料金)に定める故障通知機能とします。                             |

|             |  |
|-------------|--|
| 29 端末設備     | 契約者回線、加入者回線又は接続契約者回線等（以下「契約者回線等」といいます。）の終端（サービス接続点となるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの |
| 30 自営端末設備   | イーサネット通信サービス契約者が設置する端末設備   |
| 31 自営電気通信設備 | 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの  |
| 32 技術基準等    | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件   |
| 33 消費税相当額   | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額                        |

## 第2章 イーサネット通信サービスの提供区間等

### （イーサネット通信サービスの提供区間等）

第4条 当社のイーサネット通信サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所において、当社が別に定めるサービス接続点又は相互接続点の所在場所を閲覧に供します。
- 3 サービス接続点の所在場所については、当社のイーサネット通信サービスに係る業務の遂行上の理由により、これを変更することがあります。
- 4 相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

### （イーサネット通信サービスの種別）

第4条の2 イーサネット通信サービスには、次の種別があります。

| 種 別             | 内 容  |
|-----------------|--|
| 第1種イーサネット通信サービス | 当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所（イーサネット通信サービス取扱所を除きます。）との間のみにおいて提供するイーサネット通信サービスであって、第3種イーサネットサービス及び第4種イーサネットサービス以外のもの |
| 第3種イーサネット通信サービス | 当社が測定した転送レート（当社が別に定める一定の時間内にイーサネット網において伝送されるデータ量をいいます。以下同じとします。）と料金表の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要するイーサネット通信サービス                    |
| 第4種イーサネット通信サービス | 当社が測定した利用速度と料金表の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要するイーサネット通信サービス   |

## 第3章 契約

### 第1節 第1種イーサネット通信サービスに係る契約

#### （第1種イーサネット通信サービスの品目）

第5条 第1種イーサネット通信サービスには、料金表第1表（料金）第1（利用料）

に規定する品目があります。

**(契約の単位)**

**第6条** 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は1の第1種契約につき1人に限ります。

**(契約者回線の終端)**

**第7条** 当社は、イーサネット通信サービス取扱所又は第1種契約者が指定した構内又は建物内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

**(第1種イーサネット通信サービス区域)**

**第8条** 当社は、料金表第1表(料金)第1(利用料)に定めるところにより、第1種イーサネット通信サービス区域を設定します。

2 当社は、第1種イーサネット通信サービス区域を表示する図表をその第1種イーサネット通信サービス区域内の契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所において閲覧に供します。

**(第1種契約申込の方法)**

**第9条** 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第1種イーサネット通信サービスの品目

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) 帰属する1の伝送用契約者回線群

(4) その他申込みの内容を特定するための事項

2 接続契約者回線と相互に接続する契約者回線に係る契約の申込みをするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1) その契約者回線と相互に接続する接続契約者回線に係るサービスの品目

(2) その契約者回線と相互に接続する接続契約者回線に係る終端の場所

**(第1種契約申込の承諾)**

**第10条** 当社は、第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種契約の申込時に指定する伝送用契約者回線群が第19条(伝送用契約者回線群の新設等)各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第1種契約の申込みをした者が、その申込時に指定する伝送用契約者回線群に係る代表回線の契約者と同一の者でないとき。

(3) 第1種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4) 第1種契約の申込みをした者が、第1種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、接続契約者回線と相互に接続する契約者回線に係る契約の申込みにあつては、前項の規定に加え、次の場合にはその契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種契約の申込みをした者が、その契約者回線と接続することとなる接続契約者回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線と、接続契約者回線とを接続する点が2以上となるとき。

ただし、料金表第1表(料金)第1(利用料)に別段の定めがある場合は、その限りではありません。

**(最低利用期間)**

- 第11条** 第1種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)第1(利用料)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 第1種契約者は、前項の最低利用期間内に第1種契約の解除又は第1種イーサネット通信サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。

**(品目の変更)**

- 第12条** 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種イーサネット通信サービスの品目の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

**(利用の一時中断)**

- 第13条** 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種イーサネット通信サービスの利用の一時中断(そのイーサネット通信サービスに係る電気通信回線設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

**(利用権の譲渡)**

- 第14条** 利用権(イーサネット通信サービス契約者がイーサネット通信サービス契約に基づいてイーサネット通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に請求していただきます。  
ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、第1種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その譲受人が、その契約者回線と接続される接続契約者回線の契約者と同一の者とならないとき。
- (3) その契約者回線の帰属する伝送用契約者回線群に係る全ての契約者回線の利用権の譲渡を同時に行わないとき。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

**(第1種契約者が行う第1種契約の解除)**

- 第15条** 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に書面により通知していただきます。

**(当社が行う第1種契約の解除)**

- 第16条** 当社は、第1種契約者が次のいずれかに該当するときは、その第1種契約を解除することがあります。
- (1) 第29条(利用停止)の規定によりイーサネット通信サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群が、第19条(伝送用契約者回線群の新設等)各号のいずれかに該当するとき。
- (3) その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群が廃止されたとき。
- 2 当社は、第1種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、そ

の事実がイーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種イーサネット通信サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめイーサネット通信サービス契約者にそのことを通知します。

(接続契約者回線に係る契約解除等に伴う第1種契約の扱い)

**第16条の2** 当社は、第1種契約者からその契約者回線に接続する接続契約者回線について契約の解除又はイーサネット通信サービスの種類の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第1種契約を解除します。

ただし、次に掲げる場合にあつて、その第1種契約者からその第1種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

(1) 接続契約者回線に係る契約を解除すると同時にその接続契約者回線に相当する電気通信回線に係る契約を締結した場合

(2) 接続契約者回線に係る契約を解除すると同時にその契約者回線に係る終端(サービス接続点となるものに限ります。)を、当社の指定するイーサネット通信サービス取扱所内において契約者回線に係る終端(サービス接続点となるものを除きます。)とした場合

- 2 前項に規定するほか、当社は第1種契約者とその契約者回線に接続する接続契約者回線の契約者が同一でないことについてその事実を知ったときは、その第1種契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

**第17条** 第1種契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

#### 第2節 第2種イーサネット通信サービスに係る契約

**第17条の2** 削除

**第17条の3** 削除

**第17条の3の2** 削除

**第17条の4** 削除

**第17条の5** 削除

**第17条の5の2** 削除

**第17条の5の3** 削除

**第17条の6** 削除

**第17条の7** 削除

**第17条の7の2** 削除

**第17条の7の3** 削除

**第17条の7の3の2** 削除

**第17条の8** 削除

**第17条の8の2** 削除

**第17条の8の3** 削除

**第17条の8の4** 削除

**第17条の8の5** 削除

**第17条の9** 削除

**第17条の9の2** 削除

**第17条の9の2の2** 削除

第17条の9の3 削除

第17条の10 削除

第17条の11 削除

第17条の11の2 削除

第17条の12 削除

**第3節 第3種イーサネット通信サービスに係る契約**

(第3種イーサネット通信サービスの種類等)

第17条の13 第3種イーサネット通信サービスには、次の種類があります。

| 種 類  | 内 容  |
|------|--|
| タイプ1 | 第3種イーサネット通信サービスに係る契約者回線を設置して提供するイーサネット通信サービス   |
| タイプ2 | 第3種イーサネット通信サービスに係る接続契約者回線と接続して提供するイーサネット通信サービス |
| タイプ3 | 第3種イーサネット通信サービスに係る加入者回線を設置して提供するイーサネット通信サービス   |

2 前項に規定するほか、第3種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

(契約の単位)

第17条の14 当社は、1の契約者回線、加入者回線又は回線収容部ごとに1の第3種契約を締結します。この場合、第3種契約者は1の第3種契約につき1人に限ります。

(契約者回線又は加入者回線の終端)

第17条の15 当社は、イーサネット通信サービス取扱所内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、第3種契約者(タイプ3に係る者に限ります。)が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第3種契約者と協議します。

(接続契約者回線等の収容)

第17条の16 当社は、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所の回線収容部に接続契約者回線等を収容します。

2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部ごとに1の接続契約者回線等を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のイーサネット通信サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(第3種契約申込の方法)

第17条の17 第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第3種イーサネット通信サービスの種類、品目及び通信又は保守の態様による細目

(2) 契約者回線等に係る終端の場所

(3) 接続契約者回線について当社と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)

(4) 所属VPNグループ

(5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、そのVPNグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に申し込んでいただきます。これを変更したときも同様とします。

(注) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定める契約の内容は、当社の契約約款及び料金表（接続契約者回線に係るものに限り、）に規定する事項のうち、当社が第3種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

#### (第3種契約申込の承諾)

**第17条の18** 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第3種契約の申込みをした者が、接続契約者回線について、当社と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 第3種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第3種契約の申込みをした者が第3種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 所属VPNグループの代表者の承諾がないとき。
- (5) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

**第17条の19** 第3種イーサネット通信サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第3種イーサネット通信サービスの提供を開始した日又は第3種イーサネット通信サービスの種類の変更を行った日から起算して1年間とします。

3 当社は、前項の最低利用期間内に第3種契約の解除、第3種イーサネット通信サービスの種類若しくは品目の変更又は加入者回線の移転があったときは、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を第3種契約者から支払っていただきます。

#### (種類等の変更)

**第17条の20** 当社は、第3種契約者から請求があったときは、第3種イーサネット通信サービスの種類（タイプ2とタイプ3との間の相互の変更に限り、）、品目及び通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条の18（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (加入者回線の移転)

**第17条の21** 第3種契約者（タイプ3に係る者に限り、）は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条の18（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (回線収容部の変更)

**第17条の22** 第3種契約者（タイプ2に係る者に限り、以下この条において同じとします。）が接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は協定事業者に行うときは、当社は、その内容について契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線等について他のイーサネット通信サービス

取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第17条の18（第3種契約申込みの承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

- 3 前項ただし書きの場合において、第3種契約者は、イーサネット通信サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第3種契約者にそのことを通知します。

**（その他の契約内容の変更）**

**第17条の23** 当社は、第3種契約者から請求があったときは、その他の契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は第17条の18（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**（利用権の譲渡）**

**第17条の24** 利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、第3種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その譲渡について、他社接続契約者回線に係る協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (3) その譲受人が、その契約者回線と接続される接続契約者回線、回線収容部に収容される他社接続契約者回線の契約者と同一の者とならないとき。
- (4) 所属VPNグループの代表者の承諾が得られないとき。

- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第3種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

**（当社が行う第3種契約の解除）**

**第17条の25** 当社は、第3種契約者が次のいずれかに該当するときは、その第3種契約を解除することがあります。

- (1) 第29条（利用停止）の規定によりイーサネット通信サービスの利用を停止された第3種契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) その第3種契約者に係る所属VPNグループが廃止されたとき。

- 2 当社は、第3種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がイーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第3種イーサネット通信サービスの利用停止をしないでその第3種契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、その第3種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種契約者にそのことを通知します。

**（協定事業者等の契約解除等に伴う第3種契約の扱い）**

**第17条の26** 当社は第3種契約者（タイプ2に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）からその第3種契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除等第3種契約者の責めに帰すべき理由によりその接続契約者回線等との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第3種契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する接続契約者回線等との接続を開始した場合であって、その第3種契約者から第3種契約を継続したい旨の届出があったと

きは、この限りではありません。

- 2 前項に規定するほか、当社は、第3種契約者とその第3種契約に係る接続契約者回線等について当社又は協定事業者と契約を締結している者とは同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第2種契約を解除することがあります。

**(所属VPNグループの変更)**

**第17条の27** 第3種契約者は、所属VPNグループの変更（そのイーサネット通信サービス契約者の所属先となるVPNグループを変更することその他の変更（新たにVPNグループを設けることを含みます。）をいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 前項に規定するほか、第3種契約者は、代表者を同一の所属VPNグループの他のイーサネット通信サービス契約者に変更することを請求することができます。この場合において、当社は、その所属VPNグループのイーサネット通信サービス契約者全員の承認が得られる場合に限り、その請求を承諾します。

- 3 前2項の請求があったときは、当社は、第17条の18（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**(VPNグループの廃止)**

**第17条の27の2** 当社は、次の場合には、その第3種契約に係るVPNグループを廃止します。

- (1) 代表者からそのVPNグループの廃止の申出があったとき。  
(2) 代表者に係る第3種契約について契約の解除があったときであって、前条第2項に規定する代表者の変更の請求がないとき。

**(その他の提供条件)**

**第17条の28** 第3種イーサネット通信サービス区域、利用の一時中断及び第3種契約者が行う第3種契約の解除の取扱いについては、第1種イーサネット通信サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第3種契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

**第4節 第4種イーサネット通信サービスに係る契約**

**(第4種イーサネット通信サービスの種類等)**

**第17条の29** 第4種イーサネット通信サービスには、次の種類があります。

| 種 類  | 内 容   |
|------|---|
| タイプ1 | 第4種イーサネット通信サービスに係る契約者回線を設置して提供するイーサネット通信サービス（タイプ2となるものを除きます。） |
| タイプ2 | 第4種イーサネット通信サービスに係る接続契約者回線と接続して提供するイーサネット通信サービス                |

- 2 前項に規定するほか、第4種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

**(契約の種別)**

**第17条の30** 第4種イーサネット通信サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第4種契約  
(2) 臨時第4種契約

**(契約の単位)**

**第17条の31** 当社は、1の契約者回線ごとに1の第4種契約（臨時第4種契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、第4種契約者（臨時第4種契約者を含みます。以下同じとします。）は1の第4種契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

**第17条の32** 当社は、イーサネット通信サービス取扱所内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

(第4種契約申込の方法)

**第17条の33** 第4種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第4種イーサネット通信サービスの種類及び品目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) 所属VPNグループ
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、そのVPNグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に申し込んでいただきます。これを変更したときも同様とします。

(第4種契約申込の承諾)

**第17条の34** 当社は、第4種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時第4種契約の申込みがあった場合は、第4種イーサネット通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第4種契約の申込みを承諾します。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第4種契約の申込みをした者が、その契約者回線と接続することとなる接続契約者回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 第4種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第4種契約の申込みをした者が第4種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 所属VPNグループの代表者の承諾がないとき。
- (5) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(種類等の変更)

**第17条の35** 当社は、第4種契約者から請求があったときは、第4種イーサネット通信サービスの種類及び品目の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条の34（第4種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

**第17条の36** 第4種イーサネット通信サービス区域、最低利用期間、利用の一時中断、第4種契約者が行う第4種契約の解除の取扱い及び接続契約者回線に係る契約解除等に伴う第4種契約の扱いについては、第1種イーサネット通信サービスの場合に、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡、当社が行う第4種契約の解除、所属VPNグループの変更及びVPNグループの廃止の取扱いについては、第3種イーサネット通信サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第4種契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

#### 第5節 第5種イーサネット通信サービスに係る契約

- 第17条の37 削除
- 第17条の38 削除
- 第17条の39 削除
- 第17条の40 削除
- 第17条の41 削除
- 第17条の42 削除

#### 第6節 第6種イーサネット通信サービスに係る契約

- 第17条の43 削除
- 第17条の44 削除
- 第17条の45 削除
- 第17条の46 削除
- 第17条の47 削除
- 第17条の48 削除
- 第17条の49 削除
- 第17条の50 削除
- 第17条の51 削除
- 第17条の52 削除

#### 第7節 第7種イーサネット通信サービスに係る契約

- 第17条の52の2 削除
- 第17条の53 削除
- 第17条の54 削除

### 第4章 伝送用契約者回線群

#### (伝送用契約者回線群の品目)

第18条 伝送用契約者回線群には、料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定する品目があります。

#### (伝送用契約者回線群の新設等)

第19条 伝送用契約者回線群は、イーサネット通信サービス契約の申込みをするときに限り、新設することができます。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) その伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線について、契約者が全て同一の者とならないとき。
- (2) その伝送用契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (代表回線の指定)

第20条 前条に規定する伝送用契約者回線群の新設にあたって、イーサネット通信サービス契約の申込みをする者は、その伝送用契約者回線群に帰属する契約者回線の中から代表回線を指定していただきます。

- 2 代表回線を変更しようとするとき又は代表回線に係る契約の解除を行うときは、その伝送用契約者回線群に帰属する他の契約者回線の中から代表回線を指定していただきます。

#### (伝送用契約者回線群の廃止)

第21条 当社は次の場合には、伝送用契約者回線群を廃止します。

- (1) 代表回線の契約者から、その伝送用契約者回線群の廃止の申出があったとき。
- (2) 代表回線に係る契約の解除があったときに、代表回線の変更がないとき。
- (3) その伝送用契約者回線群に帰属する契約者回線がなくなったとき。
- (4) その伝送用契約者回線群に係るイーサネット通信サービス契約者が、その伝送用契約者回線群に帰属する他の契約者回線の契約者と異なることとなったとき。

#### (伝送用契約者回線群の異経路)

**第22条** 当社は、次の場合を除き、代表回線の申込みをする者の請求に基づき、その伝送用契約者回線群を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

- (1) 異経路による伝送用契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第5章 付加機能

#### (付加機能の提供)

**第23条** 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したイーサネット通信サービス契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術上著しく困難なとき。
- (3) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (付加機能の利用の一時中断)

**第24条** 当社は、イーサネット通信サービス契約者（第1種契約者を除きます。）から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

#### (付加機能の最低利用期間)

**第25条** 当社が別に定める付加機能には、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間については、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定めるところによります。

(注) 本条第1項の当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第1に定める回線群二重化機能及びデュアルアクセス機能とします。

#### (付加機能の廃止)

**第26条** 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているイーサネット通信サービス契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

### 第6章 回線相互接続

#### (当社又は他社の電気通信回線の接続)

**第27条** イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線の終端（サービス接続点となるものを除きます。以下同じとします。）、若しくは加入者回線の終端において又はそれらの終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線等と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に

接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

**(接続契約者回線の接続)**

**第27条の2** 当社は、イーサネット通信サービス契約（第1種契約及び第4種契約（タイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みがあったときは、その接続契約者回線に係るサービス接続点において、指定のあった契約者回線との接続を行います。

**第27条の3** 当社は、イーサネット通信サービス契約者（第1種契約者及び第4種契約者（タイプ2に係る者に限ります。）に限ります。）から請求があったときは、その契約者回線に係るサービス接続点の現在の所在場所において、現在接続されている接続契約者回線以外の接続契約者回線への接続の変更（以下「接続契約者回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（第1種契約申込の承諾）又は第17条の34（第4種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**第7章 利用中止等**

**(利用中止)**

**第28条** 当社は、次の場合には、そのイーサネット通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第4条（イーサネット通信サービスの提供区間等）第3項及び第4項の規定によりサービス接続点又は相互接続点の所在場所を変更するとき。
  - (3) 第30条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをイーサネット通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

**(利用停止)**

**第29条** 当社は、イーサネット通信サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのイーサネット通信サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったイーサネット通信サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのイーサネット通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第45条（利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線又は加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかつたとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であつて、イーサネット通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をイーサネット通信サービス契約者に

通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

**(接続休止)**

**第29条の2** 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、イーサネット通信サービス契約者がイーサネット通信サービスを全く利用できなくなったときは、そのイーサネット通信サービスについて接続休止（そのイーサネット通信サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのイーサネット通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのイーサネット通信サービスについて、イーサネット通信サービス契約者から利用の一時中断の請求又はイーサネット通信サービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前号の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのイーサネット通信サービス契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット通信サービス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのイーサネット通信サービス契約者にそのことを通知します。

**第8章 通信**

**(通信利用の制限)**

**第30条** 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

| 機 関 名                         |
|-------------------------------|
| 気象機関                          |
| 水防機関                          |
| 消防機関                          |
| 災害救助機関                        |
| 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）   |
| 防衛機関                          |
| 輸送の確保に直接関係がある機関               |
| 通信の確保に直接関係がある機関               |
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関            |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関            |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関            |
| 選挙管理機関                        |
| 別記10の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関                  |
| 国又は地方公共団体の機関                  |

- 2 通信が著しくふくそうした場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、イー

イーサネット通信サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

(接続契約者回線等による制約)

**第30条の2** 第3種契約者(タイプ2に係る者に限ります。)は、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等を使用することができない場合においては、イーサネット通信サービスを利用することはできません。

(利用速度等の測定等)

**第30条の3** 第4種イーサネット通信サービスに係る利用速度の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 第3種イーサネット通信サービスに係る転送レートの測定等については、料金表第1表に定めるところによります。

## 第9章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

**第31条** 当社が提供するイーサネット通信サービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するイーサネット通信サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するイーサネット通信サービスの態様に応じて、契約者回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料、インタフェースケーブル使用料、回線使用料(第3種イーサネット通信サービスについては、アクセス回線料を含みます。)、中継回線使用料、通信料金、伝送用契約者回線群使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

(利用料の支払義務)

**第32条** 第1種契約者は、その第1種契約に基づいてイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により第1種イーサネット通信サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次のようになります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、第1種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、第1種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、第1種契約者は、次の場合を除き、第1種イーサネット通信サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

|   |   |            |
|---|---|------------|
| 区 | 別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|------------|

|  |   |
|--|---|
| <p>1 第1種契約者の責めによらない理由により、その第1種イーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態（そのイーサネット通信サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄、4欄又は5欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>  | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する契約者回線使用料又は付加機能使用料</p>                                       |
| <p>2 第1種契約者の責めによらない理由により、1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信（同一設置場所内の契約者回線相互間の通信を除きます。以下この表において同じとします。）が全くできない状態（その伝送用契約者回線群に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く通信ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（3欄、4欄又は5欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p> | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信サービスについての利用料</p>      |
| <p>3 当社の故意又は重大な過失によりその第1種イーサネット通信サービス若しくは付加機能又は1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信が全く利用できない状態が生じたとき。</p>   | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する契約者回線使用料又は付加機能使用料（1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信が全く利用できない状態が生じたときはその利用料とします。）</p> |
| <p>4 接続契約者回線接続変更に伴って、第1種イーサネット通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第1種契約者の都合によりイーサネット通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>  | <p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのイーサネット通信サービスについての利用料</p>   |

3 前項の規定にかかわらず、利用料の取扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1以上の料金月（1の暦月の起算日（当社がイーサネット通信サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注）本条第2項の表の2欄に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第1（利用料）に規定する回線群二重化機能とします。

**第32条の2** 削除

**第32条の3** 第3種契約者は、その第3種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して、第3種契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。以下この条において同じとします。）について、当社が測定した転送レートと料金表の規定とに基づいて算定した利用料（当社が別に定める利用料に限りです。）の支払いを要します。

2 前項に規定するほか、第3種契約者は、その第3種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して、第3種契約の解除があった日の前日までの期間について、料金表第1表（料金）に規定する利用料（前項の規定による利用料を除きます。）の支払いを要します。

3 前2項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、第3種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、第3種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、第3種契約者は、次の場合を除き、イーサネット通信サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

| 区 別   | 支払いを要しない料金   |
|---|--|
| 1 第3種契約者の責めによらない理由により、その第3種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限りです。）に対応するその第3種イーサネット通信サービスについての料金 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりその第3種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。  | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金                        |
| 3 回線収容部の変更に伴って、第3種イーサネット通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第3種契約者の都合によりイーサネット通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。             | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第3種イーサネット通信サービスについての料金                   |
| 4 第3種イーサネット通信サービスの接続休止をしたとき。  | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日   |

|  |                                |
|--|--------------------------------|
|  | 数に対応するその第3種イーサネット通信サービスについての料金 |
|--|--------------------------------|

- 4 第1項及び第3項の場合において、第3種契約者は、利用料（当社が別に定める利用料に限り。）について当社の機器の故障等により正しく算定することが出来なかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第3種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 5 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 6 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(注) 本条第1項及び第4項に規定する当社が別に定める利用料は、料金表第1表に規定する定額通信料金（加算額に限り。）とします。

**第32条の4** 第4種契約者は、その第4種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して、第4種契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。以下この条において同じとします。）について、当社が測定した利用速度と料金表第1表の規定とに基づいて算定した利用料の支払いを要します。

- 2 第4種契約者は、その第4種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して、第4種契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表に規定する利用料の支払いを要します。
- 3 前2項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、第4種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、第4種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、第4種契約者は、次の場合を除き、イーサネット通信サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

| 区 別  | 支払いを要しない料金  |
|--|---|
| 1 第4種契約者の責めによらない理由により、その第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り）に対応するその第4種イーサネット通信サービスについての利用料 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりその第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。   | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金             |

- 4 前項の規定にかかわらず、利用料の取り扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 第1項及び第3項の場合において、第4種契約者は、利用料について当社の機器の

故障等により正しく算定することが出来なかった場合は、料金表第1表第1（利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第4種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

6 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

7 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

#### （手続きに関する料金の支払義務）

**第33条** イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

#### （工事費の支払義務）

**第34条** イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、イーサネット通信サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### （設備費の支払義務）

**第35条** イーサネット通信サービス契約者は、特別な電気通信設備の新設を要するイーサネット通信サービス契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）第2（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、伝送用契約者回線群の設置等の工事の着手前にそのイーサネット通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、イーサネット通信サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### （料金の計算方法等）

**第36条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### （割増金）

**第37条** イーサネット通信サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### （延滞利息）

**第38条** イーサネット通信サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利

息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

## 第10章 保守

### (イーサネット通信サービス契約者の維持責任)

**第39条** イーサネット通信サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### (イーサネット通信サービス契約者の切分責任)

**第40条** イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービスを利用することができなくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、イーサネット通信サービス契約者（第1種契約者並びにタイプ1及びタイプ3に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、イーサネット通信サービス取扱所において試験を行い、その結果をイーサネット通信サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、イーサネット通信サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、イーサネット通信サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧の順位)

**第41条** 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第30条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備  |
|----|---|
| 1  | 気象機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>水防機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>消防機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>災害救助機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>警察機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>防衛機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>輸送の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>通信の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>電力の供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの |
| 2  | ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>水道の供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの  |

|   |  |
|---|--|
|   | 選挙管理機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>別記10の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>預貯金業務を行う金融機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの<br>国又は地方公共団体の機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの   |

## 第11章 損害賠償

### （責任の制限）

**第42条** 当社は、イーサネット通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのイーサネット通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、第1種契約においては24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は1時間とします。）以上、第3種契約においては12時間以上、第4種契約においては24時間以上、その状態が連続したときに限り、そのイーサネット通信サービス契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

| 区 別  | 賠償する額  |
|--|--|
| 1 そのイーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じた場合（2欄又は3欄に該当するものを除きます。）で、第1種契約においては24時間以上、第3種契約においては12時間以上、第4種契約においては24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する契約者回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料、インタフェースケーブル使用料、回線使用料（第3種イーサネット通信サービスについては、アクセス回線料を含みます。）、定額通信料金又は付加機能使用料 |

|  |  |
|--|--|
| <p>2 1の伝送用契約者回線群に係る全ての通信（同一設置場所内の契約者回線相互間の通信を除きます。以下この表において同じとします。）が全くできない状態（その伝送用契約者回線群に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く通信ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p> | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間（その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において当社が別に定める付加機能を利用している場合は、1時間とします。）の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信サービスについての利用料</p> |
| <p>3 同一VPNグループに所属する全ての契約者が料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態（そのVPNグループに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>   | <p>そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（この表の3欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第2種イーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する中継回線使用料</p>                                |

3 前2項に規定するほか、第3種契約及び第4種契約に係る利用料にあつては、第3種イーサネット通信サービス及び第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの利用料により、算出します。

4 当社の故意又は重大な過失によりイーサネット通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（注1）本条第1項及び第2項の表の2欄に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第1（利用料）に規定する回線群二重化機能とします。

（注2）本条第2項の場合において、時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

**第43条** 当社は、イーサネット通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあつて、イーサネット通信サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（イーサネット通信サービス取扱所又はイーサネット通信サービス契約者が指定する場所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

**第44条** 当社は、イーサネット通信サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (イーサネット通信サービスの廃止)

**第44条の2** 当社は、イーサネット通信サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定によるイーサネット通信サービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのイーサネット通信の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、イーサネット通信サービスの一部又は全部の廃止に伴い、イーサネット通信サービス契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定によりイーサネット通信サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめイーサネット通信サービス契約者に通知します。

### (利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務)

**第45条** イーサネット通信サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社がイーサネット通信サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- (5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。

- 2 イーサネット通信サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

### (契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等)

**第46条** イーサネット通信サービス契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

### (技術資料の閲覧)

**第47条** 当社は、当社が指定する当社の事業所において、イーサネット通信サービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

### (イーサネット通信サービス契約者からの通知)

**第47条の2** 当社は接続契約者回線等について、第17条の17(第3種契約申込の方法)、第17条の33(第4種契約申込の方法)に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容についてイーサネット通信サービス契約者から速やかに契約

事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) 利用権の譲渡
- (2) 契約の解除
- (3) 地位の承継
- (4) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

(イーサネット通信サービス契約者の氏名等の通知)

**第47条の3** 当社は、協定事業者から請求があったときは、イーサネット通信サービス契約者（その協定事業者とイーサネット通信サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限り、）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

**第47条の4** 当社は、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、イーサネット通信サービス契約者に同意していただきます。

(法令に規定する事項)

**第48条** イーサネット通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から8の2までに定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

**第48条の2** 当社は、イーサネット通信サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記9及び当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

**第49条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

### 第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

**第50条** イーサネット通信サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記9の2から9の2の6までに定めるところによります。

別記

1 イーサネット通信サービスの提供区間等

イーサネット通信サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

| イーサネット通信サービスの種別 | 提供区間   |
|-----------------|--|
| 第1種イーサネット通信サービス | (1) 契約者回線の終端相互間<br>(2) 契約者回線の終端とサービス接続点との間   |
| 第3種イーサネット通信サービス | (1) 契約者回線の終端相互間<br>(2) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間<br>(3) 契約者回線の終端とサービス接続点との間<br>(4) 加入者回線の終端相互間<br>(5) 加入者回線の終端とサービス接続点との間<br>(6) サービス接続点相互間 |
| 第4種イーサネット通信サービス | (1) 契約者回線の終端相互間<br>(2) 契約者回線の終端とサービス接続点との間<br>(3) サービス接続点相互間   |

1の2 イーサネット通信サービスと接続することができる電気通信サービス

イーサネット通信サービスに係る契約者回線又は回線収容部とサービス接続点において接続することができる電気通信サービスは次表のとおりとします。

| イーサネット通信サービスの種別 | 接続することができる電気通信サービスの名称               | 契約の種類                | 契約約款の名称                     |
|-----------------|-------------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 第1種イーサネット通信サービス | 第3種イーサネット通信サービス<br>(タイプ2に係るもの限ります。) | 第3種契約                | イーサネット通信サービス契約約款            |
|                 | 第4種イーサネット通信サービス<br>(タイプ2に係るもの限ります。) | 第4種契約                |                             |
|                 | 第1種専用アクセスサービス                       | 専用アクセス契約             | 電話等サービス契約約款                 |
|                 | 第3種オープンコンピュータ通信網サービス                | 第3種契約                | I P通信網サービス契約約款              |
|                 | グローバルI Pネットワークサービス                  | グローバルI Pネットワークサービス契約 | グローバルI Pネットワークサービス利用規約      |
|                 | 高速デジタル伝送サービス                        | 専用契約                 | Universal One サービス契約約款(第6編) |
| 第3種イーサネット       | 第1種イーサネット                           | 第1種契約                | イーサネット通信                    |

|                    |                   |                     |                       |
|--------------------|-------------------|---------------------|-----------------------|
| ト通信サービス            | ト通信サービス           |                     | サービス契約約款              |
|                    | グローバルIPネットワークサービス | グローバルIPネットワークサービス契約 | グローバルIPネットワークサービス利用規約 |
|                    | 第2種データ着信サービス      | 第2種データ着信契約          | IP通信網サービス契約約款         |
| 第3種シェアードIP-PBXサービス | 第3種シェアードIP-PBX契約  |                     |                       |
| 第4種イーサネット通信サービス    | 第1種イーサネット通信サービス   | 第1種契約               | イーサネット通信サービス契約約款      |
|                    | グローバルIPネットワークサービス | グローバルIPネットワークサービス契約 | グローバルIPネットワークサービス利用規約 |
|                    | 第2種データ着信サービス      | 第2種データ着信契約          | IP通信網サービス契約約款         |

### 1の3 協定事業者

- (1) 料金表第1表（料金）に規定するSTMアクセスに係る者

|                            |
|----------------------------|
| 東日本電信電話株式会社<br>西日本電信電話株式会社 |
|----------------------------|

### 2 イーサネット通信サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりイーサネット通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（第3種契約者（タイプ2に係る者に限りませ。）については、その接続契約者回線に係る者と同一の者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 イーサネット通信サービス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 4 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、そのイーサネット通信サービス契約者から提供していただきます。

ただし、イーサネット通信サービス契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線又は加入者回線の設置場所を提供することがあ

ります。

- (2) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、イーサネット通信サービス契約者から提供していただくことがあります。
- (3) イーサネット通信サービス契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

#### 5 契約者回線又は加入者回線への自営端末設備の接続

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
  - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信サービス契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) イーサネット通信サービス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

#### 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、イーサネット通信サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、イーサネット通信サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、イーサネット通信サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

#### 7 契約者回線又は加入者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信サービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) イーサネット通信サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6の規定に準じて取り扱います。

### 8の2 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 9 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

### 9の2 イーサネット通信サービスに係るコネクティビティの提供

- (1) 当社は、第3種契約者（タイプ1に係る者に限ります。以下9の2において同じとします。）から請求があったときは、そのイーサネット通信サービスに係るコネクティビティを提供します。この場合、第3種契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、第3種契約者から請求があったときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する構内設備の設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第3種契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) 構内設備を設置するために必要な場所は、第3種契約者から提供していただきます。
- (4) 構内設備に必要な電気は、第3種契約者から提供していただく場合があります。
- (5) 第3種契約者が構内設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 当社は、構内設備を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により構内設備に障害が発生して通常の使用ができなくなったときは、その構内設備が全

く使用できない状態（そのイーサネット通信サービス契約に係る構内設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下(7)において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、構内設備と接続するイーサネット通信サービスにおいて規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その第3種契約者の損害を賠償します。

- (7) (6)の場合において、当社は、構内設備が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（構内設備と接続するイーサネット通信サービスにおいて規定する時間の倍数である部分に限ります。）について、その時間に対応する料金表第3表に規定する構内設備使用料を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- (8) 当社は、当社が設置した構内設備を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。
- (9) 第3種契約者は、(8)の規定に違反して構内設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (10) (1)から(9)までに規定するほか、構内設備に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

## 9の2の2 削除

## 9の2の3 イーサネット通信サービスに係る回線制御装置等の提供

- (1) 当社は、第3種契約者から請求があったときは、そのイーサネット通信サービスに係る回線制御装置（その第3種契約者が、そのイーサネット通信サービス契約に係るイーサネット通信サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第3種契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) (1)の場合において、その請求が新たにその回線制御装置にかかる広域網を構築するものとなる場合には、その広域網の代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 回線制御装置には、料金表第3表に定めるところにより、回線制御装置の提供を開始した日から起算して1年間の最低利用期間があります。
- (4) 第3種契約者は、(3)の最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止のあった場合は、当社が別に定める期日までに、料金表第3表に規定する額を支払っていただきます。
- (5) 当社は、第3種契約者から請求があったときは、回線制御装置遠隔監視（その回線制御装置（当社が提供するもの以外のものを含みます。）に係る広域網を当社が遠隔で監視することをいいます。以下同じとします。）を行います。この場合、第3種契約者は料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (6) 当社は、第3種契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第3種契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (7) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、第3種契約者から提供していただきます。
- (8) 回線制御装置に必要な電気又は回線制御装置遠隔監視に必要な電気通信サービス（当社以外の電気通信事業者が提供するものを含みます。）の料金等は、第3種契約者から提供していただくことがあります。
- (9) 第3種契約者が回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (10) 当社は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって第3種契約者に保管していただきます。

- (11) 第3種契約者は、(10)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (12) (1)から(11)までに規定するほか、回線制御装置又は回線制御装置遠隔監視に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

**9の2の4 削除**

**9の2の5 削除**

**9の2の6 支払証明書の発行**

- (1) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、そのイーサネット通信サービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) イーサネット通信サービス契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

**10 新聞社等の基準**

| 区 分     | 基 準   |
|---------|---|
| 1 新聞社   | 次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社<br>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。<br>(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者  |
| 3 通信社   | 新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社                      |

**11 技術資料の項目**

|         |
|---------|
| 1 物理的条件 |
| 2 電气的条件 |
| 3 光学的条件 |
| 4 論理的条件 |

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、イーサネット通信サービス契約者（臨時第4種契約者を除きます。）がそのイーサネット通信サービス契約に基づき支払う料金のうち、利用料は料金月に従って計算します。
  - 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。  
ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
    - (1) 料金月の初日以外の日にイーサネット通信サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
    - (2) 料金月の初日以外の日にイーサネット通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
    - (3) 料金月の初日にイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのイーサネット通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
    - (4) 料金月の初日以外の日にイーサネット通信サービスの品目（伝送用契約者回線群の品目を含みます。）の変更等により利用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
    - (5) 第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の表、第32条の3（利用料の支払義務）第3項第3号の表、第32条の4（利用料の支払義務）第3項第3号の表、の規定（2の2の規定によるもの及び当社の故意又は重大な過失によるものを除きます。）に該当するとき。
    - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
    - (7) 料金表第1表（料金）に規定する第1種契約に係る長期継続利用に係る料金の適用において、料金月の初日以外の日に長期継続利用の適用の開始、長期継続利用の種類の変更若しくは長期継続利用の廃止があったとき又は料金月の初日以外の日に長期継続利用期間が満了となったとき。
  - 2の2 2に規定するほか、当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用時間に応じて時間数割（1時間当たりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）します。
    - (1) 第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の表の2欄の規定（料金表第1表（料金）に規定する回線群二重化機能を利用するものに限り、）に該当するとき。
    - (2) 第32条の3（利用料の支払義務）第3項第3号の表の1欄の規定に該当するとき。
  - 3 2の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の表、第32条の3（利用料の支払義務）第3項第3号の表、第32条の4（利用料の支払義務）第3項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
  - 3の2 3に規定するほか、2の2の規定による利用料の時間数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数により行います。この場合、第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の表又は第32条の3（利用料の支払義務）第3項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その時間数計算の単位となる1時間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
  - 4 当社は、イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
  - 5 削除
- #### (端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

**(料金等の支払い)**

7 イーサネット通信サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

**(料金の一括後払い)**

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、イーサネット通信サービス契約者（臨時第4種契約者を除きます。）の承諾を得て、2以上の料金月分の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

**(前受金)**

10 当社は、料金又は工事に関する費用について、イーサネット通信サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

**(消費税相当額の加算)**

11 第32条（利用料の支払義務）から第35条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

**(料金等の臨時減免)**

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 第1種契約に係るもの

1-1 適用

| 区 分                      | 内 容   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
|--------------------------|---|-----|-----|---------|------------------------|----------|--|------------|---|------------|---|-------------|---|-------------|---|------------|--|-----|-----|--------|-----------------------|---------|------------------------|----------|-------------------------|--------|-----------------------|
| (1) 第1種イーサネット通信サービス区域の設定 | 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第1種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第1種イーサネット通信サービス区域を設定します。   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| (2) 品目に係る料金の適用           | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <p>(ア) 契約者回線に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>最大1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10BASE-T</td> <td>最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10BASE-Tであるもの</td> </tr> <tr> <td>100BASE-TX</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-TXであるもの</td> </tr> <tr> <td>100BASE-FX</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-FXであるもの</td> </tr> <tr> <td>1000BASE-SX</td> <td>最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-SXであるもの</td> </tr> <tr> <td>1000BASE-LX</td> <td>最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-LXであるもの</td> </tr> <tr> <td>10GBASE-LR</td> <td>最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10GBASE-LRであるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第1種イーサネット通信サービスと接続する接続契約者回線については、臨時契約以外のものに限りません。</p> <p>2 第1種イーサネット通信サービスと接続する接続契約者回線については、その品目が、当社が別に定める接続条件によるものとしします。</p> <p>(イ) 伝送用契約者回線群に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> | 品 目 | 内 容 | 1.5Mb/s | 最大1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 10BASE-T | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10BASE-Tであるもの | 100BASE-TX | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-TXであるもの | 100BASE-FX | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-FXであるもの | 1000BASE-SX | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-SXであるもの | 1000BASE-LX | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-LXであるもの | 10GBASE-LR | 最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10GBASE-LRであるもの | 品 目 | 内 容 | 10Mb/s | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 100Mb/s | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 1000Mb/s | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 10Gb/s | 最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの |
| 品 目                      | 内 容   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 1.5Mb/s                  | 最大1.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 10BASE-T                 | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10BASE-Tであるもの  |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 100BASE-TX               | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-TXであるもの   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 100BASE-FX               | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが100BASE-FXであるもの   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 1000BASE-SX              | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-SXであるもの   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 1000BASE-LX              | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが1000BASE-LXであるもの   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 10GBASE-LR               | 最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもので、インタフェースが10GBASE-LRであるもの  |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 品 目                      | 内 容   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 10Mb/s                   | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 100Mb/s                  | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 1000Mb/s                 | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |
| 10Gb/s                   | 最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの   |     |     |         |                        |          |  |            |   |            |   |             |   |             |   |            |  |     |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |

| (3) 伝送用契約者回線群使用料の適用                 | <p>ア 伝送用契約者回線群使用料は、その伝送用契約者回線群に帰属する全ての契約者回線につき1の適用とします。</p> <p>イ 伝送用契約者回線群使用料は、代表回線の契約者に対し適用します。</p>   |               |     |     |  |     |  |     |     |     |  |     |                 |
|-------------------------------------|--|---------------|-----|-----|--|-----|--|-----|-----|-----|--|-----|-----------------|
| (4) 契約者回線の設置場所の区分に係る伝送用契約者回線群使用料の適用 | <p>伝送用契約者回線群使用料には、次表に規定する区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="560 501 1278 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="560 501 772 584">契約者回線の設置場所の区分</th> <th data-bbox="772 501 1278 584">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 584 772 882">区分1</td> <td data-bbox="772 584 1278 882">           申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と同一の単位料金区域（別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域とします。）内にある場合         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 882 772 1137">区分2</td> <td data-bbox="772 882 1278 1137">           区分1以外の場合であって、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合         </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 区分1には、次の細分があります。</p> <table border="1" data-bbox="584 1218 1254 1800"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 1218 772 1272">細 分</th> <th data-bbox="772 1218 1254 1272">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1272 772 1756">細分1</td> <td data-bbox="772 1272 1254 1756">           (1) 当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端との直線距離が1kmまでの場合<br/><br/>           (2) 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 1756 772 1800">細分2</td> <td data-bbox="772 1756 1254 1800">区分1のうち、細分1以外の場合</td> </tr> </tbody> </table> | 契約者回線の設置場所の区分 | 内 容 | 区分1 | 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と同一の単位料金区域（別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域とします。）内にある場合 | 区分2 | 区分1以外の場合であって、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合 | 細 分 | 内 容 | 細分1 | (1) 当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端との直線距離が1kmまでの場合<br><br>(2) 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合 | 細分2 | 区分1のうち、細分1以外の場合 |
| 契約者回線の設置場所の区分                       | 内 容  |               |     |     |  |     |  |     |     |     |  |     |                 |
| 区分1                                 | 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と同一の単位料金区域（別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域とします。）内にある場合   |               |     |     |  |     |  |     |     |     |  |     |                 |
| 区分2                                 | 区分1以外の場合であって、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合   |               |     |     |  |     |  |     |     |     |  |     |                 |
| 細 分                                 | 内 容  |               |     |     |  |     |  |     |     |     |  |     |                 |
| 細分1                                 | (1) 当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所に設置される契約者回線の終端（サービス接続点を含みます。）と、申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端との直線距離が1kmまでの場合<br><br>(2) 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所が、別記1の3の(1)に掲げる協定事業者の電話サービス契約約款に規定する収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内にある場合   |               |     |     |  |     |  |     |     |     |  |     |                 |
| 細分2                                 | 区分1のうち、細分1以外の場合  |               |     |     |  |     |  |     |     |     |  |     |                 |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(2) 当社は、細分2においては、10Mb/s品目のものを提供しません。</p> <p>(3) 当社は、区分2においては、100Mb/s品目のもの、1000Mb/s品目のもの及び10Gb/s品目のものを提供しません。</p>   |
| <p>(5) 最低利用期間に係る料金の適用</p>                          | <p>ア 第1種イーサネット通信サービスには、長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第1種契約者は、最低利用期間内に契約者回線若しくは伝送用契約者回線群の品目の変更、第1種契約の解除又は伝送用契約者回線群の廃止があった場合は、変更前の利用料（1-2-3（付加機能使用料）を除きます。以下この欄において同じとします。）の額から、変更後の利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イの場合に、第1種契約の解除と同時にその契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において、契約者回線の新設を行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線に係る利用料を合算して行います。</p>   |
| <p>(6) 契約者回線の終端が第1種イーサネット通信サービス区域外にある場合の加算料の適用</p> | <p>ア 申込者が指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端がそのイーサネット通信サービス取扱所が所在する第1種イーサネット通信サービス区域外となる場合の加算料は、伝送用契約者回線群のうち、そのイーサネット通信サービス取扱所が所在する第1種イーサネット通信サービス区域を越える地点からイーサネット通信サービス契約者の指定する構内又は建物内に設置される契約者回線の終端の場所までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。</p> <p>イ 申込者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める地域とします。</p>  |
| <p>(7) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用</p>                  | <p>当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり開通遅延期間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第10条（第1種契約申込の承諾）の規定により第1種イーサネット通信サービスに係る第1種契約申込の承諾をした場合において、当社とその第1種イーサネット通信サービスに係る第1種契約者とがその第1種イーサネット通信サービスの提供の開始を合意した日（以下この表の(7)欄において「開通予定日」といいます。）に、第1種契約者の責めによらない理由によりその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始できなかった場合（別記1に係る区間において生じた場合に限り、開通予定日から第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この表の(7)欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その第1種契約に係る料金（以下この表の(10)欄まで「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。</p> |

イ 開通遅延返還料金額は、その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日における、1-2（料金額）に規定する料金額（その第1種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に限り、）の合計額（以下この表の(7)欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| 開通遅延日数     | 料金返還率  |
|------------|--|
| 1日         | 10%  |
| 2日以上15日未満  | 開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率   |
| 15日        | 25%  |
| 16日以上28日未満 | 開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率 |
| 28日以上      | 50%  |

ウ イの場合において、返還する開通遅延返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(10)欄まで「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月に係る料金額（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則2及び2の2に規定する場合は生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(11)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

(イ) 料金月の初日以外の日にその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合

その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

エ この表の(7)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄から(10)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。

(8) サービス品質  
(故障回復時間)に係る料金の適用

当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第1種契約者に第1種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第1種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その第1種契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表の(8)欄において同じとします。）が別記1に係る区間において生じた場合であって、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、30分以上その状態が連続したときに限り、その第1種契約に係る料金（以下この表の(10)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第28条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第1種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者に通知したときは、この限りではありません。この場合において、その第1種契約に係る料金については、第32条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限ります。）を適用します。

イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第32条第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限ります。）は適用しません。

ただし、エに掲げる料金額以外のその第1種イーサネット通信サービスに係る料金額については、第32条第2項第3号の規定（表の1欄又は2欄に係るものに限ります。）を適用します。

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分未満となるものに限りません。）が生じたときは、当社は、第32条第2項第3号の規定（表の3欄に係るものに限ります。）を適用します。

エ 当社は、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、次に定める料金額（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(8)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

(ア) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が契約者回線に係る区間において生じた場合  
1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料

(イ) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が伝送用契約者回線群に係る区間において生じた場合  
1-2 (料金額) に規定する契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料

オ アの場合において、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| アに規定する状態が連続した時間 | 料金返還率 |
|-----------------|-------|
| 30分以上1時間未満      | 3%    |
| 1時間以上2時間未満      | 10%   |
| 2時間以上4時間未満      | 20%   |
| 4時間以上6時間未満      | 30%   |
| 6時間以上8時間未満      | 40%   |
| 8時間以上48時間未満     | 50%   |
| 48時間以上          | 100%  |

カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(ロ)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月に係る料金額（故障回復時間返還基準額に係るもの（料金表通則2及び2の2に規定する場合は生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第32条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(ロ)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

(イ) その料金月が第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

キ アの場合において、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（カ(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
|                                   | <p>ク この表の(8)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄、(9)欄又は(10)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p>   |
| <p>(9) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p> | <p>当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第1種契約者（付加機能（故障通知機能に限ります。）の提供を受けている者に限ります。）の責めによらない理由によりその第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることを第1種契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときに限り、その第1種契約に係る料金（以下この表の(10)欄まで「故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第28条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第1種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者に通知したとき。</p> <p>(イ) 第1種契約者の責めによらない理由によりその第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定によりその第1種契約者が当社に修理の請求をしたとき。</p> <p>(ウ) 当社の責めによらない理由により、第1種契約者が指定した連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ 故障通知返還料金額は、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が発生した時点における、次に定める料金額（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(9)欄において「故障通知返還基準額」といいます。）に3%を乗じて得た額とします。</p> <p>(ア) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が契約者回線に係る区間において生じた場合<br/>1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料</p> <p>(イ) 第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が伝送用契約者回線群に係る区間において生じた場合<br/>1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料</p> |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
|                                      | <p>ウ イの場合において、返還する故障通知返還料金額は次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(10)欄まで「故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合その料金月に係る料金額（故障通知返還基準額に係るもの（料金表通則2及び2の2に規定する場合が生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第32条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(11)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) その料金月が第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合<br/>その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ 当社は、アの規定による料金の返還が1の料金月(ウの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)に複数回発生した場合は、それぞれの故障通知返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知返還料金額の合計額が故障通知返還上限額を超える場合においては、当社は、故障通知返還上限額を返還します。</p> <p>オ この表の(9)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄、(8)欄又は(10)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の故障通知返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p> |
| <p>(10) サービス品質（回線累積故障時間）に係る料金の適用</p> | <p>当社は、第1種イーサネット通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第1種契約者に第1種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第1種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じた場合であって、回線稼働率（その第1種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下この表の(10)欄において同じとします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(10)欄において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（その第1種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表の(10)欄において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗</p>  |

じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(10)欄において同じとします。)が99.9%を下回ったときに限り、その第1種契約に係る料金(以下この表の(10)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、第28条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社が第1種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者に通知したときは、この限りではありません。

イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、1-2(料金額)に規定する料金額(その第1種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料又は伝送用契約者回線群使用料の基本料(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は適用した後の額とし、料金表通則2及び2の2に規定する場合は生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。)に限り)の合計額(第32条(利用料の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及びこの表の(11)欄の適用により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。以下この表の(10)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| 回線稼働率          | 料金返還率 |
|----------------|-------|
| 99.8%以上99.9%未満 | 1%    |
| 98.0%以上99.8%未満 | 3%    |
| 95.0%以上98.0%未満 | 5%    |
| 90.0%以上95.0%未満 | 10%   |
| 90.0%未満        | 20%   |

ウ この表の(7)欄から(10)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を同時に1の料金月に適用する場合は、当社は、開通遅延返還料金額、故障回復時間返還料金額、故障通知返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が開通遅延返還上限額、故障回復時間返還上限額、故障通知返還上限額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額(以下この表の(10)欄において「返還上限額」といいます。)を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。

エ 当社は、この表の(7)欄から(10)欄までに規定するサービス品質に係る料金の適用について、その適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、この表の(7)欄から(10)欄までの規定を適用しません。この場合、その第1種イーサネット通信サービスに係る料金の支払義務については、第32条第2項第3号の表の1欄又は2欄の規定を適用します。

(11) 長期継続利用に係る料金の適

ア 当社は、第1種契約者からその第1種契約について、次表に規定する期間の継続利用(以下「長期継続利用」といいます)

用

す。)の申出があった場合には、その期間における利用料(1-2-3(付加機能使用料)を除きます。以下この欄において同じとします。)については、1-2(料金額)に規定する利用料の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

| 種類       | 継続して利用する期間 | 利用料の減額(月額)                   |
|----------|------------|------------------------------|
| (ア) 3年利用 | 3年間        | 2(料金額)に規定する利用料の額に0.07を乗じて得た額 |
| (イ) 6年利用 | 6年間        | 2(料金額)に規定する利用料の額に0.11を乗じて得た額 |

イ 長期継続利用に係る利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(第1種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第1種イーサネット通信サービスの提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る利用料の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、契約者回線の利用の一時中断及びイーサネット通信サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第1種契約について、その第1種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間の満了前に契約者回線若しくは伝送用契約者回線群の品目の変更、第1種契約の解除又は伝送用契約者回線群の廃止によりその第1種契約に係る利用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次表に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

| 区分             | 支払いを要する額  |
|----------------|---|
| (ア) 利用料が減少した場合 | 残余の期間に対応する利用料の差額(減少前の利用料から減少後の利用料を控除して得た額をいいます。)に0.35 |

|                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
|                     | を乗じて得た額                       |
| (イ) 長期継続利用の廃止があった場合 | 残余の期間に対応する廃止前の利用料に0.35を乗じて得た額 |

ケ ケの場合に、第1種契約の解除と同時にその契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群において、契約者回線の新設を行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線に係る利用料を合算して行います。

1-2 料金額

1-2-1 契約者回線使用料

1の契約者回線ごとに月額

| 品 目         | 料 金 額               |
|-------------|---------------------|
| 1.5Mb/s     | 10,000円 (10,800円)   |
| 10BASE-T    | 5,000円 (5,400円)     |
| 100BASE-TX  | 10,000円 (10,800円)   |
| 100BASE-FX  | 15,000円 (16,200円)   |
| 1000BASE-SX | 35,000円 (37,800円)   |
| 1000BASE-LX | 50,000円 (54,000円)   |
| 10GBASE-LR  | 150,000円 (162,000円) |

1-2-2 伝送用契約者回線群使用料

(1) 基本料

1の伝送用契約者回線群ごとに月額

| 品 目      | 料 金 額                      |                            |                        |
|----------|----------------------------|----------------------------|------------------------|
|          | 区分1                        |                            | 区分2                    |
|          | 細分1                        | 細分2                        |                        |
| 10Mb/s   | 110,000円<br>(118,800円)     | ———                        | 210,000円<br>(226,800円) |
| 100Mb/s  | 260,000円<br>(280,800円)     | 600,000円<br>(648,000円)     | ———                    |
| 1000Mb/s | 800,000円<br>(864,000円)     | 1,600,000円<br>(1,728,000円) | ———                    |
| 10Gb/s   | 2,000,000円<br>(2,160,000円) | 4,000,000円<br>(4,320,000円) | ———                    |

(2) 加算料

1の伝送用契約者回線群につき区域外線路100mまでごとに月額

| 料金種別  | 料 金 額           |
|-------|-----------------|
| 区域外線路 | 4,000円 (4,320円) |

1-2-3 付加機能使用料

(1) サブネットグループ設定機能

| 区 分  | 単 位  | 料金額                |
|--|--|--------------------|
| サブネットグループ（同一の伝送用契約者回線群に帰属する、イーサネット通信サービス契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線からなるグループであって、そのグループを構成する契約者回線相互間に限り通信が可能であるものをいいます。以下同じとします。）を設定する機能。 | 1の契約者回線ごとに月額   | 1,000円<br>(1,080円) |
| 備考   | <p>1 相互に通信を行う契約者回線は、サブネットグループ設定機能の提供を受けているものに限りです。</p> <p>2 1の契約者回線が所属できるサブネットグループの数は、1とします。</p> <p>3 この機能は、異回線群契約者回線接続機能と同時に提供することはできません。</p> <p>4 その契約者回線が帰属する伝送用契約者回線群に帰属する任意の契約者回線が、サブネットグループ設定機能を利用している場合は、そのサブネットグループを構成する全ての契約者回線と接続契約者回線とを接続する点が2以上となる場合を除いて、第10条（第1種契約申込の承諾）第3項第2号の規定は適用しません。この場合において、サブネットグループ設定機能を利用していないそれ以外の全ての契約者回線は、他の1のサブネットグループを構成しているものとみなして同号の規定を適用します。</p> |                    |

(2) 異回線群契約者回線接続機能

| 区 分                                  | 単 位   | 料金額                                  |
|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 異なる伝送用契約者回線群に帰属する複数の契約者回線が相互に通信を行う機能 | 当該契約者回線の品目が1.5Mb/sのとき   | 1の契約者回線ごとに月額<br>25,000円<br>(27,000円) |
|                                      | 当該契約者回線の品目が10BASE-Tのとき  | 1の契約者回線ごとに月額<br>15,000円<br>(16,200円) |
|                                      | 当該契約者回線の品目が100BASE-TX又は100BASE-FXのとき  | 1の契約者回線ごとに月額<br>25,000円<br>(27,000円) |
|                                      | 当該契約者回線の品目が1000BASE-SX又は1000BASE-LXのとき  | 1の契約者回線ごとに月額<br>75,000円<br>(81,000円) |
| 備考                                   | <p>1 相互に通信を行う契約者回線は、契約者があらかじめ指定していただきます。</p> <p>2 相互に通信を行う契約者回線は、異回線群契約者回線接続機能の提供を受けているものに限りです。</p> <p>3 この機能は、サブネットグループ設定機能と同時に提供することはできません。</p> <p>4 この機能の提供は、相互に通信を行う契約者回線の契約者の承認を必要とします。</p> <p>5 接続契約者回線と相互に接続する契約者回線について、この機能を利用す</p> |                                      |

ることはできません。

ただし、この機能に係る契約者が全て同一となる場合はこの限りではありません。

### (3) 回線群二重化機能

| 区 分  | 単 位  | 料金額      |
|--|--|----------|
| 伝送用契約者回線群を二重化し、伝送用契約者回線群に重大な障害が生じ、その伝送用契約者回線群に係る全ての通信に著しい支障が生じた場合に、伝送用契約者回線群を切り替える機能 | 1の伝送用契約者回線群ごとに月額   | 別に算定する実費 |
| 備考   | <p>1 予備回線群（二重化を行うために新たに設置する伝送用契約者回線群をいいます。以下同じとします。）の符号伝送速度は、その伝送用契約者回線群と同等のものとしします。</p> <p>2 その伝送用契約者回線群の品目の変更があったときは、予備回線群の符号伝送速度が伝送用契約者回線群と同等になるよう、変更するものとしします。この場合、付加機能使用料の料金額を再算定しします。</p> <p>3 伝送用契約者回線群の廃止があったときは、この機能は廃止しします。</p> <p>4 この機能には、最低利用期間があります。</p> <p>5 前項の最低利用期間は、この機能の提供を開始した日から起算して1年間としします。</p> <p>6 この機能の契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止又は伝送用契約者回線群の廃止若しくは品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から、変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> |          |

### (4) デュアルアクセス機能

| 区 分  | 単 位  | 料金額（月額）  |
|--|--|----------|
| アクセス回線（伝送用契約者回線群の一部及びその伝送用契約者回線群に帰属する1の契約者回線をいいます。以下同じとします。）を二重化し、アクセス回線に重大な障害が生じ、そのアクセス回線に係る全ての通信に著しい支障が生じた場合に、アクセス回線を予備回線（二重化を行うために新たに設置するアクセス回線をいいます。以下同じとします。）に切り替える機能 | 1の伝送用契約者回線群ごとに   | 別に算定する実費 |
| 備考   | <p>1 予備回線の符号伝送速度は、アクセス回線と同等のものとしします。</p> <p>2 アクセス回線に係る品目の変更があったときは、予備回線の符号伝送速度も同等になるよう、変更するものとしします。この場合、付加機能使用料の料金額を再算定しします。</p> <p>3 アクセス回線に係る伝送用契約者回線群の品目が10Mb/s又は100Mb/sに係るものに限り提供しします。</p> <p>4 アクセス回線の廃止があったときは、この機能は廃止しします。</p> <p>5 この機能には、最低利用期間があります。</p> <p>6 前項の最低利用期間は、この機能の提供を開始した日から起算して1年間としします。</p> |          |

- 7 この機能の契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止又はアクセス回線の廃止もしくは品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から、変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。
- 8 アクセス回線に係る伝送用契約者回線群に接続契約者回線と相互に接続する契約者回線がある場合は、この機能を提供しません。

(5) 故障通知機能

| 区 分  | 単 位  | 料金額 |
|--|--|-----|
| 契約者回線又は伝送用契約者回線群について、故障が検知された場合、第1種契約者が予め指定した連絡先に通知することができるようにする機能 | —  | —   |
| 備考   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 第1種契約者は、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正な管理及び現行化に努めていただきます。</li> <li>2 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</li> <li>3 1及び2に規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</li> </ul> |     |

2 削除

### 3 第3種契約に係るもの

#### 3-1 適用

| 区 分                      | 内 容   |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
|--------------------------|---|----------|-----|--------|-----------------------|---------|------------------------|----------|-------------------------|-----|-----|--------------|-------------------------------|------------|------------------------|-----------------|----------|--------|------------|---------|--------------------------|----------|
| (1) 第3種イーサネット通信サービス区域の設定 | 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第3種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第3種イーサネット通信サービス区域を設定します。   |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| (2) 品目に係る料金の適用           | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第3種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線等との間で通信を行うことができます。</li> <li>当社は、当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線の終端の場所に当社の構内インタフェースケーブルを設置します。</li> <li>当社は、タイプ2を、次表に掲げる接続契約者回線と接続して提供します。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続契約者回線に係るもの</td> <td>イーサネットアクセス<br/>第1種イーサネット通信サービス</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>タイプ2に係る接続契約者回線の品目は、当社の契約約款及び料金表に規定するもののうち、当社が別に定める接続条件によるものとします。</li> </ol> <p>(注) この備考4欄に規定する当社が別に定める接続条件は、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続契約者回線の品目</th> <th>対応する第3種イーサネット通信サービスの品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種イーサネット通信サービス</td> <td>10BASE-T</td> <td>10Mb/s</td> </tr> <tr> <td>100BASE-TX</td> <td>100Mb/s</td> </tr> <tr> <td>1000BASE-SX又は1000BASE-LX</td> <td>1000Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> | 品 目      | 内 容 | 10Mb/s | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 100Mb/s | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 1000Mb/s | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 区 分 | 内 容 | 接続契約者回線に係るもの | イーサネットアクセス<br>第1種イーサネット通信サービス | 接続契約者回線の品目 | 対応する第3種イーサネット通信サービスの品目 | 第1種イーサネット通信サービス | 10BASE-T | 10Mb/s | 100BASE-TX | 100Mb/s | 1000BASE-SX又は1000BASE-LX | 1000Mb/s |
| 品 目                      | 内 容   |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 10Mb/s                   | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 100Mb/s                  | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 1000Mb/s                 | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 区 分                      | 内 容   |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 接続契約者回線に係るもの             | イーサネットアクセス<br>第1種イーサネット通信サービス   |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 接続契約者回線の品目               | 対応する第3種イーサネット通信サービスの品目  |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 第1種イーサネット通信サービス          | 10BASE-T  | 10Mb/s   |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
|                          | 100BASE-TX  | 100Mb/s  |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
|                          | 1000BASE-SX又は1000BASE-LX  | 1000Mb/s |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| (3) 通信又は保守の態様による細目に係る料金の | 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、通信の態様による細目を定めます。<br>加入者回線インタフェースの区別  |          |     |        |                       |         |                        |          |                         |     |     |              |                               |            |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |

| 適用  | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 264 746 315">区 別</th> <th data-bbox="746 264 1281 315">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 315 746 434">10BASE-T</td> <td data-bbox="746 315 1281 434">10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 434 746 553">100BASE-TX</td> <td data-bbox="746 434 1281 553">100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 553 746 672">1000BASE-SX</td> <td data-bbox="746 553 1281 672">1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 672 746 790">1000BASE-LX</td> <td data-bbox="746 672 1281 790">1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXであるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 790 1281 909">           備考<br/>           当社は、加入者回線インタフェースの区別を、タイプ3に係る第3種契約者に限り提供します。         </td> </tr> </tbody> </table> | 区 別 | 内 容 | 10BASE-T | 10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tであるもの | 100BASE-TX | 100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXであるもの | 1000BASE-SX | 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXであるもの | 1000BASE-LX | 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXであるもの | 備考<br>当社は、加入者回線インタフェースの区別を、タイプ3に係る第3種契約者に限り提供します。 |  |
|---|---|-----|-----|----------|---|------------|--|-------------|--|-------------|--|---|--|
| 区 別   | 内 容   |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |
| 10BASE-T  | 10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tであるもの   |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |
| 100BASE-TX  | 100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXであるもの  |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |
| 1000BASE-SX                                       | 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXであるもの  |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |
| 1000BASE-LX                                       | 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXであるもの  |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |
| 備考<br>当社は、加入者回線インタフェースの区別を、タイプ3に係る第3種契約者に限り提供します。 |   |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |
| (4) 回線使用料の適用                                      | <p>ア 当社は、3-2-1（回線使用料）に規定する第3種イーサネット通信サービスの回線使用料のうち、タイプ1及びタイプ2に係るものについては、基本額を適用します。</p> <p>イ 当社は、3-2-1に規定する第3種イーサネット通信サービスの回線使用料のうち、タイプ3に係るものについては、基本額及びアクセス回線料を合算して適用します。</p>   |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |
| (5) 最低利用期間内に第3種契約の解除等があった場合の料金の適用                 | <p>ア 第3種イーサネット通信サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第17条の19に規定する最低利用期間のうち、第3種イーサネット通信サービスの提供の開始に係るもの（以下この欄において「基本最低利用期間」といいます。）は回線使用料の基本額（以下この欄において「基本額」といいます。）について、第3種イーサネット通信サービスの種類の変更に係るもの（以下この欄において「接続最低利用期間」といいます。）は回線使用料のアクセス回線料（以下この欄において「アクセス回線料」といいます。）について適用します。この場合において、基本最低利用期間内に第3種イーサネット通信サービスの種類の変更があったときのアクセス回線料については接続最低利用期間を適用し、基本額については、基本最低利用期間を適用します。</p> <p>ウ 当社は、最低利用期間内に第3種契約の解除又は第3種イーサネット通信サービスの種類の変更があった場合は、第32条の3（利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料（第3種イーサネット通信サービスの種類の変更があった場合は、アクセス回線料とします。）に相当する額を当社が定める期日までに、第3種契約者から一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 当社は、最低利用期間内に第3種イーサネット通信サービスの種類の変更、品目の変更又は加入者回線の移転（以下この欄において「種類の変更等」といいます。）があった場合で</p>   |     |     |          |   |            |  |             |  |             |  |   |  |

あって、次表に定める額があるときは、その額を当社が定める期日までに、第3種契約者から一括して支払っていただきます。

| 種類の変更等前    | 種類の変更等後    | 内 容  |
|------------|------------|--|
| タイプ1       | タイプ1       | 変更前の回線使用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の回線使用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額  |
| タイプ2又はタイプ3 | タイプ2又はタイプ3 | 変更前の回線使用料の額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間と接続最低利用期間の双方を適用する場合は、各々適用して得た額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の回線使用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額 |

オ エの場合において、当社は、種類の変更等（加入者回線の移転を除きます。）と同時に契約者回線等に係る終端の場所において、第3種イーサネット通信サービスに係る契約者回線等の新設又は第3種契約の解除若しくは第3種イーサネット通信サービスの種類の変更を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の回線使用料を合算して行います。

カ ウ、エ及びオの規定にかかわらず、長期利用に係る第3種契約者について、最低利用期間内に第3種契約の解除又は種類等の変更若しくは第3種イーサネット通信サービスの種類の変更があった場合の支払いを要する額の適用については、この表の(9)欄に定めるところによります。

|   |  |
|---|--|
| (6) 通信料金の適用                                 | 当社は、3-2-2（通信料金）に規定する通信料金については、その第3種イーサネット通信サービスに係る契約者回線等について、その料金月における当社が測定した全ての転送レートを降順に並べかえ、その上位5%の値を除いた残りの転送レートの最大値に対して適用します。 |
| (7) 当社の機器の故障等により通信料金を正しく算定することができなかった場合の取扱い | 当社の機器の故障等により転送レートを正しく測定することができなかった場合は、その測定することができなかった部分の転送レートの測定値を0とみなして通信料金を算定します。  |

(8) 継続利用に係る料金の減額（ご愛顧割引）の適用

ア 当社は、第3種契約者に、その第3種契約に基づいて第3種イーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して、次表に規定する期間の継続利用があった場合には、その期間（以下この欄において「継続利用期間」といいます。）の区分に応じて、3-2-1（回線使用料）に規定する回線使用料（この表の(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）及び3-2-2（通信料金）に規定する通信料金（この表の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「継続利用適用料金」といいます。）から同表に規定する額を減額して適用します。

ただし、この表の(9)欄に規定する長期利用割引を適用される第3種契約者についてはこの限りではありません。

|                  |                             |     |
|------------------|-----------------------------|-----|
| 減額となる料金額<br>(月額) | 継続利用適用料金に、次表に規定する減額率を乗じて得た額 |     |
|                  | 継続利用期間の区分                   | 減額率 |
|                  | 1年間を超え2年間までの期間              | 3%  |
|                  | 2年間を超え3年間までの期間              | 5%  |
|                  | 3年間を超え4年間までの期間              | 7%  |
|                  | 4年間を超え5年間までの期間              | 9%  |
|                  | 5年間を超える期間                   | 11% |

イ 継続利用期間には、第3種イーサネット通信サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

ウ 継続利用期間内において、継続利用期間の区分が変更となる場合の変更後の減額率は、その区分が変更となる日から適用します。

エ ウに規定するほか、当社は、継続利用適用料金を料金表通則2から3の2の規定に準じて取り扱います。

(9) 長期利用に係る料金の割引の適用

ア 当社は、第3種契約者から、その第3種契約について、次表に規定する期間の継続利用（以下「長期利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この欄において「長期利用期間」といいます。）において、3-2-1（回線使用料）に規定する回線使用料（この表の(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）及び3-2-2（通信料金）に規定する通信料金（この表の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「長期利用適用料金」といいます。）から同表に規定する額の割引（以下この欄において「長期利用割引」といいます。）を行います。この場合、長期利用割引には同表の2種類があ

り、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

ただし、この表の(8)欄に規定する継続利用に係る料金の減額を適用される第3種契約者についてはこの限りではありません。

|             |                             |        |     |
|-------------|-----------------------------|--------|-----|
| 割引額<br>(月額) | 長期利用適用料金に、次表に規定する割引率を乗じて得た額 |        |     |
|             | 長期利用割引の種類                   | 長期利用期間 | 割引率 |
|             | ア 3年利用型                     | 3年間    | 7%  |
|             | イ 6年利用型                     | 6年間    | 11% |

イ 当社は、長期利用の申出を当社が承諾した日（第3種契約の申込みと同時に長期利用の申出があった場合は、その第3種イーサネット通信サービスの提供を開始した日とします。）を起算日として、長期利用割引を適用します。

ウ 長期利用期間には、第3種イーサネット通信サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期利用に係る第3種契約の解除があったときは、長期利用割引を廃止します。

オ エに規定するほか、当社は、長期利用に係る第3種契約者から申出があったときは、長期利用割引を廃止します。

カ 当社は、長期利用に係る第3種契約者が長期利用期間の満了後も長期利用割引を継続しようとするときは、長期利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期利用を当社に申し出ていただきます。

キ 長期利用期間の中途における長期利用割引の種類の変更については、変更後の種類に係る長期利用期間が変更前の種類に係る長期利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

ク キの規定により長期利用割引の種類を変更した場合は、変更後の種類に係る長期利用割引については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類に係る長期利用期間の満了日は、変更前の種類に係る長期利用割引の適用を開始した日を起算日として算出します。

ケ アからクの規定において、当社は、長期利用適用料金を料金表通則2から3の2の規定に準じて取り扱います。

コ 当社は、長期利用期間の満了前に第3種イーサネット通信サービスの種類等の変更若しくは加入者回線の移転によりその第3種契約に係る長期利用適用料金が減少した場合又は長期利用割引の廃止があった場合には、それぞれ次表に規定する額（以下この欄において「長期利用違約金」といいます。）を当社が定める期日までに一括して第3種契約者から支払っていただきます。

ただし、長期利用割引の廃止（第3種契約の解除に伴うものを除きます。）の日において、この表の(8)欄の規定による減額率が長期利用割引に係る割引率を超える場合はこの限りで

ありません。

| 区 分               | 長期利用違約金   |
|-------------------|---|
| ア 長期利用適用料金が減少した場合 | 残余の期間に対応する長期利用適用料金（3-2-2（通信料金）に規定する通信料金を除いたものとします。以下この欄において同じとします。）に長期利用割引を適用した額の差額（減少前の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額から減少後の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額 |
| イ 長期利用割引の廃止があった場合 | 残余の期間に対応する廃止前の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額に0.35を乗じて得た額   |

サ コの規定にかかわらず、この表の(5)欄に規定する最低利用期間内に第3種契約の解除又は種類等の変更若しくは加入者回線の移転があった場合の支払いを要する額の適用については、次のとおりとします。

(ア) 第3種契約の解除があった場合

長期利用違約金とこの表の(5)欄の規定により支払いを要する額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

(イ) 種類等の変更若しくは加入者回線の移転があった場合  
((ウ)又は(エ)の規定によるものを除きます。)

長期利用違約金とこの表の(5)欄の規定により支払いを要する額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

(ウ) 長期利用割引の廃止（第3種契約の解除に伴うものを除きます。以下この欄において同じとします。）と同時に第3種イーサネット通信サービスの種類の変更があった場合（(エ)の規定によるものを除きます。)

長期利用違約金とこの表の(5)欄の規定により支払いを要する額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

(エ) 長期利用割引の廃止と同時に第3種イーサネット通信サービスの種類の変更があった場合であって、その廃止日においてこの表の(8)欄の規定による減額率が長期利用割引に係る割引率を超えるとき

この表の(5)欄の規定により支払いを要する額のみを適用します。

(10) 構内インタフェースケーブル使用料の適用

当社は、3-2-3（構内インタフェースケーブル使用料）に規定する構内インタフェースケーブル使用料については、タイプ1に係る第3種契約者（当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線に係る者に限りません。）に限り適用します。

|                        |  |
|------------------------|--|
| (11) インタフェースケーブル使用料の適用 | 当社は、3-2-4（インタフェースケーブル使用料）に規定するインタフェースケーブル使用料については、加入者回線インタフェースの区別に応じて、タイプ3に係る第3種契約者に限り適用します。 |
|------------------------|--|

3-2 料金額

3-2-1 回線使用料

3-2-1-1 基本額

1の契約ごとに月額

| 品 目      | 料 金 額             |
|----------|-------------------|
| 10Mb/s   | 10,000円 (10,800円) |
| 100Mb/s  | 20,000円 (21,600円) |
| 1000Mb/s | 70,000円 (75,600円) |

3-2-1-2 アクセス回線料

タイプ3に係るもの

ア イ以外のもの

1の契約ごとに月額

| 品 目     | 料 金 額               |
|---------|---------------------|
| 10Mb/s  | 155,000円 (167,400円) |
| 100Mb/s | 320,000円 (345,600円) |

イ 加入者回線が、当社が別に指定するイーサネット通信サービス取扱所内を終端の場所とするもの

1の契約ごとに月額

| 品 目      | 料 金 額               |
|----------|---------------------|
| 10Mb/s   | 10,000円 (10,800円)   |
| 100Mb/s  | 101,000円 (109,080円) |
| 1000Mb/s | 809,000円 (873,720円) |

## 3-2-2 通信料金

1の契約ごとに月額

| 転送レート              | 料 金 額                 |
|--------------------|-----------------------|
| 0kb/s超500kb/s以下の場合 | 71,000円 (76,680円)     |
| 500kb/s超1Mb/s以下の場合 | 108,000円 (116,640円)   |
| 1Mb/s超2Mb/s以下の場合   | 161,000円 (173,880円)   |
| 2Mb/s超3Mb/s以下の場合   | 203,000円 (219,240円)   |
| 3Mb/s超4Mb/s以下の場合   | 239,000円 (258,120円)   |
| 4Mb/s超5Mb/s以下の場合   | 270,000円 (291,600円)   |
| 5Mb/s超6Mb/s以下の場合   | 299,000円 (322,920円)   |
| 6Mb/s超7Mb/s以下の場合   | 326,000円 (352,080円)   |
| 7Mb/s超8Mb/s以下の場合   | 361,000円 (389,880円)   |
| 8Mb/s超9Mb/s以下の場合   | 405,000円 (437,400円)   |
| 9Mb/s超10Mb/s以下の場合  | 445,000円 (480,600円)   |
| 10Mb/s超11Mb/s以下の場合 | 487,000円 (525,960円)   |
| 11Mb/s超12Mb/s以下の場合 | 528,000円 (570,240円)   |
| 12Mb/s超13Mb/s以下の場合 | 569,000円 (614,520円)   |
| 13Mb/s超14Mb/s以下の場合 | 599,000円 (646,920円)   |
| 14Mb/s超15Mb/s以下の場合 | 628,000円 (678,240円)   |
| 15Mb/s超16Mb/s以下の場合 | 656,000円 (708,480円)   |
| 16Mb/s超17Mb/s以下の場合 | 684,000円 (738,720円)   |
| 17Mb/s超18Mb/s以下の場合 | 712,000円 (768,960円)   |
| 18Mb/s超19Mb/s以下の場合 | 739,000円 (798,120円)   |
| 19Mb/s超20Mb/s以下の場合 | 765,000円 (826,200円)   |
| 20Mb/s超21Mb/s以下の場合 | 791,000円 (854,280円)   |
| 21Mb/s超22Mb/s以下の場合 | 817,000円 (882,360円)   |
| 22Mb/s超23Mb/s以下の場合 | 842,000円 (909,360円)   |
| 23Mb/s超24Mb/s以下の場合 | 867,000円 (936,360円)   |
| 24Mb/s超25Mb/s以下の場合 | 892,000円 (963,360円)   |
| 25Mb/s超26Mb/s以下の場合 | 916,000円 (989,280円)   |
| 26Mb/s超27Mb/s以下の場合 | 940,000円 (1,015,200円) |
| 27Mb/s超28Mb/s以下の場合 | 964,000円 (1,041,120円) |
| 28Mb/s超29Mb/s以下の場合 | 987,000円 (1,065,960円) |

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 29Mb/s超30Mb/s以下の場合 | 1,010,000円 (1,090,800円) |
| 30Mb/s超31Mb/s以下の場合 | 1,033,000円 (1,115,640円) |
| 31Mb/s超32Mb/s以下の場合 | 1,056,000円 (1,140,480円) |
| 32Mb/s超33Mb/s以下の場合 | 1,078,000円 (1,164,240円) |
| 33Mb/s超34Mb/s以下の場合 | 1,100,000円 (1,188,000円) |
| 34Mb/s超35Mb/s以下の場合 | 1,122,000円 (1,211,760円) |
| 35Mb/s超36Mb/s以下の場合 | 1,144,000円 (1,235,520円) |
| 36Mb/s超37Mb/s以下の場合 | 1,166,000円 (1,259,280円) |
| 37Mb/s超38Mb/s以下の場合 | 1,187,000円 (1,281,960円) |
| 38Mb/s超39Mb/s以下の場合 | 1,208,000円 (1,304,640円) |
| 39Mb/s超40Mb/s以下の場合 | 1,229,000円 (1,327,320円) |
| 40Mb/s超41Mb/s以下の場合 | 1,250,000円 (1,350,000円) |
| 41Mb/s超42Mb/s以下の場合 | 1,271,000円 (1,372,680円) |
| 42Mb/s超43Mb/s以下の場合 | 1,291,000円 (1,394,280円) |
| 43Mb/s超44Mb/s以下の場合 | 1,312,000円 (1,416,960円) |
| 44Mb/s超45Mb/s以下の場合 | 1,332,000円 (1,438,560円) |
| 45Mb/s超46Mb/s以下の場合 | 1,352,000円 (1,460,160円) |
| 46Mb/s超47Mb/s以下の場合 | 1,372,000円 (1,481,760円) |
| 47Mb/s超48Mb/s以下の場合 | 1,392,000円 (1,503,360円) |
| 48Mb/s超49Mb/s以下の場合 | 1,411,000円 (1,523,880円) |
| 49Mb/s超50Mb/s以下の場合 | 1,431,000円 (1,545,480円) |
| 50Mb/s超51Mb/s以下の場合 | 1,450,000円 (1,566,000円) |
| 51Mb/s超52Mb/s以下の場合 | 1,469,000円 (1,586,520円) |
| 52Mb/s超53Mb/s以下の場合 | 1,488,000円 (1,607,040円) |
| 53Mb/s超54Mb/s以下の場合 | 1,507,000円 (1,627,560円) |
| 54Mb/s超55Mb/s以下の場合 | 1,526,000円 (1,648,080円) |
| 55Mb/s超56Mb/s以下の場合 | 1,545,000円 (1,668,600円) |
| 56Mb/s超57Mb/s以下の場合 | 1,564,000円 (1,689,120円) |
| 57Mb/s超58Mb/s以下の場合 | 1,582,000円 (1,708,560円) |
| 58Mb/s超59Mb/s以下の場合 | 1,601,000円 (1,729,080円) |
| 59Mb/s超60Mb/s以下の場合 | 1,619,000円 (1,748,520円) |
| 60Mb/s超61Mb/s以下の場合 | 1,637,000円 (1,767,960円) |
| 61Mb/s超62Mb/s以下の場合 | 1,655,000円 (1,787,400円) |

|                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 62Mb/s超63Mb/s以下の場合 | 1,673,000円 (1,806,840円) |
| 63Mb/s超64Mb/s以下の場合 | 1,691,000円 (1,826,280円) |
| 64Mb/s超65Mb/s以下の場合 | 1,709,000円 (1,845,720円) |
| 65Mb/s超66Mb/s以下の場合 | 1,727,000円 (1,865,160円) |
| 66Mb/s超67Mb/s以下の場合 | 1,745,000円 (1,884,600円) |
| 67Mb/s超68Mb/s以下の場合 | 1,762,000円 (1,902,960円) |
| 68Mb/s超69Mb/s以下の場合 | 1,780,000円 (1,922,400円) |
| 69Mb/s超70Mb/s以下の場合 | 1,797,000円 (1,940,760円) |
| 70Mb/s超71Mb/s以下の場合 | 1,815,000円 (1,960,200円) |
| 71Mb/s超72Mb/s以下の場合 | 1,832,000円 (1,978,560円) |
| 72Mb/s超73Mb/s以下の場合 | 1,849,000円 (1,996,920円) |
| 73Mb/s超74Mb/s以下の場合 | 1,866,000円 (2,015,280円) |
| 74Mb/s超75Mb/s以下の場合 | 1,883,000円 (2,033,640円) |
| 75Mb/s超76Mb/s以下の場合 | 1,900,000円 (2,052,000円) |
| 76Mb/s超77Mb/s以下の場合 | 1,917,000円 (2,070,360円) |
| 77Mb/s超78Mb/s以下の場合 | 1,934,000円 (2,088,720円) |
| 78Mb/s超79Mb/s以下の場合 | 1,951,000円 (2,107,080円) |
| 79Mb/s超80Mb/s以下の場合 | 1,967,000円 (2,124,360円) |
| 80Mb/s超81Mb/s以下の場合 | 1,984,000円 (2,142,720円) |
| 81Mb/s超82Mb/s以下の場合 | 2,000,000円 (2,160,000円) |
| 82Mb/s超83Mb/s以下の場合 | 2,017,000円 (2,178,360円) |
| 83Mb/s超84Mb/s以下の場合 | 2,033,000円 (2,195,640円) |
| 84Mb/s超85Mb/s以下の場合 | 2,050,000円 (2,214,000円) |
| 85Mb/s超86Mb/s以下の場合 | 2,066,000円 (2,231,280円) |
| 86Mb/s超87Mb/s以下の場合 | 2,082,000円 (2,248,560円) |
| 87Mb/s超88Mb/s以下の場合 | 2,098,000円 (2,265,840円) |
| 88Mb/s超89Mb/s以下の場合 | 2,114,000円 (2,283,120円) |
| 89Mb/s超90Mb/s以下の場合 | 2,130,000円 (2,300,400円) |
| 90Mb/s超91Mb/s以下の場合 | 2,146,000円 (2,317,680円) |
| 91Mb/s超92Mb/s以下の場合 | 2,162,000円 (2,334,960円) |
| 92Mb/s超93Mb/s以下の場合 | 2,178,000円 (2,352,240円) |
| 93Mb/s超94Mb/s以下の場合 | 2,194,000円 (2,369,520円) |
| 94Mb/s超95Mb/s以下の場合 | 2,210,000円 (2,386,800円) |

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 95Mb/s超96Mb/s以下の場合   | 2,225,000円 (2,403,000円) |
| 96Mb/s超97Mb/s以下の場合   | 2,241,000円 (2,420,280円) |
| 97Mb/s超98Mb/s以下の場合   | 2,257,000円 (2,437,560円) |
| 98Mb/s超99Mb/s以下の場合   | 2,272,000円 (2,453,760円) |
| 99Mb/s超100Mb/s以下の場合  | 2,288,000円 (2,471,040円) |
| 100Mb/s超110Mb/s以下の場合 | 2,515,000円 (2,716,200円) |
| 110Mb/s超120Mb/s以下の場合 | 2,740,000円 (2,959,200円) |
| 120Mb/s超130Mb/s以下の場合 | 2,943,000円 (3,178,440円) |
| 130Mb/s超140Mb/s以下の場合 | 3,144,000円 (3,395,520円) |
| 140Mb/s超150Mb/s以下の場合 | 3,343,000円 (3,610,440円) |
| 150Mb/s超160Mb/s以下の場合 | 3,541,000円 (3,824,280円) |
| 160Mb/s超170Mb/s以下の場合 | 3,737,000円 (4,035,960円) |
| 170Mb/s超180Mb/s以下の場合 | 3,932,000円 (4,246,560円) |
| 180Mb/s超190Mb/s以下の場合 | 4,125,000円 (4,455,000円) |
| 190Mb/s超200Mb/s以下の場合 | 4,318,000円 (4,663,440円) |
| 200Mb/s超210Mb/s以下の場合 | 4,509,000円 (4,869,720円) |
| 210Mb/s超220Mb/s以下の場合 | 4,699,000円 (5,074,920円) |
| 220Mb/s超230Mb/s以下の場合 | 4,888,000円 (5,279,040円) |
| 230Mb/s超240Mb/s以下の場合 | 5,076,000円 (5,482,080円) |
| 240Mb/s超250Mb/s以下の場合 | 5,263,000円 (5,684,040円) |
| 250Mb/s超260Mb/s以下の場合 | 5,449,000円 (5,884,920円) |
| 260Mb/s超270Mb/s以下の場合 | 5,634,000円 (6,084,720円) |
| 270Mb/s超280Mb/s以下の場合 | 5,819,000円 (6,284,520円) |
| 280Mb/s超290Mb/s以下の場合 | 6,003,000円 (6,483,240円) |
| 290Mb/s超300Mb/s以下の場合 | 6,186,000円 (6,680,880円) |
| 300Mb/s超310Mb/s以下の場合 | 6,368,000円 (6,877,440円) |
| 310Mb/s超320Mb/s以下の場合 | 6,549,000円 (7,072,920円) |
| 320Mb/s超330Mb/s以下の場合 | 6,730,000円 (7,268,400円) |
| 330Mb/s超340Mb/s以下の場合 | 6,911,000円 (7,463,880円) |
| 340Mb/s超350Mb/s以下の場合 | 7,090,000円 (7,657,200円) |
| 350Mb/s超360Mb/s以下の場合 | 7,269,000円 (7,850,520円) |
| 360Mb/s超370Mb/s以下の場合 | 7,447,000円 (8,042,760円) |
| 370Mb/s超380Mb/s以下の場合 | 7,625,000円 (8,235,000円) |

|                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 380Mb/s超390Mb/s以下の場合 | 7,802,000円 (8,426,160円)   |
| 390Mb/s超400Mb/s以下の場合 | 7,979,000円 (8,617,320円)   |
| 400Mb/s超410Mb/s以下の場合 | 8,155,000円 (8,807,400円)   |
| 410Mb/s超420Mb/s以下の場合 | 8,331,000円 (8,997,480円)   |
| 420Mb/s超430Mb/s以下の場合 | 8,506,000円 (9,186,480円)   |
| 430Mb/s超440Mb/s以下の場合 | 8,681,000円 (9,375,480円)   |
| 440Mb/s超450Mb/s以下の場合 | 8,855,000円 (9,563,400円)   |
| 450Mb/s超460Mb/s以下の場合 | 9,028,000円 (9,750,240円)   |
| 460Mb/s超470Mb/s以下の場合 | 9,202,000円 (9,938,160円)   |
| 470Mb/s超480Mb/s以下の場合 | 9,374,000円 (10,123,920円)  |
| 480Mb/s超490Mb/s以下の場合 | 9,547,000円 (10,310,760円)  |
| 490Mb/s超500Mb/s以下の場合 | 9,719,000円 (10,496,520円)  |
| 500Mb/s超510Mb/s以下の場合 | 9,890,000円 (10,681,200円)  |
| 510Mb/s超520Mb/s以下の場合 | 10,061,000円 (10,865,880円) |
| 520Mb/s超530Mb/s以下の場合 | 10,232,000円 (11,050,560円) |
| 530Mb/s超540Mb/s以下の場合 | 10,403,000円 (11,235,240円) |
| 540Mb/s超550Mb/s以下の場合 | 10,573,000円 (11,418,840円) |
| 550Mb/s超560Mb/s以下の場合 | 10,742,000円 (11,601,360円) |
| 560Mb/s超570Mb/s以下の場合 | 10,911,000円 (11,783,880円) |
| 570Mb/s超580Mb/s以下の場合 | 11,080,000円 (11,966,400円) |
| 580Mb/s超590Mb/s以下の場合 | 11,249,000円 (12,148,920円) |
| 590Mb/s超600Mb/s以下の場合 | 11,417,000円 (12,330,360円) |
| 600Mb/s超610Mb/s以下の場合 | 11,584,000円 (12,510,720円) |
| 610Mb/s超620Mb/s以下の場合 | 11,750,000円 (12,690,000円) |
| 620Mb/s超630Mb/s以下の場合 | 11,915,000円 (12,868,200円) |
| 630Mb/s超640Mb/s以下の場合 | 12,079,000円 (13,045,320円) |
| 640Mb/s超650Mb/s以下の場合 | 12,242,000円 (13,221,360円) |
| 650Mb/s超660Mb/s以下の場合 | 12,404,000円 (13,396,320円) |
| 660Mb/s超670Mb/s以下の場合 | 12,565,000円 (13,570,200円) |
| 670Mb/s超680Mb/s以下の場合 | 12,725,000円 (13,743,000円) |
| 680Mb/s超690Mb/s以下の場合 | 12,884,000円 (13,914,720円) |
| 690Mb/s超700Mb/s以下の場合 | 13,033,000円 (14,075,640円) |
| 700Mb/s超710Mb/s以下の場合 | 13,172,000円 (14,225,760円) |

|                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| 710Mb/s超720Mb/s以下の場合  | 13,301,000円 (14,365,080円) |
| 720Mb/s超730Mb/s以下の場合  | 13,420,000円 (14,493,600円) |
| 730Mb/s超740Mb/s以下の場合  | 13,529,000円 (14,611,320円) |
| 740Mb/s超750Mb/s以下の場合  | 13,628,000円 (14,718,240円) |
| 750Mb/s超760Mb/s以下の場合  | 13,717,000円 (14,814,360円) |
| 760Mb/s超770Mb/s以下の場合  | 13,796,000円 (14,899,680円) |
| 770Mb/s超780Mb/s以下の場合  | 13,865,000円 (14,974,200円) |
| 780Mb/s超790Mb/s以下の場合  | 13,924,000円 (15,037,920円) |
| 790Mb/s超800Mb/s以下の場合  | 13,979,000円 (15,097,320円) |
| 800Mb/s超810Mb/s以下の場合  | 14,029,000円 (15,151,320円) |
| 810Mb/s超820Mb/s以下の場合  | 14,074,000円 (15,199,920円) |
| 820Mb/s超830Mb/s以下の場合  | 14,114,000円 (15,243,120円) |
| 830Mb/s超840Mb/s以下の場合  | 14,154,000円 (15,286,320円) |
| 840Mb/s超850Mb/s以下の場合  | 14,189,000円 (15,324,120円) |
| 850Mb/s超860Mb/s以下の場合  | 14,224,000円 (15,361,920円) |
| 860Mb/s超870Mb/s以下の場合  | 14,259,000円 (15,399,720円) |
| 870Mb/s超880Mb/s以下の場合  | 14,289,000円 (15,432,120円) |
| 880Mb/s超890Mb/s以下の場合  | 14,319,000円 (15,464,520円) |
| 890Mb/s超900Mb/s以下の場合  | 14,349,000円 (15,496,920円) |
| 900Mb/s超910Mb/s以下の場合  | 14,375,000円 (15,525,000円) |
| 910Mb/s超920Mb/s以下の場合  | 14,400,000円 (15,552,000円) |
| 920Mb/s超930Mb/s以下の場合  | 14,425,000円 (15,579,000円) |
| 930Mb/s超940Mb/s以下の場合  | 14,450,000円 (15,606,000円) |
| 940Mb/s超950Mb/s以下の場合  | 14,475,000円 (15,633,000円) |
| 950Mb/s超960Mb/s以下の場合  | 14,500,000円 (15,660,000円) |
| 960Mb/s超970Mb/s以下の場合  | 14,525,000円 (15,687,000円) |
| 970Mb/s超980Mb/s以下の場合  | 14,550,000円 (15,714,000円) |
| 980Mb/s超990Mb/s以下の場合  | 14,575,000円 (15,741,000円) |
| 990Mb/s超1000Mb/s以下の場合 | 14,600,000円 (15,768,000円) |

3-2-3 構内インタフェースケーブル使用料

1の契約ごとに月額

|                   |
|-------------------|
| 25,000円 (27,000円) |
|-------------------|

3-2-4 インタフェースケーブル使用料

1の契約ごとに月額

| 加入者回線インタフェースの区別 | 料 金 額             |
|-----------------|-------------------|
| 10BASE-T        | 5,000円 (5,400円)   |
| 100BASE-TX      | 10,000円 (10,800円) |
| 1000BASE-SX     | 35,000円 (37,800円) |
| 1000BASE-LX     | 50,000円 (54,000円) |

#### 4 第4種契約に係るもの

##### 4-1 臨時第4種契約以外の契約に関するもの

##### 4-1-1 適用

| 区 分                      | 内 容   |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
|--------------------------|---|------------------------|-----|--------|-----------------------|---------|------------------------|----------|-------------------------|--------|-----------------------|------------|--|------------------------|-----------------|----------|--------|------------|---------|--------------------------|----------|
| (1) 第4種イーサネット通信サービス区域の設定 | 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第4種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第4種イーサネット通信サービス区域を設定します。   |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| (2) 品目に係る料金の適用           | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000Mb/s</td> <td>最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Gb/s</td> <td>最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線との間で通信を行うことができます。</li> <li>2 当社は、当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線の終端の場所に当社の構内インタフェースケーブルを設置します。</li> <li>3 第4種イーサネット通信サービスと接続する接続契約者回線は、契約の種別がその契約者回線と同一であって、その品目が、当社が別に定める接続条件によるものとします。</li> <li>4 10Gb/s品目は、当社が別に定める第4種イーサネット通信サービス区域に限り提供します。</li> </ol> <p>(注) この備考3欄に規定する当社が別に定める接続条件は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">接続契約者回線の品目</th> <th style="text-align: center;">対応する第4種イーサネット通信サービスの品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第1種イーサネット通信サービス</td> <td style="text-align: center;">10BASE-T</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100BASE-TX</td> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000BASE-SX又は1000BASE-LX</td> <td style="text-align: center;">1000Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> | 品 目                    | 内 容 | 10Mb/s | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 100Mb/s | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 1000Mb/s | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 10Gb/s | 最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの | 接続契約者回線の品目 |  | 対応する第4種イーサネット通信サービスの品目 | 第1種イーサネット通信サービス | 10BASE-T | 10Mb/s | 100BASE-TX | 100Mb/s | 1000BASE-SX又は1000BASE-LX | 1000Mb/s |
| 品 目                      | 内 容   |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 10Mb/s                   | 最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 100Mb/s                  | 最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 1000Mb/s                 | 最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 10Gb/s                   | 最大10Gbit/sの符号伝送が可能なもの   |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 接続契約者回線の品目               |   | 対応する第4種イーサネット通信サービスの品目 |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| 第1種イーサネット通信サービス          | 10BASE-T  | 10Mb/s                 |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
|                          | 100BASE-TX  | 100Mb/s                |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
|                          | 1000BASE-SX又は1000BASE-LX  | 1000Mb/s               |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |
| (3) 利用料の適用               | 利用料は、4-1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料とします。   |                        |     |        |                       |         |                        |          |                         |        |                       |            |  |                        |                 |          |        |            |         |                          |          |

| <p>(4) 利用速度の測定方法</p>              | <p>当社は、第4種契約に係る契約者回線について、一定の時間ごとに通信速度を測定し、当該料金月における第4種契約者が利用した期間について、全ての測定値を通信速度の大きい順に並べかえ、その上位5%の値を取り除いた残りの測定値の最大値を当該料金月における利用速度とします。</p>   |    |          |        |                            |         |                             |          |                              |        |                            |
|-----------------------------------|--|----|----------|--------|----------------------------|---------|-----------------------------|----------|------------------------------|--------|----------------------------|
| <p>(5) 最低利用期間に係る料金の適用</p>         | <p>ア 第4種イーサネット通信サービスには、臨時第4種契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第4種契約者は、最低利用期間内に第4種契約の解除があった場合は、第32条の4（利用料の支払い義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する契約者回線使用料（最低利用期間内に複数回品目の変更をしているときは、伝送可能な符号伝送速度が最大となる品目に係る契約者回線使用料とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第4種契約者は、最低利用期間内に第4種イーサネット通信サービスの品目の変更があった場合は、残余の期間において、料金月ごとに、変更前の契約者回線使用料の額（最低利用期間内に複数回品目の変更をしているときは、伝送可能な符号伝送速度が最大となる品目に係る契約者回線使用料の額とします。）から変更後の契約者回線使用料の額を控除し、残額があるときは、当社が定める期日までに、その残額を支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、第4種イーサネット通信サービスの品目の変更と同時に、契約者回線の終端の場所（サービス接続点となるものを含みます。）において、契約者回線の新設又は第4種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線に係る契約者回線使用料を合算して行います。</p> <p>オ イに規定する契約者回線使用料、ウに規定する変更前の契約者回線使用料及びエに規定する第4種契約の解除の場合の契約者回線使用料は、次表に規定する契約者回線使用料とします。</p> <table border="1" data-bbox="555 1368 1281 1756"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>契約者回線使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>利用速度が1Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>利用速度が10Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>利用速度が100Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>利用速度が1Gbit/s以下の場合の契約者回線使用料</td> </tr> </tbody> </table> | 品目 | 契約者回線使用料 | 10Mb/s | 利用速度が1Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料 | 100Mb/s | 利用速度が10Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料 | 1000Mb/s | 利用速度が100Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料 | 10Gb/s | 利用速度が1Gbit/s以下の場合の契約者回線使用料 |
| 品目                                | 契約者回線使用料   |    |          |        |                            |         |                             |          |                              |        |                            |
| 10Mb/s                            | 利用速度が1Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料   |    |          |        |                            |         |                             |          |                              |        |                            |
| 100Mb/s                           | 利用速度が10Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料  |    |          |        |                            |         |                             |          |                              |        |                            |
| 1000Mb/s                          | 利用速度が100Mbit/s以下の場合の契約者回線使用料   |    |          |        |                            |         |                             |          |                              |        |                            |
| 10Gb/s                            | 利用速度が1Gbit/s以下の場合の契約者回線使用料   |    |          |        |                            |         |                             |          |                              |        |                            |
| <p>(6) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p> | <p>当社は、第4種イーサネット通信サービス（臨時第4種契約に係るものを除きます。以下この表の(8)欄まで同じとします。）について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第4種契約者に第4種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第4種契約者の責めによらない理</p>   |    |          |        |                            |         |                             |          |                              |        |                            |

由によりその提供をしなかったときは、その第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その第4種契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表の(6)欄において同じとします。）が別記1に係る区間において生じたときであって、その第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第4種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、その第4種契約に係る料金（以下この表の(8)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第28条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第4種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第4種契約者に通知したときは、この限りではありません。この場合において、その第4種契約に係る料金については、第32条の4（料金の支払義務）第3項第3号の規定（表の1欄に係るものに限ります。）を適用します。

イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第32条の4第3項第3号の規定（表の1欄に係るものに限ります。）は適用しません。

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第32条の4第3項第3号の規定（表の2欄に係るものに限ります。）を適用します。

エ 当社は、その第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、4-1-2（料金額）に規定する料金額（その第4種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料及び構内インタフェースケーブル使用料に限ります。）の合計額（以下この表の(6)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

オ アの場合において、その第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| アに規定する状態が連続した時間 | 料金返還率 |
|-----------------|-------|
| 1時間以上2時間未満      | 10%   |
| 2時間以上4時間未満      | 20%   |
| 4時間以上6時間未満      | 30%   |
| 6時間以上8時間未満      | 40%   |
| 8時間以上72時間未満     | 50%   |

|                                 |  |        |      |  |
|---------------------------------|--|--------|------|--|
|                                 | <table border="1" data-bbox="555 264 1281 315"> <tr> <td data-bbox="555 264 1035 315">72時間以上</td> <td data-bbox="1035 264 1281 315">100%</td> </tr> </table> <p>カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(8)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合<br/>その料金月に係る料金額（故障回復時間返還基準額に係るもの（料金表通則2、2の2及び3の2に規定する場合は生じたときは料金表通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第32条の4第3項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) その料金月が第4種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第4種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合<br/>その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>キ アの場合において、その第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（カの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>ク この表の(6)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p> | 72時間以上 | 100% |  |
| 72時間以上                          | 100%   |        |      |  |
| <p>(7) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p> | <p>当社は、第4種イーサネット通信サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間（そのイーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。）をいいます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、その料金月における第4種イーサネット通信サービスの契約者回線使用料（この表の(1)欄から(3)欄までの適用による場合又は料金表通則の3の規定による場合（料金表通則2、2の2及び3の2に規定する場合は生じたときに限り、）は、適用した後の額（第32条の4（利用料の支払義務）第3項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(8)欄まで「遅延時間返還基準額」といいます。）とします。）に10%を乗じて得た額（以下この表の(8)欄まで「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第4種イーサネット通信契約者に返還します。</p>  |        |      |  |

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>ただし、その第4種イーサネット通信サービスについて、その1の料金月において、連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この表の(7)欄に規定する料金の返還とこの表の(6)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>  |
| <p>(8) サービス品質（回線累積故障時間）に係る料金の適用</p> | <p>当社は、第4種イーサネット通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第4種契約者に第4種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第4種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第4種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じたときであって、回線稼働率（その第4種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第40条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第4種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下この表の(8)欄において同じとします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(8)欄において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（その第4種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表の(8)欄において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(8)欄において同じとします。）が99.9%を下回った場合に限り、その第4種契約に係る料金（以下この表の(8)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、第28条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第4種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第4種契約者に通知したとき、又は第29条の2（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。</p> <p>イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、4-1-2（料金額）に規定する料金額（その第4種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料及び構内インタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(3)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則2、2の2及び3の2に規定する場合は生じたときは通則2、2の2、3及び3の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第32条の4（利用料の支払義務）第3項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(8)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> |

|  | 回線稼働率          | 料金返還率 |
|--|----------------|-------|
|  | 99.8%以上99.9%未満 | 1%    |
|  | 98.0%以上99.8%未満 | 3%    |
|  | 95.0%以上98.0%未満 | 5%    |
|  | 90.0%以上95.0%未満 | 10%   |
|  | 90.0%未満        | 20%   |

ウ この表の(6)欄から(8)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を1の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が故障回復時間返還額上限額、遅延時間返還基準額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額（以下この表の(8)欄において「返還上限額」といいます。）を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| (9) 当社の機器の故障等により利用料を正しく算定できなかった場合の取扱い | 当社の機器の故障等により通信速度を正しく測定することができなかった場合は、その測定することができなかった部分の通信速度の測定値を0とみなして契約者回線使用料を算定します。                                      |
| (10) 構内インタフェースケーブル使用料の適用              | 当社は、4-1-2-2（構内インタフェースケーブル使用料）に規定する構内インタフェースケーブル使用料については、タイプ1に係る第4種契約者（当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線に係る者に限り）に限り適用します。 |

#### 4-1-2 料金額

##### 4-1-2-1 利用料

##### 契約者回線使用料

1の契約ごとに月額

| 品目     | 利用速度                    | 料金額                    |
|--------|-------------------------|------------------------|
| 10Mb/s | 1 Mbit/s以下の場合           | 100,000円<br>(108,000円) |
|        | 1 Mbit/s超 2 Mbit/s以下の場合 | 130,000円<br>(140,400円) |
|        | 2 Mbit/s超 3 Mbit/s以下の場合 | 155,000円<br>(167,400円) |
|        | 3 Mbit/s超 4 Mbit/s以下の場合 | 180,000円<br>(194,400円) |

|          |                              |                              |
|----------|------------------------------|------------------------------|
|          | 4 Mbit/s超 5 Mbit/s以下の場合      | 210,000円<br>(226,800円)       |
|          | 5 Mbit/s超 6 Mbit/s以下の場合      | 245,000円<br>(264,600円)       |
|          | 6 Mbit/s超 10 Mbit/s以下の場合     | 280,000円<br>(302,400円)       |
| 100Mb/s  | 10 Mbit/s以下の場合               | 300,000円<br>(324,000円)       |
|          | 10 Mbit/s超 20 Mbit/s以下の場合    | 470,000円<br>(507,600円)       |
|          | 20 Mbit/s超 30 Mbit/s以下の場合    | 640,000円<br>(691,200円)       |
|          | 30 Mbit/s超 40 Mbit/s以下の場合    | 820,000円<br>(885,600円)       |
|          | 40 Mbit/s超 50 Mbit/s以下の場合    | 960,000円<br>(1,036,800円)     |
|          | 50 Mbit/s超 60 Mbit/s以下の場合    | 1,100,000円<br>(1,188,000円)   |
|          | 60 Mbit/s超 100 Mbit/s以下の場合   | 1,270,000円<br>(1,371,600円)   |
| 1000Mb/s | 100 Mbit/s以下の場合              | 1,300,000円<br>(1,404,000円)   |
|          | 100 Mbit/s超 200 Mbit/s以下の場合  | 2,600,000円<br>(2,808,000円)   |
|          | 200 Mbit/s超 300 Mbit/s以下の場合  | 3,900,000円<br>(4,212,000円)   |
|          | 300 Mbit/s超 400 Mbit/s以下の場合  | 5,200,000円<br>(5,616,000円)   |
|          | 400 Mbit/s超 500 Mbit/s以下の場合  | 6,500,000円<br>(7,020,000円)   |
|          | 500 Mbit/s超 600 Mbit/s以下の場合  | 7,750,000円<br>(8,370,000円)   |
|          | 600 Mbit/s超 1000 Mbit/s以下の場合 | 9,000,000円<br>(9,720,000円)   |
| 10Gb/s   | 1 Gbit/s以下の場合                | 10,000,000円<br>(10,800,000円) |
|          | 1 Gbit/s超 2 Gbit/s以下の場合      | 18,000,000円<br>(19,440,000円) |
|          | 2 Gbit/s超 3 Gbit/s以下の場合      | 24,000,000円<br>(25,920,000円) |

|                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 3 Gbit/s超 4 Gbit/s以下の場合  | 31,000,000円<br>(33,480,000円) |
| 4 Gbit/s超 5 Gbit/s以下の場合  | 36,000,000円<br>(38,880,000円) |
| 5 Gbit/s超 6 Gbit/s以下の場合  | 40,000,000円<br>(43,200,000円) |
| 6 Gbit/s超 10 Gbit/s以下の場合 | 45,000,000円<br>(48,600,000円) |

4-1-2-2 構内インタフェースケーブル使用料  
ア イ以外のもの

1 の契約ごとに月額

|                   |
|-------------------|
| 25,000円 (27,000円) |
|-------------------|

イ 当社が別に定めるイーサネットサービス取扱所に設置するもの

| 区 分       | 単 位     | 料 金 額             |
|-----------|---------|-------------------|
| 構内ケーブル    | 1 配線ごとに | 10,000円 (10,800円) |
| メディアコンバータ | 1 台ごとに  | 5,000円 (5,400円)   |

4-2 臨時第4種契約に関するもの

4-2-1 適用

第4種イーサネット通信サービス区域の設定、品目に係る料金の適用、利用料の適用、構内インタフェースケーブル使用料の適用、利用速度の測定方法及び当社の機器の故障等により利用料を正しく算定することができなかった場合の取扱いについては、臨時第4種契約以外の契約に関するものの場合に準ずるものとします。

4-2-2 料金額

契約者回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料  
1の契約ごとに日額

臨時第4種契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の

1

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

| 区 分                | 内 容  |     |     |         |                                     |
|--------------------|--|-----|-----|---------|-------------------------------------|
| (1) 手続きに関する料金の適用   | 手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table> | 種 別 | 内 容 | 譲渡承認手数料 | 利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 |
| 種 別                | 内 容  |     |     |         |                                     |
| 譲渡承認手数料            | 利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金  |     |     |         |                                     |
| (2) 手続きに関する料金の減額適用 | 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。  |     |     |         |                                     |

### 2 料金額

| 料 金 種 別 | 単 位                 | 料 金 額      |
|---------|---------------------|------------|
| 譲渡承認手数料 | 1のイーサネット通信サービス契約ごとに | 800円（864円） |

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）

第1 工事費

1 適用

| 区 分  | 内 容   |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
|--|---|------------|---------|------------|---|-------------|-------------------------|----------------|------------------------------|-------------|---|---------------|-------------------------|
| (1) 工事費の算定   | <p>ア 第1種イーサネット通信サービスに係る工事費は、施工した工事に係る契約者回線工事費、伝送用契約者回線群工事費及び付加機能に関する工事費を合計して算定します。</p> <p>イ イーサネット通信サービス（第1種イーサネット通信サービスに係るものを除きます。）に係る工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び付加機能に関する工事費を合計して算定します。</p>  |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| (2) 契約者回線工事費、ネットワーク工事費、伝送用契約者回線群工事費、アクセス回線工事費及び付加機能に関する工事費 | <p>契約者回線工事費、ネットワーク工事費、伝送用契約者回線群工事費、アクセス回線工事費及び付加機能に関する工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 813 1283 1352"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 813 796 864">区 分</th> <th data-bbox="796 813 1283 864">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 864 796 983">ア 契約者回線工事費</td> <td data-bbox="796 864 1283 983">契約者回線に関する工事（第1種イーサネット通信サービスに係るものに限り）を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 983 796 1068">イ ネットワーク工事費</td> <td data-bbox="796 983 1283 1068">交換機等に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1068 796 1153">ウ 伝送用契約者回線群工事費</td> <td data-bbox="796 1068 1283 1153">伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1153 796 1272">エ アクセス回線工事費</td> <td data-bbox="796 1153 1283 1272">加入者回線又は構内インタフェースケーブルに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1272 796 1352">オ 付加機能に関する工事費</td> <td data-bbox="796 1272 1283 1352">付加機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 伝送用契約者回線群工事費及び付加機能に関する工事費のうち回線群二重化機能に係るものについては、代表回線の契約者に支払っていただきます。</p> <p>2 付加機能（第1種イーサネット通信サービスに係るものに限り）に関する工事を行う場合は、契約者回線又は伝送用契約者回線群の新設と同時に行う場合を除いて、契約者回線工事費及び伝送用契約者回線群工事費の支払いを要しません。</p> | 区 分        | 適 用     | ア 契約者回線工事費 | 契約者回線に関する工事（第1種イーサネット通信サービスに係るものに限り）を要する場合に適用します。 | イ ネットワーク工事費 | 交換機等に関する工事を要する場合に適用します。 | ウ 伝送用契約者回線群工事費 | 伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。 | エ アクセス回線工事費 | 加入者回線又は構内インタフェースケーブルに関する工事を要する場合に適用します。 | オ 付加機能に関する工事費 | 付加機能に関する工事を要する場合に適用します。 |
| 区 分  | 適 用   |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| ア 契約者回線工事費   | 契約者回線に関する工事（第1種イーサネット通信サービスに係るものに限り）を要する場合に適用します。   |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| イ ネットワーク工事費  | 交換機等に関する工事を要する場合に適用します。   |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| ウ 伝送用契約者回線群工事費   | 伝送用契約者回線群に関する工事を要する場合に適用します。  |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| エ アクセス回線工事費  | 加入者回線又は構内インタフェースケーブルに関する工事を要する場合に適用します。   |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| オ 付加機能に関する工事費  | 付加機能に関する工事を要する場合に適用します。   |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| (3) 割増工事費の適用   | <p>当社は、イーサネット通信サービス契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="555 1912 1283 1966"> <tr> <td data-bbox="555 1912 932 1966">工事を施工する時間帯</td> <td data-bbox="932 1912 1283 1966">割増工事費の額</td> </tr> </table>  | 工事を施工する時間帯 | 割増工事費の額 |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |
| 工事を施工する時間帯   | 割増工事費の額   |            |         |            |   |             |                         |                |                              |             |   |               |                         |

|   |  |                                 |
|---|--|---------------------------------|
|   | <p>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。）</p>  | <p>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</p> |
| <p>(4) 種類等の変更又は回線収容部若しくは他社接続契約者回線の接続の変更等の工事費の適用</p> | <p>ア 種類、区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後の種類、区別、品目又は通信又は保守の態様による細目に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部又は他社接続契約者回線の接続の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部又は他社接続契約者回線の接続に関する工事に適用します。</p> <p>イ 移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p> |                                 |
| <p>(5) 工事費の減額適用</p>                                 | <p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>  |                                 |

## 2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置、伝送用契約者回線群の設置、加入者回線の設置若しくは移転、種類の変更、区別の変更、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、回線収容部の変更、接続契約者回線等との接続、接続契約者回線接続変更、他社接続契約者回線の接続の変更、VPNグループの新設、所属VPNグループの変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

| 区 分              |                                   | 単 位                                 | 工事費の額                |
|------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| (1) 契約者回線工事費     | 第1種契約の場合                          | アイ以外の場合                             | 別に算定する実費             |
|                  |                                   | イーサネット通信サービス取扱所における工事のみの場合          | 10,300円<br>(11,124円) |
| (2) ネットワーク工事費    | アイ以外の場合                           |                                     | 11,000円<br>(11,880円) |
|                  | イ 利用の開始、種類等の変更又は回線収容部の変更に関する工事の場合 |                                     | 20,000円<br>(21,600円) |
| (3) 伝送用契約者回線群工事費 |                                   | 1の伝送用契約者回線群ごとに                      | 2,000円<br>(2,160円)   |
| (4) アクセス回線工事費    |                                   | 1の契約者回線（第1種契約に係るものを除きます。）又は加入者回線ごとに | 別に算定する実費             |
| (5) 付加機能に関する工事費  | サブネットグループ設定機能                     |                                     | 2,000円<br>(2,160円)   |
|                  | 異回線群契約者回線接続機能                     |                                     | 2,000円<br>(2,160円)   |
|                  | 回線群二重化機能                          |                                     | 別に算定する実費             |
|                  | デュアルアクセス機能                        |                                     | 別に算定する実費             |

2-2 利用の一時中断に関する工事  
アイ以外のもの

| 区 分 | 単 位 | 工事費の額 |
|-----|-----|-------|
|-----|-----|-------|

|                |               |             |                    |
|----------------|---------------|-------------|--------------------|
| (1) 利用の一時中断の工事 | ア ネットワーク工事費   | 1の契約ごとに     | 2,000円<br>(2,160円) |
|                | イ 付加機能に関する工事費 | 1の契約者回線等ごとに | 2,000円<br>(2,160円) |
| (2) 再利用の工事     |               |             | 2-1の工事費と同額         |

イ 第1種イーサネット通信サービスに係るもの

| 区 分            |                | 単 位                   | 工事費の額              |
|----------------|----------------|-----------------------|--------------------|
| (1) 利用の一時中断の工事 | ア 契約者回線工事費     | 1の契約者回線ごとに            | 2,000円<br>(2,160円) |
|                | イ 伝送用契約者回線群工事費 | 1の伝送用契約者回線群ごとに        | 1,000円<br>(1,080円) |
|                | ウ 付加機能に関する工事費  | 1の契約者回線又は伝送用契約者回線群ごとに | 1,000円<br>(1,080円) |
| (2) 再利用の工事     |                |                       | 2-1の工事費と同額         |

## 第2 設備費

### 1 適用

| 区 分    | 内 容                               |
|--------|-----------------------------------|
| 設備費の適用 | 設備費は、異経路による伝送用契約者回線群の部分について適用します。 |

### 2 設備費の額

| 区 分 | 設 備 費 の 額 |
|-----|-----------|
| 設備費 | 別に算定する実費  |

### 第3表 附帯サービスに関する料金

#### 第1 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円 (432円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

#### 第2 構内設備使用料

##### 1 適用

| 区 分                 | 内 容   |     |     |        |  |           |  |
|---------------------|---|-----|-----|--------|--|-----------|--|
| (1) 構内設備の種別に係る料金の適用 | 当社は、構内設備使用料を適用するにあたって、次表のとおり構内設備の種別を定めます。   |     |     |        |  |           |  |
|                     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内ケーブル</td> <td>当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置する契約者回線の終端と契約者が指定する当社の施設(当社が別に定める当社の施設又は当社の指定する施設に限ります。)とを接続するための接続配線</td> </tr> <tr> <td>メディアコンバータ</td> <td>インタフェース変換機能を有する装置であって、イーサネット通信サービスの品目が10Mb/sあるいは100Mb/sである場合に利用できるもの</td> </tr> </tbody> </table> | 種 別 | 内 容 | 構内ケーブル | 当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置する契約者回線の終端と契約者が指定する当社の施設(当社が別に定める当社の施設又は当社の指定する施設に限ります。)とを接続するための接続配線 | メディアコンバータ | インタフェース変換機能を有する装置であって、イーサネット通信サービスの品目が10Mb/sあるいは100Mb/sである場合に利用できるもの |
|                     | 種 別   | 内 容 |     |        |  |           |  |
| 構内ケーブル              | 当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置する契約者回線の終端と契約者が指定する当社の施設(当社が別に定める当社の施設又は当社の指定する施設に限ります。)とを接続するための接続配線  |     |     |        |  |           |  |
| メディアコンバータ           | インタフェース変換機能を有する装置であって、イーサネット通信サービスの品目が10Mb/sあるいは100Mb/sである場合に利用できるもの  |     |     |        |  |           |  |
| (2) 構内設備使用料の適用      | 構内設備使用料は、料金表通則の規定に準じて取扱います。   |     |     |        |  |           |  |

##### 2 構内設備使用料

###### ア イ以外の場合

月額

| 区 分   | 単 位    | 料 金 額             |
|---|--------|-------------------|
| 構内ケーブル  | 1配線ごとに | 10,000円 (10,800円) |
| メディアコンバータ   | 1台ごとに  | 5,000円 (5,400円)   |
| 備考 イーサネット通信サービス契約者が利用できるメディアコンバータについては、1の契約につき1台とします。 |        |                   |

###### イ 構内設備と接続するイーサネット通信サービスが臨時契約となる場合

日額

その構内設備を、アに係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

##### 3 構内設備工事費

| 区 分     | 単 位     | 工 事 費 の 額         |
|---------|---------|-------------------|
| 構内設備工事費 | 1の工事ごとに | 40,000円 (43,200円) |

### 第3 回線制御装置使用料

#### 1 適用

| 区 分                        | 内 容   |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
|----------------------------|---|-----|-----|-----|---------------------------|------|--|-----|---|-------|--|------|---|-----|-------------------------------|------|--|--------|--|-------|---|---------|--|
| (1) 回線制御装置の使用に係る基本料の適用     | <p>回線制御装置を使用して構築する1の広域網につき、回線制御装置の使用に係る基本料（以下この第3表において「基本料」といいます。）の支払いを要します。</p> <p>ただし、基本料は、別記9の2の3に定める広域網の代表者に限り適用します。</p>  |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| (2) 回線制御装置の態様による細目に係る料金の適用 | <p>当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) 基本装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td>WAN側インタフェースが10BASE-T対応のもの</td> </tr> <tr> <td>I-2型</td> <td>基本装置の本体がI型と同等のものであって、基本装置の構成がI型とは異なるもの</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもの</td> </tr> <tr> <td>II-2型</td> <td>基本装置の本体がII型と同等のものであって、基本装置の構成がII型とは異なるもの</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を2回線までを上限に収容できるもの</td> </tr> <tr> <td>IV型</td> <td>WAN側インタフェースをGBIC対応させることができるもの</td> </tr> <tr> <td>CEI型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるものでモジュールが追加できないもの</td> </tr> <tr> <td>CEI-2型</td> <td>基本装置の本体がCEI型と同等のものであって、基本装置の構成がCEI型とは異なるもの</td> </tr> <tr> <td>CEII型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの</td> </tr> <tr> <td>CEII-2型</td> <td>基本装置の本体がCEII型と同等のものであって、基本装置の構成がCEII型とは異なるもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 内 容 | I 型 | WAN側インタフェースが10BASE-T対応のもの | I-2型 | 基本装置の本体がI型と同等のものであって、基本装置の構成がI型とは異なるもの | II型 | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもの | II-2型 | 基本装置の本体がII型と同等のものであって、基本装置の構成がII型とは異なるもの | III型 | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を2回線までを上限に収容できるもの | IV型 | WAN側インタフェースをGBIC対応させることができるもの | CEI型 | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるものでモジュールが追加できないもの | CEI-2型 | 基本装置の本体がCEI型と同等のものであって、基本装置の構成がCEI型とは異なるもの | CEII型 | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの | CEII-2型 | 基本装置の本体がCEII型と同等のものであって、基本装置の構成がCEII型とは異なるもの |
| 区 分                        | 内 容   |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| I 型                        | WAN側インタフェースが10BASE-T対応のもの   |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| I-2型                       | 基本装置の本体がI型と同等のものであって、基本装置の構成がI型とは異なるもの  |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| II型                        | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもの   |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| II-2型                      | 基本装置の本体がII型と同等のものであって、基本装置の構成がII型とは異なるもの  |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| III型                       | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を2回線までを上限に収容できるもの   |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| IV型                        | WAN側インタフェースをGBIC対応させることができるもの   |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| CEI型                       | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるものでモジュールが追加できないもの  |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| CEI-2型                     | 基本装置の本体がCEI型と同等のものであって、基本装置の構成がCEI型とは異なるもの  |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| CEII型                      | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの   |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |
| CEII-2型                    | 基本装置の本体がCEII型と同等のものであって、基本装置の構成がCEII型とは異なるもの  |     |     |     |                           |      |  |     |   |       |  |      |   |     |                               |      |  |        |  |       |   |         |  |

|        |   |
|--------|---|
| CEⅢ型   | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもので組み合わせることができるその他の装置等がCEⅡ型とは異なるもの |
| CEⅣ型   | WAN側インタフェースがギガビット・イーサネット対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの                               |
| CEⅣ-2型 | 基本装置の本体がCEⅣ型と同等のものであって、基本装置の構成がCEⅣ型とは異なるもの  |
| CEⅤ型   | WAN側インタフェースがギガビット・イーサネット及びOC3対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの                          |
| CEⅦ型   | WAN側インタフェースがギガビット・イーサネット及びOC3対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を7回線までを上限に収容できるもの                          |
| CEⅦ-2型 | 基本装置の本体がCEⅦ型と同等のものであって、基本装置の構成がCEⅦ型とは異なるもの  |
| N-Ⅱ型   | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のもの   |
| N-Ⅲ型   | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもので組み合わせることができるその他の装置等がⅡ型とは異なるもの         |
| S-I型   | WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、N-Ⅱ型以外のもの   |

(イ) その他の装置等

| 区 分           | 内 容  |
|---------------|--|
| A型インタフェース変換装置 | 基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等（回線接続装置（当社が提供するもの以外のものを含まず。）又は回線終端装置（当社が提供するもの以外のものを含まず。）をいいます。以下この(イ)において同じとします。）との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が64kb/s又は128kb/sである場合に利用できるもの |

|  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 264 687 488">B型インタフェース変換装置</td> <td data-bbox="687 264 1281 488">基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、又は1.5Mb/sである場合に利用できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 488 687 678">C型インタフェース変換装置</td> <td data-bbox="687 488 1281 678">基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sである場合に利用できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 678 687 763">モデム</td> <td data-bbox="687 678 1281 763">基本装置と回線制御装置遠隔監視に係る電気通信回線とを相互に接続する変復調装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 763 687 954">コネクタケーブル</td> <td data-bbox="687 763 1281 954">基本装置とその他の装置等(コネクタケーブルを除きます。)、構内インタフェースケーブル、インタフェースケーブル、構内設備又は端末設備(契約者が指定するインタフェース変換装置等を含みます。)を相互に接続するケーブル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 954 1281 1093">備考 第3種契約者は、回線制御装置の利用の態様に応じて、基本装置とその他の装置等を当社が別に定めるところにより組み合わせて利用していただきます。</td> </tr> </table> | B型インタフェース変換装置 | 基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、又は1.5Mb/sである場合に利用できるもの | C型インタフェース変換装置 | 基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sである場合に利用できるもの  | モデム    | 基本装置と回線制御装置遠隔監視に係る電気通信回線とを相互に接続する変復調装置  | コネクタケーブル   | 基本装置とその他の装置等(コネクタケーブルを除きます。)、構内インタフェースケーブル、インタフェースケーブル、構内設備又は端末設備(契約者が指定するインタフェース変換装置等を含みます。)を相互に接続するケーブル | 備考 第3種契約者は、回線制御装置の利用の態様に応じて、基本装置とその他の装置等を当社が別に定めるところにより組み合わせて利用していただきます。 |  |
|--|--|---------------|---|---------------|--|--------|---|--|---|--|--|
| B型インタフェース変換装置  | 基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、又は1.5Mb/sである場合に利用できるもの  |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| C型インタフェース変換装置  | 基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sである場合に利用できるもの  |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| モデム  | 基本装置と回線制御装置遠隔監視に係る電気通信回線とを相互に接続する変復調装置   |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| コネクタケーブル   | 基本装置とその他の装置等(コネクタケーブルを除きます。)、構内インタフェースケーブル、インタフェースケーブル、構内設備又は端末設備(契約者が指定するインタフェース変換装置等を含みます。)を相互に接続するケーブル  |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| 備考 第3種契約者は、回線制御装置の利用の態様に応じて、基本装置とその他の装置等を当社が別に定めるところにより組み合わせて利用していただきます。     |  |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| (3) 回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用   | <p>当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1178 687 1227">区 別</th> <th data-bbox="687 1178 1281 1227">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1227 687 1626">保守タイプ1</td> <td data-bbox="687 1227 1281 1626">その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。)に関わらずその修理又は復旧を行うものであって、回線制御装置遠隔監視(当社が別に定める方法により当社の提供する回線制御装置単位で監視を行うものに限ります。)を行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1626 687 1816">保守タイプ2</td> <td data-bbox="687 1626 1281 1816">その回線制御装置(保守タイプ1となるものに限ります。)の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その回線制御装置の構成及び設定等が同一のものを予め準備するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 1816 1281 1962">備考<br/>1 当社は、I-2型、II-2型、CEI-2型、CEII-2型、CEIV-2型及びCEVII-2型については、保守タイプ1に限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table>  | 区 別           | 内 容   | 保守タイプ1        | その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。)に関わらずその修理又は復旧を行うものであって、回線制御装置遠隔監視(当社が別に定める方法により当社の提供する回線制御装置単位で監視を行うものに限ります。)を行うもの | 保守タイプ2 | その回線制御装置(保守タイプ1となるものに限ります。)の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その回線制御装置の構成及び設定等が同一のものを予め準備するもの | 備考<br>1 当社は、I-2型、II-2型、CEI-2型、CEII-2型、CEIV-2型及びCEVII-2型については、保守タイプ1に限り提供します。 |   |  |  |
| 区 別  | 内 容  |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| 保守タイプ1   | その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。)に関わらずその修理又は復旧を行うものであって、回線制御装置遠隔監視(当社が別に定める方法により当社の提供する回線制御装置単位で監視を行うものに限ります。)を行うもの   |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| 保守タイプ2   | その回線制御装置(保守タイプ1となるものに限ります。)の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その回線制御装置の構成及び設定等が同一のものを予め準備するもの  |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |
| 備考<br>1 当社は、I-2型、II-2型、CEI-2型、CEII-2型、CEIV-2型及びCEVII-2型については、保守タイプ1に限り提供します。 |  |               |   |               |  |        |   |  |   |  |  |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
|                                    | <p>2 当社は、回線制御装置の保守の区別が、その回線制御装置を構成する基本装置及びその他の装置等において全て同一である場合に限り、回線制御装置を提供します。</p> <p>3 当社は、保守タイプ2に係る回線制御装置については、保守タイプ1に係る回線制御装置を利用する契約者に限り提供します。この場合において、保守タイプ2に係る回線制御装置と保守タイプ1に係る回線制御装置を構成する基本装置及びその他の装置は全て同一のものとします。これを変更した場合も同様とします。</p>  |
| (4) 最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止等があった場合の適用 | <p>ア 回線制御装置には、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合は、残余の期間に対応する回線制御装置使用料に対応する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者から回線制御装置の変更の申出があった場合は、変更前の回線制御装置使用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の回線制御装置使用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合、最低利用期間について、その期間を起算する日は、変更前の回線制御装置の提供を開始した日とします。</p> |
| (5) 回線制御装置使用料の適用                   | 回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取扱います。  |

## 2 回線制御装置使用料

### (1) 基本料

月額

| 区 分 | 単 位       | 料 金 額             |
|-----|-----------|-------------------|
| 基本料 | 1 の広域網ごとに | 30,000円 (32,400円) |

### (2) 基本装置に係るもの

#### ア I型に係るもの

月額

| 区 分 | 単 位              | 料 金 額                |                    |
|-----|------------------|----------------------|--------------------|
|     |                  | 保守タイプ1               | 保守タイプ2             |
| 本体  | 1 台ごとに           | 5,890円<br>(6,361.2円) | 3,600円<br>(3,888円) |
| OS  | 12-K9型<br>1 個ごとに | 800円<br>(864円)       | 500円<br>(540円)     |
| メモリ | +16D型<br>1 個ごとに  | 1,500円<br>(1,620円)   | 1,000円<br>(1,080円) |
|     | 8-12F型<br>1 個ごとに | 600円<br>(648円)       | 400円<br>(432円)     |

イ I-2型に係るもの

月額

| 区 分 |        | 単 位   | 料 金 額             |
|-----|--------|-------|-------------------|
| 本体  |        | 1台ごとに | 10,000円 (10,800円) |
| OS  | 12-K9型 | 1個ごとに | 800円 (864円)       |
| メモリ | +16D型  | 1個ごとに | 1,500円 (1,620円)   |
|     | 8-12F型 | 1個ごとに | 600円 (648円)       |

ウ II型に係るもの

月額

| 区 分       |        | 単 位   | 料 金 額                |                    |
|-----------|--------|-------|----------------------|--------------------|
|           |        |       | 保守タイプ1               | 保守タイプ2             |
| 本体        |        | 1台ごとに | 11,100円<br>(11,988円) | 8,000円<br>(8,640円) |
| OS        | 12-CP型 | 1個ごとに | 2,200円<br>(2,376円)   | 1,400円<br>(1,512円) |
|           | 12-Q型  | 1個ごとに | 2,200円<br>(2,376円)   | 1,400円<br>(1,512円) |
| メモリ       | +16D型  | 1個ごとに | 4,300円<br>(4,644円)   | 2,100円<br>(2,268円) |
|           | +32D型  | 1個ごとに | 7,600円<br>(8,208円)   | 3,900円<br>(4,212円) |
| LAN側モジュール | 10-1型  | 1個ごとに | 1,400円<br>(1,512円)   | 1,000円<br>(1,080円) |
| WAN側モジュール | 10-1型  | 1個ごとに | 1,400円<br>(1,512円)   | 1,000円<br>(1,080円) |
|           | B-1型   | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 1,600円<br>(1,728円) |
|           | T-1型   | 1個ごとに | 5,400円<br>(5,832円)   | 3,200円<br>(3,456円) |
|           | S-1型   | 1個ごとに | 2,200円<br>(2,376円)   | 1,300円<br>(1,404円) |
|           | S-2型   | 1個ごとに | 3,800円<br>(4,104円)   | 2,300円<br>(2,484円) |
|           | S-2AS型 | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 1,600円<br>(1,728円) |

エ II-2型に係るもの

月額

| 区 分       |         | 単 位    | 料 金 額             |
|-----------|---------|--------|-------------------|
| 本体        |         | 1 台ごとに | 19,500円 (21,060円) |
| OS        | 12-C P型 | 1 個ごとに | 2,200円 (2,376円)   |
|           | 12-Q型   | 1 個ごとに | 2,200円 (2,376円)   |
| メモリ       | +16D型   | 1 個ごとに | 4,300円 (4,644円)   |
|           | +32D型   | 1 個ごとに | 7,600円 (8,208円)   |
| WAN側モジュール | 10-1型   | 1 個ごとに | 1,400円 (1,512円)   |

オ III型に係るもの

月額

| 区 分       |         | 単 位    | 料 金 額                |                      |
|-----------|---------|--------|----------------------|----------------------|
|           |         |        | 保守タイプ1               | 保守タイプ2               |
| 本体        |         | 1 台ごとに | 18,200円<br>(19,656円) | 12,600円<br>(13,608円) |
| OS        | 12-C P型 | 1 個ごとに | 4,300円<br>(4,644円)   | 2,300円<br>(2,484円)   |
| メモリ       | +32D型   | 1 個ごとに | 5,700円<br>(6,156円)   | 3,100円<br>(3,348円)   |
|           | +64D型   | 1 個ごとに | 11,100円<br>(11,988円) | 6,100円<br>(6,588円)   |
|           | +96D型   | 1 個ごとに | 16,700円<br>(18,036円) | 9,200円<br>(9,936円)   |
|           | +16F型   | 1 個ごとに | 3,000円<br>(3,240円)   | 1,700円<br>(1,836円)   |
|           | +32F型   | 1 個ごとに | 4,400円<br>(4,752円)   | 2,400円<br>(2,592円)   |
| LAN側モジュール | 10-1型   | 1 個ごとに | 5,600円<br>(6,048円)   | 3,300円<br>(3,564円)   |
|           | 10-4型   | 1 個ごとに | 20,500円<br>(22,140円) | 13,000円<br>(14,040円) |
| WAN側モジュール | 10-1型   | 1 個ごとに | 5,600円<br>(6,048円)   | 3,300円<br>(3,564円)   |
|           | 10-4型   | 1 個ごとに | 20,500円<br>(22,140円) | 13,000円<br>(14,040円) |
|           | B-1型    | 1 個ごとに | 2,900円<br>(3,132円)   | 1,600円<br>(1,728円)   |

|  |       |       |                      |                      |
|--|-------|-------|----------------------|----------------------|
|  | T-1型  | 1個ごとに | 5,700円<br>(6,156円)   | 3,200円<br>(3,456円)   |
|  | T-1C型 | 1個ごとに | 15,300円<br>(16,524円) | 13,100円<br>(14,148円) |
|  | S-1型  | 1個ごとに | 2,300円<br>(2,484円)   | 1,300円<br>(1,404円)   |
|  | S-2型  | 1個ごとに | 4,000円<br>(4,320円)   | 2,300円<br>(2,484円)   |
|  | A-1型  | 1個ごとに | 11,300円<br>(12,204円) | 7,200円<br>(7,776円)   |

カ IV型に係るもの

月額

| 区 分       |      | 単 位   | 料 金 額                |                      |
|-----------|------|-------|----------------------|----------------------|
|           |      |       | 保守タイプ1               | 保守タイプ2               |
| 本体        |      | 1台ごとに | 18,900円<br>(20,412円) | 13,000円<br>(14,040円) |
| OS        | EMI型 | 1個ごとに | 8,600円<br>(9,288円)   | 8,000円<br>(8,640円)   |
| WAN側モジュール | SX型  | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 1,400円<br>(1,512円)   |
|           | LX型  | 1個ごとに | 5,200円<br>(5,616円)   | 2,800円<br>(3,024円)   |

キ CEI型に係るもの

月額

| 区 分 |      | 単 位   | 料 金 額              |                    |
|-----|------|-------|--------------------|--------------------|
|     |      |       | 保守タイプ1             | 保守タイプ2             |
| 本体  |      | 1台ごとに | 6,400円<br>(6,912円) | 4,500円<br>(4,860円) |
| OS  | AES型 | 1個ごとに | 2,500円<br>(2,700円) | 2,000円<br>(2,160円) |

ク CEI-2型に係るもの

月額

| 区 分 |      | 単 位   | 料 金 額             |
|-----|------|-------|-------------------|
| 本体  |      | 1台ごとに | 10,000円 (10,800円) |
| OS  | AES型 | 1個ごとに | 2,500円 (2,700円)   |

ケ CE II型に係るもの

月額

| 区 分                |           | 単 位   | 料 金 額                |                      |
|--------------------|-----------|-------|----------------------|----------------------|
|                    |           |       | 保守タイプ1               | 保守タイプ2               |
| 本体                 |           | 1台ごとに | 10,500円<br>(11,340円) | 7,400円<br>(7,992円)   |
| OS                 | SP型       | 1個ごとに | 4,000円<br>(4,320円)   | 3,200円<br>(3,456円)   |
|                    | ES型       | 1個ごとに | 6,600円<br>(7,128円)   | 5,300円<br>(5,724円)   |
|                    | AIP型      | 1個ごとに | 9,200円<br>(9,936円)   | 7,500円<br>(8,100円)   |
| 拡張ソフトウェア           | +SP型      | 1個ごとに | 4,000円<br>(4,320円)   | 3,200円<br>(3,456円)   |
|                    | SP+ES型    | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
|                    | SP+AIP型   | 1個ごとに | 5,300円<br>(5,724円)   | 4,300円<br>(4,644円)   |
| 初期増設メモリ<br>(DRAM)  | 128-192D型 | 1個ごとに | 3,300円<br>(3,564円)   | 2,700円<br>(2,916円)   |
|                    | 128-256D型 | 1個ごとに | 6,600円<br>(7,128円)   | 5,300円<br>(5,724円)   |
|                    | 128-384D型 | 1個ごとに | 13,100円<br>(14,148円) | 10,600円<br>(11,448円) |
|                    | 256-384D型 | 1個ごとに | 6,600円<br>(7,128円)   | 5,300円<br>(5,724円)   |
| 初期増設メモリ<br>(Flash) | 32-64F型   | 1個ごとに | 2,000円<br>(2,160円)   | 1,700円<br>(1,836円)   |
|                    | 32-128F型  | 1個ごとに | 3,700円<br>(3,996円)   | 3,000円<br>(3,240円)   |
|                    | 64-128F型  | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
| 追加メモリ<br>(DRAM)    | +64D型     | 1個ごとに | 3,300円<br>(3,564円)   | 2,700円<br>(2,916円)   |
|                    | +128D型    | 1個ごとに | 6,600円<br>(7,128円)   | 5,300円<br>(5,724円)   |
|                    | +256D型    | 1個ごとに | 13,100円<br>(14,148円) | 10,600円<br>(11,448円) |

|                  |                  |       |                    |                    |
|------------------|------------------|-------|--------------------|--------------------|
| 追加メモリ<br>(Flash) | +32F型            | 1個ごとに | 2,000円<br>(2,160円) | 1,700円<br>(1,836円) |
|                  | +64F型            | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円) | 2,200円<br>(2,376円) |
|                  | +128F型           | 1個ごとに | 4,600円<br>(4,968円) | 3,700円<br>(3,996円) |
| L A N側モジュール      | 100-4P型          | 1個ごとに | 2,600円<br>(2,808円) | 2,200円<br>(2,376円) |
| W A N側モジュール      | S-1型             | 1個ごとに | 2,500円<br>(2,700円) | 2,000円<br>(2,160円) |
|                  | S-2型             | 1個ごとに | 4,400円<br>(4,752円) | 3,500円<br>(3,780円) |
|                  | S-2AS型           | 1個ごとに | 3,100円<br>(3,348円) | 2,500円<br>(2,700円) |
|                  | T-1型             | 1個ごとに | 6,300円<br>(6,804円) | 5,000円<br>(5,400円) |
|                  | B R I - 1 P<br>型 | 1個ごとに | 2,600円<br>(2,808円) | 2,000円<br>(2,160円) |

コ C E II-2型に係るもの

月額

| 区 分               |                | 単 位   | 料 金 額             |
|-------------------|----------------|-------|-------------------|
| 本体                |                | 1台ごとに | 22,300円 (24,084円) |
| O S               | S P型           | 1個ごとに | 4,000円 (4,320円)   |
|                   | E S型           | 1個ごとに | 6,600円 (7,128円)   |
|                   | A I P型         | 1個ごとに | 9,200円 (9,936円)   |
| 拡張ソフトウェア          | +S P型          | 1個ごとに | 4,000円 (4,320円)   |
|                   | S P+E S型       | 1個ごとに | 2,700円 (2,916円)   |
|                   | S P+A I P<br>型 | 1個ごとに | 5,300円 (5,724円)   |
| 初期増設メモリ<br>(DRAM) | 128-192D型      | 1個ごとに | 3,300円 (3,564円)   |
|                   | 128-256D型      | 1個ごとに | 6,600円 (7,128円)   |
|                   | 128-384D型      | 1個ごとに | 13,100円 (14,148円) |
|                   | 256-384D型      | 1個ごとに | 6,600円 (7,128円)   |

|                    |          |       |                   |
|--------------------|----------|-------|-------------------|
| 初期増設メモリ<br>(Flash) | 32-64F型  | 1個ごとに | 2,000円 (2,160円)   |
|                    | 32-128F型 | 1個ごとに | 3,700円 (3,996円)   |
|                    | 64-128F型 | 1個ごとに | 2,700円 (2,916円)   |
| 追加メモリ<br>(DRAM)    | +64D型    | 1個ごとに | 3,300円 (3,564円)   |
|                    | +128D型   | 1個ごとに | 6,600円 (7,128円)   |
|                    | +256D型   | 1個ごとに | 13,100円 (14,148円) |
| 追加メモリ<br>(Flash)   | +32F型    | 1個ごとに | 2,000円 (2,160円)   |
|                    | +64F型    | 1個ごとに | 2,700円 (2,916円)   |
|                    | +128F型   | 1個ごとに | 4,600円 (4,968円)   |
| LAN側モジュール          | 100-4P型  | 1個ごとに | 2,600円 (2,808円)   |
| WAN側モジュール          | S-1型     | 1個ごとに | 2,500円 (2,700円)   |
|                    | S-2型     | 1個ごとに | 4,400円 (4,752円)   |
|                    | S-2AS型   | 1個ごとに | 3,100円 (3,348円)   |
|                    | T-1型     | 1個ごとに | 6,300円 (6,804円)   |
|                    | BR1-1P型  | 1個ごとに | 2,600円 (2,808円)   |

サ C E III型に係るもの

月額

| 区 分      | 単 位    | 料 金 額                |                      |
|----------|--------|----------------------|----------------------|
|          |        | 保守タイプ1               | 保守タイプ2               |
| 本体       | 1台ごとに  | 20,500円<br>(22,140円) | 14,700円<br>(15,876円) |
| OS       | S P型   | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |
|          | E S型   | 10,200円<br>(11,016円) | 8,300円<br>(8,964円)   |
|          | A I P型 | 12,300円<br>(13,284円) | 10,000円<br>(10,800円) |
| 拡張ソフトウェア | +S P型  | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |

|                        |                  |        |                      |                      |
|------------------------|------------------|--------|----------------------|----------------------|
|                        | S P + E S 型      | 1 個ごとに | 5,100円<br>(5,508円)   | 4,200円<br>(4,536円)   |
|                        | S P + A I P<br>型 | 1 個ごとに | 7,300円<br>(7,884円)   | 5,900円<br>(6,372円)   |
| 初期増設メモリ<br>(D R A M)   | 256-512D型        | 1 個ごとに | 14,500円<br>(15,660円) | 11,800円<br>(12,744円) |
|                        | 256-768D型        | 1 個ごとに | 25,300円<br>(27,324円) | 20,600円<br>(22,248円) |
| 初期増設メモリ<br>(F l a s h) | 64-128 F 型       | 1 個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
|                        | 64-256 F 型       | 1 個ごとに | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |
| 追加メモリ<br>(D R A M)     | +256D型           | 1 個ごとに | 14,500円<br>(15,660円) | 11,800円<br>(12,744円) |
|                        | +512D型           | 1 個ごとに | 25,300円<br>(27,324円) | 20,600円<br>(22,248円) |
| 追加メモリ<br>(F l a s h)   | +64 F 型          | 1 個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
|                        | +128 F 型         | 1 個ごとに | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |
|                        | +256 F 型         | 1 個ごとに | 6,100円<br>(6,588円)   | 4,900円<br>(5,292円)   |
| L A N 側モジュ<br>ール       | 100-4 P 型        | 1 個ごとに | 2,600円<br>(2,808円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
|                        | 100-16 P 型       | 1 個ごとに | 12,500円<br>(13,500円) | 10,200円<br>(11,016円) |
| W A N 側モジュ<br>ール       | B R I - 1 P<br>型 | 1 個ごとに | 2,600円<br>(2,808円)   | 2,000円<br>(2,160円)   |
|                        | B R I - 4 P<br>型 | 1 個ごとに | 7,600円<br>(8,208円)   | 6,000円<br>(6,480円)   |
|                        | B R I - 8 P<br>型 | 1 個ごとに | 11,100円<br>(11,988円) | 8,800円<br>(9,504円)   |
|                        | P R I - 1 P<br>型 | 1 個ごとに | 21,700円<br>(23,436円) | 17,600円<br>(19,008円) |
|                        | P R I - 2 P<br>型 | 1 個ごとに | 47,700円<br>(51,516円) | 38,800円<br>(41,904円) |

|  |        |       |                      |                      |
|--|--------|-------|----------------------|----------------------|
|  | 1A-T3型 | 1個ごとに | 50,100円<br>(54,108円) | 40,700円<br>(43,956円) |
|  | S-1型   | 1個ごとに | 2,500円<br>(2,700円)   | 2,000円<br>(2,160円)   |
|  | S-2型   | 1個ごとに | 4,400円<br>(4,752円)   | 3,500円<br>(3,780円)   |
|  | S-2AS型 | 1個ごとに | 3,100円<br>(3,348円)   | 2,500円<br>(2,700円)   |
|  | T-1型   | 1個ごとに | 6,300円<br>(6,804円)   | 5,000円<br>(5,400円)   |

シ CEIV型に係るもの

月額

| 区 分                |            | 単 位   | 料 金 額                |                      |
|--------------------|------------|-------|----------------------|----------------------|
|                    |            |       | 保守タイプ1               | 保守タイプ2               |
| 本体                 |            | 1台ごとに | 37,000円<br>(39,960円) | 26,400円<br>(28,512円) |
| OS                 | SP型        | 1個ごとに | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |
|                    | ES型        | 1個ごとに | 10,200円<br>(11,016円) | 8,300円<br>(8,964円)   |
|                    | AIP型       | 1個ごとに | 12,300円<br>(13,284円) | 10,000円<br>(10,800円) |
| 拡張ソフトウェア           | +SP型       | 1個ごとに | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |
|                    | SP+ES型     | 1個ごとに | 5,100円<br>(5,508円)   | 4,200円<br>(4,536円)   |
|                    | SP+AIP型    | 1個ごとに | 7,300円<br>(7,884円)   | 5,900円<br>(6,372円)   |
| 初期増設メモリ<br>(DRAM)  | 256-512D型  | 1個ごとに | 16,700円<br>(18,036円) | 13,600円<br>(14,688円) |
|                    | 256-768D型  | 1個ごとに | 29,200円<br>(31,536円) | 23,700円<br>(25,596円) |
|                    | 256-1024D型 | 1個ごとに | 41,700円<br>(45,036円) | 33,900円<br>(36,612円) |
| 初期増設メモリ<br>(Flash) | 64-128F型   | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
|                    | 64-256F型   | 1個ごとに | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |

|                  |          |       |                      |                      |
|------------------|----------|-------|----------------------|----------------------|
| 追加メモリ<br>(DRAM)  | +256D型   | 1個ごとに | 16,700円<br>(18,036円) | 13,600円<br>(14,688円) |
|                  | +512D型   | 1個ごとに | 29,200円<br>(31,536円) | 23,700円<br>(25,596円) |
| 追加メモリ<br>(Flash) | +64F型    | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
|                  | +128F型   | 1個ごとに | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,900円<br>(4,212円)   |
|                  | +256F型   | 1個ごとに | 6,100円<br>(6,588円)   | 4,900円<br>(5,292円)   |
| LAN側モジュール        | 100-4P型  | 1個ごとに | 2,600円<br>(2,808円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |
|                  | 100-16P型 | 1個ごとに | 12,500円<br>(13,500円) | 10,200円<br>(11,016円) |
| WAN側モジュール        | BR I-1P型 | 1個ごとに | 2,600円<br>(2,808円)   | 2,000円<br>(2,160円)   |
|                  | BR I-4P型 | 1個ごとに | 7,600円<br>(8,208円)   | 6,000円<br>(6,480円)   |
|                  | BR I-8P型 | 1個ごとに | 11,100円<br>(11,988円) | 8,800円<br>(9,504円)   |
|                  | PR I-1P型 | 1個ごとに | 21,700円<br>(23,436円) | 17,600円<br>(19,008円) |
|                  | PR I-2P型 | 1個ごとに | 35,100円<br>(37,908円) | 28,500円<br>(30,780円) |
|                  | 1A-T3型   | 1個ごとに | 47,700円<br>(51,516円) | 38,800円<br>(41,904円) |
|                  | S-1型     | 1個ごとに | 2,500円<br>(2,700円)   | 2,000円<br>(2,160円)   |
|                  | S-2型     | 1個ごとに | 4,400円<br>(4,752円)   | 3,500円<br>(3,780円)   |
|                  | S-2AS型   | 1個ごとに | 3,100円<br>(3,348円)   | 2,500円<br>(2,700円)   |
|                  | T-1型     | 1個ごとに | 6,300円<br>(6,804円)   | 5,000円<br>(5,400円)   |
|                  | SX型(SFP) | 1個ごとに | 2,700円<br>(2,916円)   | 1,400円<br>(1,512円)   |
|                  | LX型(SFP) | 1個ごとに | 5,200円<br>(5,616円)   | 2,800円<br>(3,024円)   |

|  |                  |       |                      |                      |
|--|------------------|-------|----------------------|----------------------|
|  | GE-1P            | 1個ごとに | 21,400円<br>(23,112円) | 17,400円<br>(18,792円) |
|  | OC3-MM<br>(SFP)  | 1個ごとに | 5,800円<br>(6,264円)   | 4,700円<br>(5,076円)   |
|  | OC3-IR<br>1(SFP) | 1個ごとに | 7,900円<br>(8,532円)   | 6,500円<br>(7,020円)   |
|  | OC3-LR<br>1(SFP) | 1個ごとに | 4,700円<br>(5,076円)   | 3,800円<br>(4,104円)   |

ス CEIV-2型に係るもの

月額

| 区 分                |            | 単 位   | 料 金 額             |  |
|--------------------|------------|-------|-------------------|--|
| 本体                 |            | 1台ごとに | 48,800円 (52,704円) |  |
| OS                 | SP型        | 1個ごとに | 4,700円 (5,076円)   |  |
|                    | ES型        | 1個ごとに | 10,200円 (11,016円) |  |
|                    | AIP型       | 1個ごとに | 12,300円 (13,284円) |  |
| 拡張ソフトウェア           | +SP型       | 1個ごとに | 4,700円 (5,076円)   |  |
|                    | SP+ES型     | 1個ごとに | 5,100円 (5,508円)   |  |
|                    | SP+AIP型    | 1個ごとに | 7,300円 (7,884円)   |  |
| 初期増設メモリ<br>(DRAM)  | 256-512D型  | 1個ごとに | 16,700円 (18,036円) |  |
|                    | 256-768D型  | 1個ごとに | 29,200円 (31,536円) |  |
|                    | 256-1024D型 | 1個ごとに | 41,700円 (45,036円) |  |
| 初期増設メモリ<br>(Flash) | 64-128F型   | 1個ごとに | 2,700円 (2,916円)   |  |
|                    | 64-256F型   | 1個ごとに | 4,700円 (5,076円)   |  |
| 追加メモリ<br>(DRAM)    | +256D型     | 1個ごとに | 16,700円 (18,036円) |  |
|                    | +512D型     | 1個ごとに | 29,200円 (31,536円) |  |
| 追加メモリ<br>(Flash)   | +64F型      | 1個ごとに | 2,700円 (2,916円)   |  |
|                    | +128F型     | 1個ごとに | 4,700円 (5,076円)   |  |
|                    | +256F型     | 1個ごとに | 6,100円 (6,588円)   |  |

|              |              |                 |                   |
|--------------|--------------|-----------------|-------------------|
| LAN側モジュール    | 100-4型       | 1個ごとに           | 2,600円 (2,808円)   |
|              | 100-16型      | 1個ごとに           | 12,500円 (13,500円) |
| WAN側モジュール    | BRI-1P型      | 1個ごとに           | 2,600円 (2,808円)   |
|              | BRI-4P型      | 1個ごとに           | 7,600円 (8,208円)   |
|              | BRI-8P型      | 1個ごとに           | 11,100円 (11,988円) |
|              | PRI-1P型      | 1個ごとに           | 21,700円 (23,436円) |
|              | PRI-2P型      | 1個ごとに           | 35,100円 (37,908円) |
|              | 1A-T3型       | 1個ごとに           | 47,700円 (51,516円) |
|              | S-1型         | 1個ごとに           | 2,500円 (2,700円)   |
|              | S-2型         | 1個ごとに           | 4,400円 (4,752円)   |
|              | S-2AS型       | 1個ごとに           | 3,100円 (3,348円)   |
|              | T-1型         | 1個ごとに           | 6,300円 (6,804円)   |
|              | SX型(SFP)     | 1個ごとに           | 2,700円 (2,916円)   |
|              | LX型(SFP)     | 1個ごとに           | 5,200円 (5,616円)   |
|              | GE-1P        | 1個ごとに           | 21,400円 (23,112円) |
|              | OC3-MM(SFP)  | 1個ごとに           | 5,800円 (6,264円)   |
|              | OC3-IR1(SFP) | 1個ごとに           | 7,900円 (8,532円)   |
| OC3-LR1(SFP) | 1個ごとに        | 4,700円 (5,076円) |                   |

セ CEV型に係るもの

月額

| 区 分 | 単 位   | 料 金 額                |                      |
|-----|-------|----------------------|----------------------|
|     |       | 保守タイプ1               | 保守タイプ2               |
| 本体  | 1台ごとに | 83,100円<br>(89,748円) | 60,200円<br>(65,016円) |

|                    |            |       |                      |                      |
|--------------------|------------|-------|----------------------|----------------------|
| OS                 | SP型        | 1個ごとに | 7,800円<br>(8,424円)   | 6,400円<br>(6,912円)   |
|                    | ES型        | 1個ごとに | 15,600円<br>(16,848円) | 12,700円<br>(13,716円) |
|                    | AIP型       | 1個ごとに | 19,500円<br>(21,060円) | 15,900円<br>(17,172円) |
| 拡張ソフトウェア           | +SP型       | 1個ごとに | 7,800円<br>(8,424円)   | 6,400円<br>(6,912円)   |
|                    | SP+ES型     | 1個ごとに | 7,800円<br>(8,424円)   | 6,400円<br>(6,912円)   |
|                    | SP+AIP型    | 1個ごとに | 11,700円<br>(12,636円) | 9,600円<br>(10,368円)  |
| 初期増設メモリ<br>(DRAM)  | 256-512D型  | 1個ごとに | 15,600円<br>(16,848円) | 12,700円<br>(13,716円) |
|                    | 256-768D型  | 1個ごとに | 27,300円<br>(29,484円) | 22,200円<br>(23,976円) |
|                    | 256-1024D型 | 1個ごとに | 38,900円<br>(42,012円) | 31,700円<br>(34,236円) |
| 初期増設メモリ<br>(Flash) | 64-128F型   | 1個ごとに | 3,200円<br>(3,456円)   | 2,600円<br>(2,808円)   |
|                    | 64-256F型   | 1個ごとに | 5,500円<br>(5,940円)   | 4,500円<br>(4,860円)   |
| 追加メモリ<br>(DRAM)    | +256D型     | 1個ごとに | 15,600円<br>(16,848円) | 12,700円<br>(13,716円) |
|                    | +512D型     | 1個ごとに | 27,300円<br>(29,484円) | 22,200円<br>(23,976円) |
| 追加メモリ<br>(Flash)   | +64F型      | 1個ごとに | 3,200円<br>(3,456円)   | 2,600円<br>(2,808円)   |
|                    | +128F型     | 1個ごとに | 5,500円<br>(5,940円)   | 4,500円<br>(4,860円)   |
|                    | +256F型     | 1個ごとに | 7,100円<br>(7,668円)   | 5,800円<br>(6,264円)   |
| LAN側モジュール          | 100-2P型    | 1個ごとに | 25,400円<br>(27,432円) | 20,700円<br>(22,356円) |
|                    | 100-4P型    | 1個ごとに | 2,600円<br>(2,808円)   | 2,200円<br>(2,376円)   |

|                  |              |                    |                      |                      |
|------------------|--------------|--------------------|----------------------|----------------------|
|                  | 100-16P型     | 1個ごとに              | 12,500円<br>(13,500円) | 10,200円<br>(11,016円) |
|                  | 100-36P型     | 1個ごとに              | 25,000円<br>(27,000円) | 20,300円<br>(21,924円) |
| WAN側モジュール        | BRI-1P型      | 1個ごとに              | 2,600円<br>(2,808円)   | 2,000円<br>(2,160円)   |
|                  | BRI-4P型      | 1個ごとに              | 7,600円<br>(8,208円)   | 6,000円<br>(6,480円)   |
|                  | BRI-8P型      | 1個ごとに              | 11,100円<br>(11,988円) | 8,800円<br>(9,504円)   |
|                  | PRI-1P型      | 1個ごとに              | 21,700円<br>(23,436円) | 17,600円<br>(19,008円) |
|                  | PRI-2P型      | 1個ごとに              | 35,100円<br>(37,908円) | 28,500円<br>(30,780円) |
|                  | 1A-T3型       | 1個ごとに              | 47,700円<br>(51,516円) | 38,800円<br>(41,904円) |
|                  | S-1型         | 1個ごとに              | 2,500円<br>(2,700円)   | 2,000円<br>(2,160円)   |
|                  | S-2型         | 1個ごとに              | 4,400円<br>(4,752円)   | 3,500円<br>(3,780円)   |
|                  | S-2AS型       | 1個ごとに              | 3,100円<br>(3,348円)   | 2,500円<br>(2,700円)   |
|                  | S-4型         | 1個ごとに              | 20,700円<br>(22,356円) | 16,400円<br>(17,712円) |
|                  | T-1型         | 1個ごとに              | 6,300円<br>(6,804円)   | 5,000円<br>(5,400円)   |
|                  | OC3-PO<br>M型 | 1個ごとに              | 58,400円<br>(63,072円) | 47,600円<br>(51,408円) |
|                  | SX型(SF<br>P) | 1個ごとに              | 3,800円<br>(4,104円)   | 1,400円<br>(1,512円)   |
|                  | LX型(SF<br>P) | 1個ごとに              | 7,600円<br>(8,208円)   | 2,800円<br>(3,024円)   |
|                  | GE-1P        | 1個ごとに              | 21,400円<br>(23,112円) | 17,400円<br>(18,792円) |
| OC3-MM<br>(SFP)  | 1個ごとに        | 5,800円<br>(6,264円) | 4,700円<br>(5,076円)   |                      |
| OC3-IR<br>1(SFP) | 1個ごとに        | 7,900円<br>(8,532円) | 6,500円<br>(7,020円)   |                      |

|  |                  |       |                    |                    |
|--|------------------|-------|--------------------|--------------------|
|  | OC3-LR<br>1(SFP) | 1個ごとに | 4,700円<br>(5,076円) | 3,800円<br>(4,104円) |
|--|------------------|-------|--------------------|--------------------|

ソ CEⅦ型に係るもの

月額

| 区 分                |                    | 単 位   | 料 金 額                  |                        |
|--------------------|--------------------|-------|------------------------|------------------------|
|                    |                    |       | 保守タイプ1                 | 保守タイプ2                 |
| 本体                 |                    | 1台ごとに | 38,000円<br>(41,040円)   | 21,000円<br>(22,680円)   |
| OS                 | IR-72型             | 1個ごとに | 16,700円<br>(18,036円)   | 11,400円<br>(12,312円)   |
| 制御装置               | CTRL型              | 1個ごとに | 4,300円<br>(4,644円)     | 2,900円<br>(3,132円)     |
| CPU                | 400型               | 1個ごとに | 40,200円<br>(43,416円)   | 27,400円<br>(29,592円)   |
|                    | G1型                | 1個ごとに | 130,700円<br>(141,156円) | 105,600円<br>(114,048円) |
| 電源                 | AC-280型            | 1個ごとに | 14,700円<br>(15,876円)   | 10,000円<br>(10,800円)   |
| 初期増設メモリ<br>(DRAM)  | 128-256D型          | 1個ごとに | 30,800円<br>(33,264円)   | 24,200円<br>(26,136円)   |
|                    | 128-512D型          | 1個ごとに | 46,100円<br>(49,788円)   | 36,300円<br>(39,204円)   |
|                    | 128-512D型<br>(G1)  | 1個ごとに | 36,600円<br>(39,528円)   | 28,800円<br>(31,104円)   |
|                    | 128-1024D型<br>(G1) | 1個ごとに | 54,900円<br>(59,292円)   | 43,200円<br>(46,656円)   |
| 初期増設メモリ<br>(Flash) | 64-128F型           | 1個ごとに | 4,200円<br>(4,536円)     | 2,900円<br>(3,132円)     |
|                    | 64-128F型<br>(G1)   | 1個ごとに | 7,300円<br>(7,884円)     | 5,800円<br>(6,264円)     |
|                    | 64-256F型<br>(G1)   | 1個ごとに | 14,600円<br>(15,768円)   | 11,500円<br>(12,420円)   |
| 追加メモリ<br>(DRAM)    | +128D型             | 1個ごとに | 35,200円<br>(38,016円)   | 27,600円<br>(29,808円)   |
|                    | +256D型             | 1個ごとに | 50,500円<br>(54,540円)   | 39,700円<br>(42,876円)   |

|                  |             |       |                      |                      |
|------------------|-------------|-------|----------------------|----------------------|
|                  | +256D型(G1)  | 1個ごとに | 35,200円<br>(38,016円) | 27,600円<br>(29,808円) |
|                  | +512D型(G1)  | 1個ごとに | 41,000円<br>(44,280円) | 32,300円<br>(34,884円) |
|                  | +1024D型(G1) | 1個ごとに | 59,300円<br>(64,044円) | 46,600円<br>(50,328円) |
| 追加メモリ<br>(Flash) | +64F型       | 1個ごとに | 3,000円<br>(3,240円)   | 2,300円<br>(2,484円)   |
|                  | +128F型      | 1個ごとに | 4,200円<br>(4,536円)   | 2,900円<br>(3,132円)   |
|                  | +20F型       | 1個ごとに | 3,000円<br>(3,240円)   | 2,300円<br>(2,484円)   |
|                  | +64F型(G1)   | 1個ごとに | 3,700円<br>(3,996円)   | 2,900円<br>(3,132円)   |
|                  | +128F型(G1)  | 1個ごとに | 7,300円<br>(7,884円)   | 5,800円<br>(6,264円)   |
|                  | +256F型(G1)  | 1個ごとに | 14,600円<br>(15,768円) | 11,500円<br>(12,420円) |
| LAN側モジュール        | 100-2P-TX型  | 1個ごとに | 16,200円<br>(17,496円) | 11,200円<br>(12,096円) |
|                  | 10-4P型      | 1個ごとに | 19,200円<br>(20,736円) | 13,200円<br>(14,256円) |
|                  | 10-8P型      | 1個ごとに | 34,100円<br>(36,828円) | 23,500円<br>(25,380円) |
| WAN側モジュール        | S-4型        | 1個ごとに | 19,200円<br>(20,736円) | 13,200円<br>(14,256円) |
|                  | S-8型        | 1個ごとに | 34,100円<br>(36,828円) | 23,500円<br>(25,380円) |
|                  | T-4型        | 1個ごとに | 30,900円<br>(33,372円) | 21,300円<br>(23,004円) |
|                  | BR1-8P型     | 1個ごとに | 9,800円<br>(10,584円)  | 6,700円<br>(7,236円)   |
|                  | OC-M1型      | 1個ごとに | 34,100円<br>(36,828円) | 24,700円<br>(26,676円) |
|                  | OC-S1型      | 1個ごとに | 42,600円<br>(46,008円) | 30,900円<br>(33,372円) |
|                  | SX型(GBIC)   | 1個ごとに | 3,200円<br>(3,456円)   | 2,500円<br>(2,700円)   |

|  |                      |        |                    |                    |
|--|----------------------|--------|--------------------|--------------------|
|  | L X 型 ( G B<br>I C ) | 1 個ごとに | 6,400円<br>(6,912円) | 5,000円<br>(5,400円) |
|--|----------------------|--------|--------------------|--------------------|

タ C E VII-2 型に係るもの

月額

| 区 分                    |                      | 単 位    | 料 金 額               |  |
|------------------------|----------------------|--------|---------------------|--|
| 本体                     |                      | 1 台ごとに | 183,400円 (198,072円) |  |
| OS                     | I R-72型              | 1 個ごとに | 16,700円 (18,036円)   |  |
| 制御装置                   | C T R L 型            | 1 個ごとに | 4,300円 (4,644円)     |  |
| CPU                    | 400型                 | 1 個ごとに | 40,200円 (43,416円)   |  |
|                        | G 1 型                | 1 個ごとに | 130,700円 (141,156円) |  |
| 電源                     | A C-280型             | 1 個ごとに | 14,700円 (15,876円)   |  |
| 初期増設メモリ<br>(D R A M)   | 128-256D型            | 1 個ごとに | 30,800円 (33,264円)   |  |
|                        | 128-512D型            | 1 個ごとに | 46,100円 (49,788円)   |  |
|                        | 128-512 D 型<br>(G 1) | 1 個ごとに | 36,600円 (39,528円)   |  |
|                        | 128-1024D型<br>(G 1)  | 1 個ごとに | 54,900円 (59,292円)   |  |
| 初期増設メモリ<br>(F l a s h) | 64-128 F 型           | 1 個ごとに | 4,200円 (4,536円)     |  |
|                        | 64-128 F 型<br>(G 1)  | 1 個ごとに | 7,300円 (7,884円)     |  |
|                        | 64-256 F 型<br>(G 1)  | 1 個ごとに | 14,600円 (15,768円)   |  |
| 追加メモリ<br>(D R A M)     | +128D型               | 1 個ごとに | 35,200円 (38,016円)   |  |
|                        | +256D型               | 1 個ごとに | 50,500円 (54,540円)   |  |
|                        | +256D型(G<br>1)       | 1 個ごとに | 35,200円 (38,016円)   |  |
|                        | +512D型(G<br>1)       | 1 個ごとに | 41,000円 (44,280円)   |  |
|                        | + 1024 D 型<br>(G 1)  | 1 個ごとに | 59,300円 (64,044円)   |  |
| 追加メモリ<br>(F l a s h)   | +64F型                | 1 個ごとに | 3,000円 (3,240円)     |  |

|           |               |        |                   |
|-----------|---------------|--------|-------------------|
|           | +128 F 型      | 1 個ごとに | 4,200円 (4,536円)   |
|           | +20 F 型       | 1 個ごとに | 3,000円 (3,240円)   |
|           | +64 F 型 (G1)  | 1 個ごとに | 3,700円 (3,996円)   |
|           | +128 F 型 (G1) | 1 個ごとに | 7,300円 (7,884円)   |
|           | +256 F 型 (G1) | 1 個ごとに | 14,600円 (15,768円) |
| LAN側モジュール | 100-2P-TX型    | 1 個ごとに | 16,200円 (17,496円) |
|           | 10-4P型        | 1 個ごとに | 19,200円 (20,736円) |
|           | 10-8P型        | 1 個ごとに | 34,100円 (36,828円) |
| WAN側モジュール | S-4型          | 1 個ごとに | 19,200円 (20,736円) |
|           | S-8型          | 1 個ごとに | 34,100円 (36,828円) |
|           | T-4型          | 1 個ごとに | 30,900円 (33,372円) |
|           | BR I-8P型      | 1 個ごとに | 9,800円 (10,584円)  |
|           | OC-M1型        | 1 個ごとに | 34,100円 (36,828円) |
|           | OC-S1型        | 1 個ごとに | 42,600円 (46,008円) |
|           | SX型 (GBIC)    | 1 個ごとに | 3,200円 (3,456円)   |
|           | LX型 (GBIC)    | 1 個ごとに | 6,400円 (6,912円)   |

チ N-II型に係るもの

月額

| 区 分 | 単 位    | 料 金 額              |                    |
|-----|--------|--------------------|--------------------|
|     |        | 保守タイプ1             | 保守タイプ2             |
| 本体  | 1 台ごとに | 5,200円<br>(5,616円) | 3,900円<br>(4,212円) |

ツ N-III型に係るもの

月額

| 区 分      |                  | 単 位   | 料 金 額              |                    |
|----------|------------------|-------|--------------------|--------------------|
|          |                  |       | 保守タイプ1             | 保守タイプ2             |
| 本体       |                  | 1台ごとに | 7,500円<br>(8,100円) | 5,300円<br>(5,724円) |
| 拡張ソフトウェア | I X 2 - V R<br>型 | 1個ごとに | 1,000円<br>(1,080円) | 600円<br>(648円)     |
|          | I X 2 - I P<br>型 | 1個ごとに | 700円<br>(756円)     | 300円<br>(324円)     |
| 拡張モジュール  | I X - 4 S W<br>型 | 1個ごとに | 1,600円<br>(1,728円) | 1,200円<br>(1,296円) |
|          | I X - 1 B R<br>型 | 1個ごとに | 1,900円<br>(2,052円) | 1,300円<br>(1,404円) |

テ S - I 型に係るもの

月額

| 区 分 |  | 単 位   | 料 金 額              |                    |
|-----|--|-------|--------------------|--------------------|
|     |  |       | 保守タイプ1             | 保守タイプ2             |
| 本体  |  | 1台ごとに | 6,000円<br>(6,480円) | 4,200円<br>(4,536円) |

## (3) その他の装置に係るもの

月額

| 区 分                                   | 単 位   | 料 金 額                |                      |
|---------------------------------------|-------|----------------------|----------------------|
|                                       |       | 保守タイプ1               | 保守タイプ2               |
| A型インタフェース変換装置                         | 1台ごとに | 2,500円<br>(2,700円)   | 1,700円<br>(1,836円)   |
| B型インタフェース変換装置                         | 1台ごとに | 5,100円<br>(5,508円)   | 3,500円<br>(3,780円)   |
| C型インタフェース変換装置                         | 1台ごとに | 16,500円<br>(17,820円) | 11,400円<br>(12,312円) |
| モデム                                   | 1台ごとに | 900円<br>(972円)       | 900円<br>(972円)       |
| ケーブル1型                                | 1本ごとに | 300円<br>(324円)       | 300円<br>(324円)       |
| ケーブル2型                                | 1本ごとに | 400円<br>(432円)       | 400円<br>(432円)       |
| ケーブル3型                                | 1本ごとに | 600円<br>(648円)       | 600円<br>(648円)       |
| ケーブル4型                                | 1本ごとに | 2,400円<br>(2,592円)   | 2,400円<br>(2,592円)   |
| 備考 当社は、回線制御装置遠隔監視に係る契約者に限り、モデムを提供します。 |       |                      |                      |

## 3 回線制御装置工事費

| 区 分       | 単 位     | 工 事 費 の 額 |
|-----------|---------|-----------|
| 回線制御装置工事費 | 1の工事ごとに | 別に算定する実費  |

#### 第4 回線制御装置遠隔監視料

##### 1 適用

| 区 分            | 内 容  |
|----------------|--|
| 回線制御装置遠隔監視料の適用 | 当社は、イーサネット通信サービス（特別な回線制御装置遠隔監視（回線制御装置の保守の区別が保守タイプ1に係るもの以外のものをいいます。）に係るものに限ります。）について、回線制御装置遠隔監視料を適用します。 |
| 備考             | 回線制御装置遠隔監視において、モデムを必要とする場合があります。   |

##### 2 回線制御装置遠隔監視料

月額

| 区 分         | 単 位      | 料 金 額    |
|-------------|----------|----------|
| 回線制御装置遠隔監視料 | 1の広域網ごとに | 別に算定する実費 |

##### 3 回線制御装置遠隔監視工事費

| 区 分           | 単 位     | 工 事 費 の 額 |
|---------------|---------|-----------|
| 回線制御装置遠隔監視工事費 | 1の工事ごとに | 別に算定する実費  |

**附 則**

この約款は、平成12年10月16日から実施します。

**附 則**（平成12年12月13日経企第1590号）

（実施期日）

この約款は、平成12年12月13日から実施します。

**附 則**（平成13年2月15日経企第2200号）

この改正規定は、平成13年2月22日から実施します。

**附 則**（平成13年3月23日経企第2511号）

この改正規定は、平成13年4月2日から実施します。

**附 則**（平成13年4月13日経企第2649号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月18日から実施します。  
（種類等に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次の表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| イーサネット通信サービスの種類がタイプ2のもの | イーサネット通信サービスの種類がタイプ2のものであって料金表第1表（料金）に規定する区分がプラン1のもの |
|-------------------------|--|

**附 則**（平成13年5月30日経企第408号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成13年8月9日経企第846号）

この改正規定は、平成13年8月16日から実施します。

**附 則**（平成13年8月17日経企第880号）

この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。

**附 則**（平成13年11月26日経企第1580号）

この改正規定は、平成13年11月26日から実施します。

**附 則**（平成13年12月7日経企第1582号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年12月14日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかったイーサネット通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じたイーサネット通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成13年12月20日経企第1826号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年12月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第2種イーサネット通信サービスの提供を受けている契約者（プラン2に係る者に限ります。）が、この改正規定実施の日から6ヶ月の間にその第2種イーサネット通信サービスについて、種類の変更（タイプ3への変更に限ります。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の2-1-1（適用）の表の(8)欄のエ及びカの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

**附 則**（平成14年2月12日経企第2183号）

(実施期日)

この改正規定は、平成14年2月21日から実施します。

**附 則**（平成14年3月19日経企第2467号）

(実施期日)

この改正規定は平成14年3月29日より実施します。

**附 則**（平成14年3月28日経企第2517号）

この改正規定は、平成14年4月4日から実施します。

**附 則**（平成14年6月24日経企第527号）

この改正規定は、平成14年6月28日から実施します。

**附 則**（平成14年8月8日経企第841号）

この改正規定は、平成14年8月19日から実施します。

**附 則**（平成14年9月13日経企第916号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年9月20日から実施します。

(種類等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次の表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| イーサネット通信サービスの種類がタイプ1のもの | イーサネット通信サービスの種類がタイプ1のものであって料金表第1表（料金）に規定する区分がプラン1のもの |
|-------------------------|--|

**附 則**（平成14年11月15日経企第1039号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年11月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の伝送用契約者回線群使用料の適用を受けている第1種契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区分等の伝送用契約者回線群使用料の適用を受けている第1種契約者とみなして取り扱います。

|   |   |
|---|---|
| 料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分1に係るもの | 料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分1の細分1に係るもの |
| 料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分2に係るもの | 料金表第1表（料金）に規定する伝送用契約者回線群使用料の区分が区分1の細分2に係るもの |

**附 則**（平成14年12月26日経企第1156号）

この改正規定は、平成15年1月6日から実施します。

**附 則**（平成14年12月26日経企第1161号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年1月14日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第3種契約の上限伝送速度の細分及び保証伝送速度の細目の追加に関する部分については、平成15年2月1日から、第2種契約の料金改定に関する部分、第2種契約のプラン1に係るゾーンの廃止に関する部分、第2種契約のプラン2及びタイプ3に係るエリアの廃止に関する部分、第2種契約のプラン2に係る他社接続契約者回線の通信の態様による細目に対応する品目の追加については、平成15年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定より締結している第2種契約（プラン1に係るものに限ります。（改正前の規定によりゾーン間中継使用料の適用を受けているVPNグループに所属するものは除きます。））の利用料については、この改正規定実施の日から6ヵ月の間、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成14年12月26日経企第1162号）

この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

**附 則**（平成15年2月10日経企第1273号）

この改正規定は、平成15年2月25日から実施します。

**附 則**（平成15年1月28日経企第1236号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成15年2月18日経企第1237号）

この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

**附 則**（平成15年3月20日経企第1404号）

この改正規定は、平成15年3月28日から実施します。

**附 則**（平成15年3月24日経企第1408号）

この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

**附 則**（平成15年5月1日経企第139号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年5月9日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成15年5月8日経企第169号）

この改正規定は、平成15年5月9日から実施します。

**附 則**（平成15年5月8日経企第170号）

この改正規定は、平成15年6月9日から実施します。

**附 則**（平成15年6月2日経企第248号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月9日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成15年6月23日経企第331号）

この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

**附 則**（平成15年7月1日経企第372号）

この改正規定は、平成15年7月8日から実施します。

ただし、この改正規定中、シェアードI P-P B Xサービス（第2種サービスに係るものに限り。）との接続に関する部分については、平成15年8月1日から実施します。

**附 則**（平成15年7月30日経企第457号）

この改正規定は、平成15年8月18日から実施します。

**附 則**（平成15年8月25日経企第503号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年9月19日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成15年8月25日経企第504号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

|  |  |
|--|--|
| 第2種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第2種契約<br>タイプ1に係るもの<br>プラン2に係るもの<br>第2種契約<br>タイプ2に係るもの<br>プラン2に係るもの | 第2種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第2種契約<br>タイプ1に係るもの<br>第2種契約<br>タイプ2に係るもの |
| 第2種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第2種契約<br>タイプ1に係るもの<br>プラン1に係るもの<br>第2種契約<br>タイプ2に係るもの<br>プラン1に係るもの | 第4種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第4種契約<br>タイプ1に係るもの<br>第4種契約<br>タイプ2に係るもの |

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成15年11月25日経企第813号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年12月8日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成16年2月13日経企第1124号）

この改正規定は、平成16年2月20日から実施します。

**附 則**（平成16年2月25日経企第1165号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年3月4日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成16年2月17日経企第1132号）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成16年3月29日経企第1289号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

**附 則**（平成16年4月21日BBサ第46号）

この改正規定は、平成16年4月26日から実施します。

**附 則**（平成16年5月28日BBサ第105号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成16年6月16日BBサ第147号）

この改正規定は、平成16年6月18日から実施します。

**附 則**（平成16年6月30日BBサ第185号）

この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

**附 則**（平成16年7月28日BBサ第223号）

この改正規定は、平成16年8月2日から実施します。

附 則（平成16年8月3日BBサ第231号）

この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

附 則（平成16年9月7日BBサ第262号）

この改正規定は、平成16年9月13日から実施します。

附 則（平成16年9月27日BBサ第275号）

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則（平成16年10月26日BBサ第318号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているイーサネットアクセス（他社接続契約者回線に係る協定事業者が中部テレコミュニケーション株式会社となるものに限り、）に関する部分のうち、高速イーサネット専用サービスに対応するイーサネット通信サービスの料金その他の取扱いについては、次表に掲げるものを除いて、なお従前のおりとし、

他社接続契約者回線に係る協定事業者が、中部テレコミュニケーション株式会社となるもの

1の契約ごとに月額

| 区 分    | 料 金 額   |                    |
|--------|---|--------------------|
|        | その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の県（中部テレコミュニケーション株式会社の専用サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合 | 左欄以外のもの            |
| 1 Mb/s | 54,100円（58,428円）  | 77,600円（83,808円）   |
| 2 Mb/s | 77,600円（83,808円）  | 112,900円（121,932円） |
| 3 Mb/s | 101,200円（109,296円）  | 148,200円（160,056円） |
| 4 Mb/s | 124,700円（134,676円）  | 183,500円（198,180円） |
| 5 Mb/s | 148,200円（160,056円）  | 218,800円（236,304円） |
| 10Mb/s | 171,800円（185,544円）  | 301,200円（325,296円） |

附 則（平成16年11月29日BBサ第352号）

この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附 則（平成16年11月30日BBサ第355号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

|  |  |
|--|--|
| 第2種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第2種契約<br>タイプ3に係るもの (a) | 第2種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第2種契約<br>タイプ2に係るもの (b) |
| 第5種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第5種契約<br>タイプ3に係るもの (a) | 第5種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第5種契約<br>タイプ2に係るもの (b) |

- 5 第2種契約又は第5種契約に係る他社接続契約者回線（平成16年11月30日において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社がデータ伝送サービス契約約款の規定により提供しているものであって、長期継続利用の適用を受けているものに限ります。）に係るアクセス回線料に関する取り扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、この取り扱いは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社からの通知等により、その事実について当社が確認できた場合に限ります。

- 1 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の規定する長期継続利用の種類が3年利用の場合は0.07を、6年利用の場合は0.11をアクセス回線料（アクセス回線料の額については、料金表第1表第1（利用料）2（第2種契約に係るもの）2-1（適用）の(7)欄までの適用又は5（第5種契約に係るもの）5-1（適用）の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表において同じとします。）に乗じて得た額をそれぞれアクセス回線料から減額して適用します。
- 2 東日本電信電話株式会社の規定する長期継続利用の種類が2年利用のものである場合は、長期継続利用を開始した日からの経過期間（平成16年11月30日における経過期間に限ります。以下この表において同じとします。）に応じて、アクセス回線料から次表に規定する額を減額して適用します。

| 経過期間         | 減額（月額）          |
|--------------|-----------------|
| 1年までの期間      | 料金額に0.06を乗じて得た額 |
| 1年を超え2年までの期間 | 料金額に0.07を乗じて得た額 |
| 2年を超える場合     | 料金額に0.08を乗じて得た額 |

**附 則**（平成16年11月26日 B B サ第351号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月7日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成16年12月10日 B B サ第364号）

この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。

**附 則**（平成16年12月10日 B B サ第366号）

この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。

**附 則**（平成17年1月20日 B B サ第385号）

この改正規定は、平成17年1月24日から実施します。

**附 則**（平成17年1月27日 B B サ第391号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則** (平成17年2月21日BBサ第411号)

この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第2種契約及び第5種契約のタイプ1への品目の追加に関する部分については、平成17年3月11日から実施します。

**附 則** (平成17年3月29日BBサ第472号)

この改正規定は、平成17年3月31日から実施します。

**附 則** (平成17年3月25日US第1964号/平成17年3月29日BBサ第473号)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

**附 則** (平成17年3月29日BBサ第474号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則** (平成17年3月29日BBサ第475号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則** (平成17年5月23日BBマ第48号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則の第3項から第8項までの料金の適用については、当社が別に定める申込書により当社に請求があった場合に適用します。
- 3 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に、タイプ2(DSL回線に係るものに限り、)に係る第2種契約若しくは第5種契約の申込み(10Mb/s又は12Mb/sの品目のものに限り、)又は品目の変更(1Mb/sの品目のものから10Mb/s又は12Mb/sの品目のものへの変更に限る、)を当社が承諾した場合であって、平成17年9月30日までに当社がそのイーサネット通信サービスの提供を開始した場合は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することになる契約料及び工事費を適用しません。
- 4 平成17年5月30日から平成17年8月31日までの間に、タイプ3(加入者回線(当社の指定するイーサネット通信サービス取扱所内を終端の場所とするものに限り、)及び加入者共用回線に係るものを除き、以下この第5項まで同じとし、)に係る第2種契約若しくは第5種契約の申込み又は品目の変更(変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満となるものを除き、)を当

社が承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのタイプ3の提供を開始した場合は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することになる契約料及び工事費を適用しません。

- 5 平成17年5月30日から平成17年8月31日までの間に、タイプ2に係る第2種契約又は第5種契約について、種類の変更（タイプ2からタイプ3への変更であって、同時に品目の変更（変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満となるときを除きます。）を行うものに限ります。）を当社が承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのタイプ3の提供を開始した場合は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することになる工事費を適用しません。
- 6 平成17年5月30日から平成17年8月31日までの間に、第2種契約又は第5種契約に係る付加機能（優先制御機能に係るものに限ります。）の提供の請求があり、平成17年11月30日までに当社がその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表に規定する額にかかわらず、付加機能使用料を適用しません。
- 7 平成17年5月30日から平成17年8月31日までの間に、第2種契約又は第5種契約に係る付加機能の提供の請求があり、平成17年11月30日（遠隔監視サービスに係るものについては平成17年9月30日）までに当社がその付加機能の提供を開始した場合は、料金表に規定する額にかかわらず、工事費を適用しません。
- 8 平成17年5月30日から平成17年8月31日までの間に、第2種契約又は第5種契約に係る付帯サービス（回線制御装置に係るものに限ります。）の提供の請求があり、平成17年9月30日までに当社がその付帯サービスの提供を開始した場合は、その付帯サービスの提供を開始した日を含む料金月から3料金月について、料金表に規定する額にかかわらず、回線制御装置使用料を適用しません。
- 9 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 10 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成17年5月27日BBサ第36号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月30日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成17年6月10日BBサ第50号）

この改正規定は、平成17年7月15日から実施します。

**附 則**（平成17年7月13日BBサ第94号）

この改正規定は、平成17年7月15日から実施します。

**附 則**（平成17年9月12日BBサ第155号）

この改正規定は、平成17年9月16日から実施します。

**附 則**（平成17年9月29日BBサ第173号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成17年11月25日 B B サ第220号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年12月26日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成17年12月26日 B B サ第268号）

この改正規定は、平成18年1月25日から実施します。

**附 則**（平成18年3月24日 U S 第1834号）

この改正規定は、平成18年3月31日より実施します。

**附 則**（平成18年7月14日 B B サ第102号）

この改正規定は、平成18年7月19日から実施します。

**附 則**（平成18年7月26日 B B サ第116号）

この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

**附 則**（平成18年9月26日 U S 第942号/平成18年9月27日 B B サ第178号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成18年11月30日 B B サ第239号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成19年1月26日 BBサ第290号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 第2種イーサネット通信サービスの種類がタイプ2のものであって料金表第1表（料金）に規定する区別がクラス1のもの | 第2種イーサネット通信サービスの種類がタイプ2のもの |
| 第2種イーサネット通信サービスの種類がタイプ3のものであって料金表第1表（料金）に規定する区別がクラス1のもの | 第2種イーサネット通信サービスの種類がタイプ3のもの |

3 削除

- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成19年1月26日BBサ第291号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄の加入者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄の加入者回線とみなして取り扱います。

|   |   |
|---|---|
| 第2種イーサネット通信サービス及び第5種イーサネット通信サービスに係る契約<br>加入者回線に係るもの a | 第2種イーサネット通信サービス及び第5種イーサネット通信サービスに係る契約<br>加入者回線に係るもの a-1 |
| 第2種イーサネット通信サービス及び第5種イーサネット通信サービスに係る契約<br>加入者回線に係るもの c | 第2種イーサネット通信サービス及び第5種イーサネット通信サービスに係る契約<br>加入者回線に係るもの c-1 |

附 則（平成19年2月26日BBサ第320号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄の電気通信設備は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄の電気通信設備とみなして取り扱います。

|                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 第2種イーサネット通信サービスに係る構内設備 | 第2種イーサネット通信サービスに係る構内インタフェースケーブル |
| 第5種イーサネット通信サービスに係る構内設備 | 第5種イーサネット通信サービスに係る構内インタフェースケーブル |

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成19年3月28日BBサ第380号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している次表の左欄の電気通信設備は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄の電気通信設備とみなして取り扱います。

|                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 第4種イーサネット通信サービスに係る構内設備 | 第4種イーサネット通信サービスに係る構内インタフェースケーブル |
|------------------------|---------------------------------|

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成19年4月9日BBサ第700006号）

この改正規定は、平成19年4月13日から実施します。

**附 則**（平成19年3月9日BBサ第333号）

この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

**附 則**（平成19年5月14日BBサ第700046号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年5月16日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成19年6月27日BBサ第700185号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成19年9月21日BBサ第700332号）

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

**附 則**（平成19年10月30日BBサ第700382号）

この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。

**附 則**（平成19年12月26日BBサ第700442号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

（整理品目化等に関する経過措置）

4 削除

**附 則**（平成20年3月26日BBサ第700595号）

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

**附 則**（平成20年3月26日BBサ第700596号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料及び工事費の適用については、次のとおりとしします。

- (1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの  
 ア 平成20年3月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの  
 イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの ((2)に該当する場合を除きます。)
- (2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの  
 ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの  
 イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則** (平成20年6月27日 B B 第800109号)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

**附 則** (平成20年7月11日 B B 第800125号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月14日から実施します。  
 (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 第6種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第6種契約 | 第6種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第6種契約<br>料金表第1表(料金)に規定する区分がプラン1のもの |
| 第7種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第7種契約 | 第7種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第7種契約<br>料金表第1表(料金)に規定する区分がプラン1のもの |

**附 則** (平成20年7月30日 U S 第800770号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。  
 (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料および工事費の適用については、次のとおりとしします。
- (1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの  
 ア 平成20年7月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの  
 イ 契約締結前であるが、落札広告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの ((2)に該当する場合を除きます。)
- (2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの  
 ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契

約者との間で合意がなされているもの  
イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(その他)
- 5 B Bサ第700596号(平成20年3月26日)の附則3(経過措置)を「3 削除」に改めます。

**附 則**(平成20年11月19日 B Bサ第800338号)  
この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

- 附 則**(平成20年11月27日 B Bサ第800347号)  
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。  
(経過措置)
  - 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**(平成21年1月27日 B Bサ第800409号)  
この改正規定は、平成21年2月2日から実施します。

**附 則**(平成21年6月16日 B Bサ第900054号)  
この改正規定は、平成21年6月25日から実施します。

- 附 則**(平成21年6月15日 B Bサ第900051号)  
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。  
(経過措置)
  - 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る品目及び加入者回線に係る区分については、左欄の契約に係る品目及び加入者回線に係る区分に相当するものとします。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 第6種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第6種契約 | 第6種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第6種契約<br>料金表第1表(料金)に規定する通信の区別がグレード1のもの |
| 第7種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第7種契約 | 第7種イーサネット通信サービスに係る契約<br>第7種契約<br>料金表第1表に規定する通信の区別がグレード1のもの     |

**附 則**(平成21年6月12日 B Bサ第900048号)  
この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

**附 則**(平成21年8月26日 B N Sサ第900141号)  
この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

**附 則**(平成21年8月31日 B N Sサ第900162号)  
この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

**附 則**(平成21年11月16日 B N Sサ第900022-1号)

この改正規定は、平成21年11月20日から実施します。

**附 則**（平成21年12月17日 B N S サ第900476号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年12月21日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成22年1月26日 B N S ネサ第900005号）

この改正規定は、平成22年1月29日から実施します。

**附 則**（平成22年3月26日 B N S ネサ第900066号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。  
（その他）

- 4 B B サ第700442号（平成19年12月26日）の附則の4を削除し、B B サ第290号（平成19年1月26日）の附則の3の取扱いについては次のとおりとします。

この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第2種イーサネット通信サービス（タイプ2のクラス2（他社接続契約者回線（料金表第1表（料金）に規定するイーサネットアクセスに係るものであって、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表で規定するLAN型通信網サービスに係るものに限り、）及びDSL回線に係るものに限り、）に係るものに限り、）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成22年4月28日 B N S ネサ第000015号）

この改正規定は、平成22年4月30日から実施します。

**附 則**（平成22年4月28日 B N S テ第000022号）

この改正規定は、平成22年4月30日から実施します。

**附 則**（平成22年6月30日 B N S テ第000129号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成22年6月28日 B N S ネサ第000053号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

**附 則**（平成22年9月15日 B N S ネサ第000120号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成22年11月11日 B N S ネサ第000124-1号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成23年1月28日 B N S ネサ第000210号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成23年2月21日 B N S ネサ第000237号)

この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

**附 則** (平成23年3月25日 B N S ネサ第000266号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成23年5月26日 B N S ヌ第100091号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成23年6月29日 B N S ネサ第100065号)

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

**附 則** (平成24年2月29日 N S ク第100161号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の時刻から起算して第1種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続している場合については、当社は、料金表第1表第1の1-1(適用)の(8)欄から(10)欄までの規定を適用しません。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が第1種イーサネット通信サービスの申込みを承諾した場合であって、第1種イーサネット通信サービスの提供を開始していないときは、当社は、料金表第1表第1の1-1(適用)の(7)欄の規定を適用しません。

**附 則** (平成24年3月12日NSク第100174号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している複合利用割引(タイプ2)に係る約定期間については、通信グループに変更のない限り、改正後の規定による適用において、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成24年3月27日VVサ第100875号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成24年5月30日NSク第200036号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種イーサネット通信サービス又は第5種イーサネット通信サービス(いずれもタイプ2のイーサネットアクセスであって、他社接続契約者回線に係る協定事業者が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とソフトバンク株式会社となるものに限り)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (平成24年6月29日NSオ第200112号)

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

**附 則** (平成25年4月1日NSク第200248号)

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

**附 則** (平成25年4月24日NSク第300019号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成25年11月22日NSク第300210号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

**附 則**（平成26年3月25日NSク第300337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成26年3月25日NSク第300340号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成26年6月27日NSク第400090号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。  
（その他）
- 2 NSク第200036号（平成24年5月30日）の附則の2における、「イー・アクセス株式会社」を「ワイモバイル株式会社」に改めます。

**附 則**（平成27年1月27日NSク第400406号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種イーサネット通信サービス（ギガビット通信サービスと接続するものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成27年4月27日NSク第500029号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。  
（その他）
- 2 NSク第200036号（平成24年5月30日）の附則の2における、「ワイモバイル株式会社」を「ソフトバンクモバイル株式会社」に改めます。

**附 則**（平成27年6月25日NSク第500090号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。  
(その他)
- 2 NSク第200036号(平成24年5月30日)の附則の2における、「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンク株式会社」に改めます。

附則(平成27年8月18日 NSク第500144号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年8月19日から実施します。  
(その他)
- 2 NSク第300340号(平成26年3月25日)の附則の2における、「KVH株式会社」を「Coltテクノロジーサービス株式会社」に改めます。

附則(平成27年12月24日 NSク第500320号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき締結した次表の左欄の電気通信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において解除し、次表の右欄の電気通信サービスに係る契約に移行したものとします。

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| イーサネット通信サービス契約約款 | Universal Oneサービス契約約款(第4編) |
| イーサネット通信サービス     | Universal Oneサービス第3種第1類    |
| 第2種イーサネット通信網サービス | 第2種イーサネット通信網サービス           |
| 第5種イーサネット通信網サービス | 第5種イーサネット通信網サービス           |
| 第6種イーサネット通信網サービス | 第6種イーサネット通信網サービス           |
| 第7種イーサネット通信網サービス | 第7種イーサネット通信網サービス           |

- 3 NSク第300340号(平成26年3月25日)の附則の2から4までの規定をこの改正規定実施の日をもって廃止します。

ただし、次表の電気通信サービスについては、この附則の2の表の右欄の当社の契約約款及び料金表に基づき、なお従前のとおりとします。

|   |
|---|
| イーサネット通信サービス契約約款  |
| 第2種イーサネット通信サービス   |
| D S Lアクセス(他社接続契約者回線に係る協定事業者がソフトバンク株式会社となるものに限りませう。)             |
| C C Nアクセス(コース0に係るものに限りませう。)                                     |
| 第5種イーサネット通信サービス   |
| イーサネットアクセス及びD S Lアクセス(他社接続契約者回線に係る協定事業者がソフトバンク株式会社となるものに限りませう。) |
| C C Nアクセス(コース0に係るものに限りませう。)                                     |
| 付加機能(優先制御機能に限りませう。)   |

- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定により締結された契約に係る期間等(最低利用期間を含みます。)に係る起算日等は、この附則の2の表の右欄の電気通信サービスに係る契約において、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに

関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。